

第3次周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

～うずら卵2個分のごみダイエット～



令和7(2025)年3月

周南市

はじめに

本市は、瀬戸内海の青い海や中国山地の山々の緑といった豊かで美しい自然に囲まれ、臨海部には石油化学コンビナートが立地する、自然と産業が調和したまちです。

この美しい環境を守るため、平成27年3月に策定した第2次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画においては「みんなでつくる循環型社会のまち・周南」を目標とし、市民・事業者・行政が一体となって、地域清掃をはじめとする環境美化活動やごみの減量化、再資源化などに取り組んでまいりました。



近年、地球温暖化をはじめ、人類の活動が地球環境に及ぼす影響が顕著になっており、平成27年の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、廃棄物の発生抑制や食品ロス削減に関する「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。

国においても、この考え方を踏まえた「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進む「リニアエコノミー（線形経済）」から、資源の最大限の活用と廃棄物の最小化を目指して、製品のライフサイクル全体で資源を再利用・リサイクルする経済システム「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を目指すこととしています。

こうした状況を踏まえ、安定的かつ効率的なごみ処理を推進する体制を整え、さらなるごみの減量及び3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、新たに「第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

今後も、市民・事業者・関係団体の皆さまとの協働により、循環型社会のまちの実現に向けて、取り組みを進めてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました周南市ごみ対策推進審議会委員の皆さまをはじめ、ご意見やご提言、また、ご協力をいただきました関係者の皆さまに、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

周南市長 藤井 律子

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画見直しの背景と目的	1
第2節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画対象廃棄物	4
第2章 本市の地域特性	5
第1節 本市の地域概況	5
第3章 ごみ処理基本計画	11
第1節 ごみ処理の現状と課題	11
第2節 基本理念と基本方針	25
第3節 数値目標・指標	27
第4節 計画の指標・目標	40
第5節 計画の体系	41
第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進	42
第7節 施策の柱② 3Rの推進と廃棄物の適正処理	52
第8節 施策の柱③ 適正なごみ処理による快適環境の推進	61
第9節 ごみ処理計画（適正処理の推進体制）	66
第4章 周南市食品ロス削減推進計画	71
第1節 基本的事項	71
第2節 本市における食品ロスの現状と課題	73
第3節 食品ロス削減目標	74
第4節 目標達成のための施策	74
第5章 計画の進行管理	80
第1節 計画の進行管理手法	80
第2節 進行管理体制	81
第6章 周南市一般廃棄物処理施設 施設分類別計画	82
第1節 本計画の目的	82
第2節 施設の設置目的と経緯	82
第3節 対象施設の一覧	82
第4節 ごみ処理施設の現状	85
第5節 ごみ処理施設を取り巻く状況と課題	90
第6節 ごみ処理施設の今後の方向性	92
第7節 し尿処理施設について	94

第8節 計画期間.....	94
参考資料 建物の現状一覧（詳細）	95
参考資料 一次評価	96
参考資料 一次評価結果.....	98
添付資料 計画策定の経緯	添付-1
添付資料 周南市ごみ対策推進審議会委員名簿.....	添付-2

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画見直しの背景と目的

周南市（以下、「本市」という。）では、平成15年4月の旧2市2町（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町）合併後のごみ処理の基本方針を示した「第1次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成16年度に策定し、計画期間としていた10年間の経過した平成27年3月に「第2次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。第2次計画に基づき、ごみ処理経費の削減を図りつつ、さらなるごみの発生・排出削減、再資源化による最終処分量の削減を目指して、目標達成のための各施策を実施し、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進してきました。

第2次計画の策定以降、国において令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が閣議決定され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、令和6年8月には「第5次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

このように、国の廃棄物行政や社会情勢が大きく変化していることや、第2次計画における10年間の計画期間が満了となることから、近年の社会の変化や本市の実情を考慮した新たな「第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

●一般廃棄物処理基本計画とは

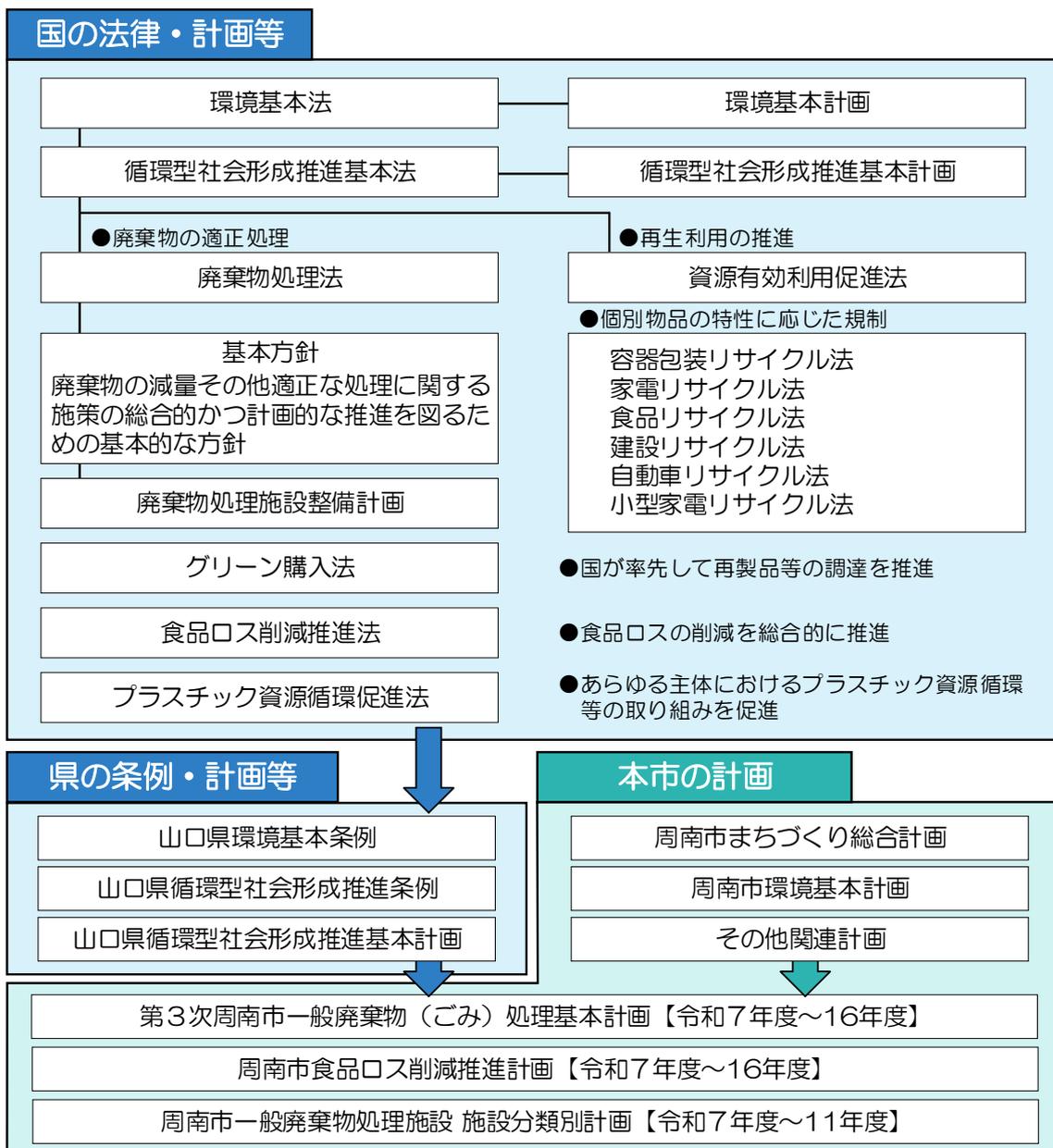
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条において、市町村は自らの区域内の一般廃棄物の処理に関する計画として「一般廃棄物処理計画」を定めることとされています。一般廃棄物処理計画は、同法施行規則第1条の3の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定める「基本計画」と基本計画の実施に必要な各年度の事業を定める「実施計画」によって所定の事項を定めることとされており、本計画はこれに規定される「基本計画」に該当します。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、本市におけるごみ処理に係る基本方針を定めるものであり、本市が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定するものであり、国の法律や計画、山口県の条例や計画及び本市の上位計画等と整合するものです。

また本計画は、本市の食品ロス削減の推進に関する方針を定める「周南市食品ロス削減推進計画」及び「周南市公共施設再配置計画」を進めていくためのアクションプラン（行動計画）のひとつである「周南市一般廃棄物処理施設 施設分類別計画」を、一体的に策定するものです。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ



※一部、略称を用いています。

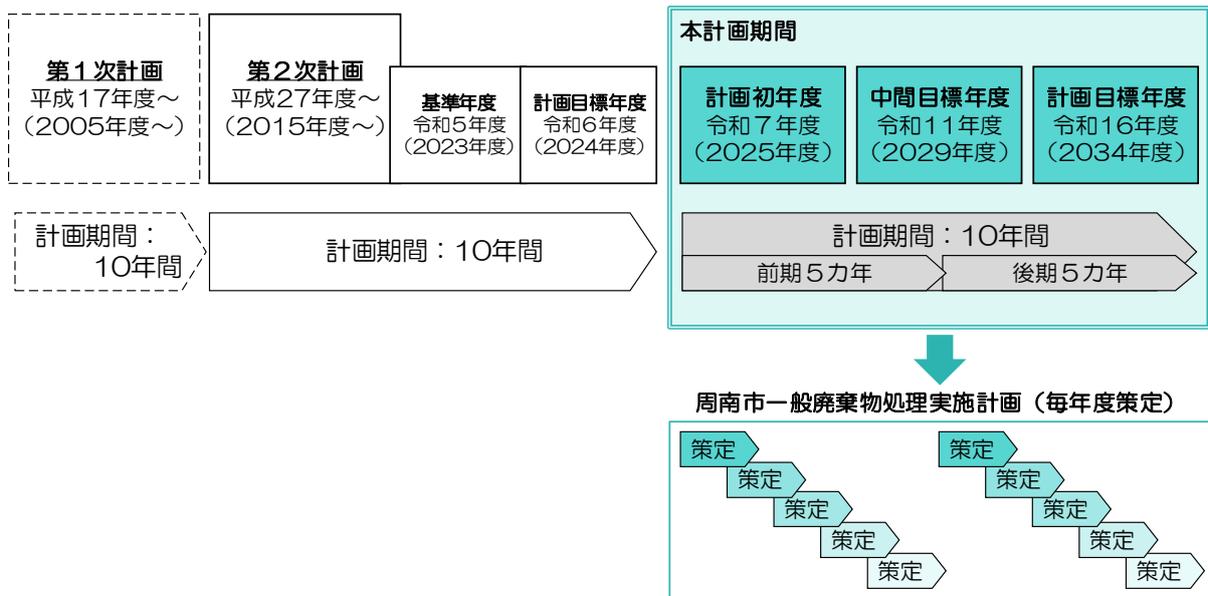
第3節 計画期間

環境省の示す「ごみ処理基本計画策定指針」によると、「一般廃棄物処理基本計画」は目標年度をおおむね10年から15年に設定し、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である、とされています。

よって本計画は計画初年度を令和7年度とし、計画期間は10年間とします。本計画の計画目標年度は、本市における循環型社会の形成を確実に進めるために設定し、ごみの排出削減や再資源化等の目標値をいつまでに達成するかを示すものであり、長期的な施策の展開を図ることから、最終年度の令和16年度とします。

また、計画初年度から5年間が経過した令和11年度を中間目標年度とし、施策や目標値等の進捗状況を把握し中間見直しを実施することから、中間目標年度においても数値目標を示すものとします。

◆図表 1-2 計画期間

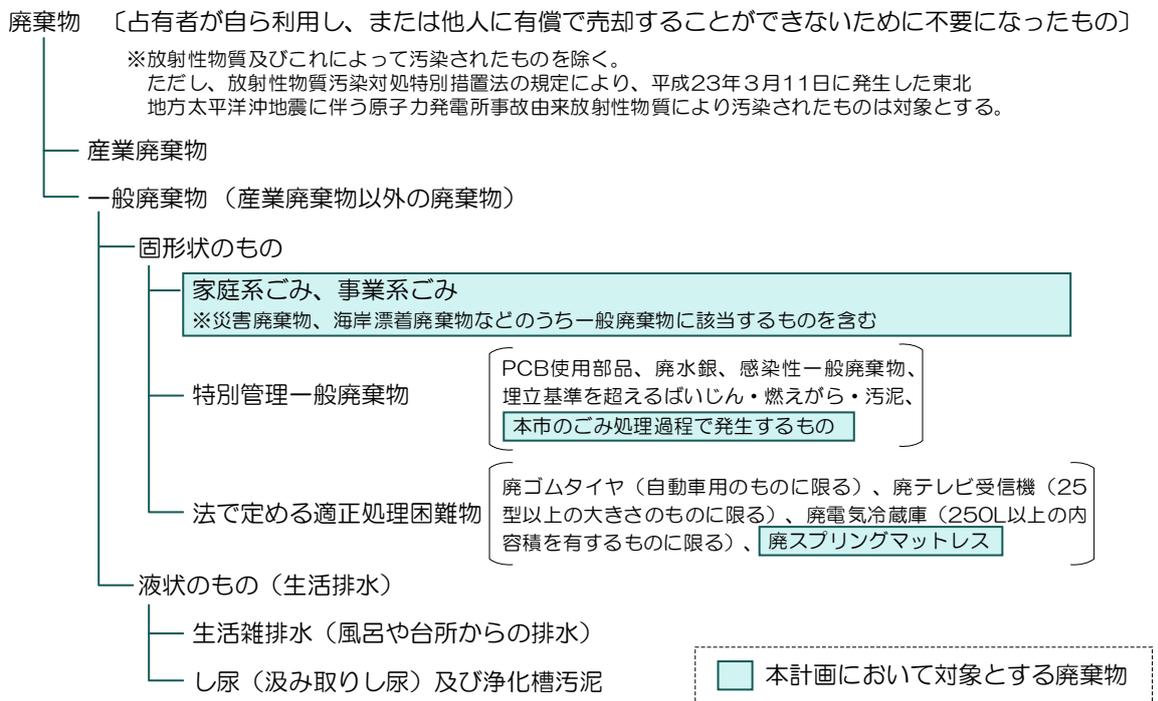


第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち「固形状のもの（ごみ）」ですが、特別管理一般廃棄物及び廃棄物処理法で定める適正処理困難物は一部を除き対象外とします。また、一般ごみのうち、個別のリサイクル法等により取り扱いに指定があるものや、本市が指定する適正処理困難物も一部を除き対象外とします。これらの扱いは、一般廃棄物処理実施計画において定めます。

なお、「液状のもの（生活排水）」に関する計画は本計画とは別に策定するものとします。

◆図表 1-3 本計画の対象廃棄物



第2章 本市の地域特性

第1節 本市の地域概況

1 沿革・位置

本市は山口県東南部に位置し、平成 15 年 4 月 21 日に旧 2 市 2 町（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町）が合併して誕生しました。本市の面積は 656.29km²で山口県内で 5 番目に大きく、北は島根県との県境、西は山口市と防府市、南は下松市と光市、東は岩国市と隣接しています。

本市の北部には中国山地の山々が連なり、南東部の八代地区は本州唯一のナベツルの渡来地であり、昭和 30 年には「八代のツルおよびその渡来地」が国の特別天然記念物に指定されました。また市南部の島しょ部には瀬戸内海国立公園区域に指定されている「太華山」が立地し、市内の 5 地区が「やまぐちの棚田 20 選」に選定されるなど、美しい自然景観・自然環境を有しています。

一方、臨海部には全国有数の工業品出荷額を誇る周南コンビナート工場群が形成され、製造業の発展と併せて、周南コンビナートが醸し出す工業夜景は、魅力的な観光資源として地域に賑わいをもたらしています。

◆図表 2-1 本市の位置



(本市の面積 資料：「令和 6 年全国都道府県市区町村別面積調（1 月 1 日時点）」国土地理院技術資料)

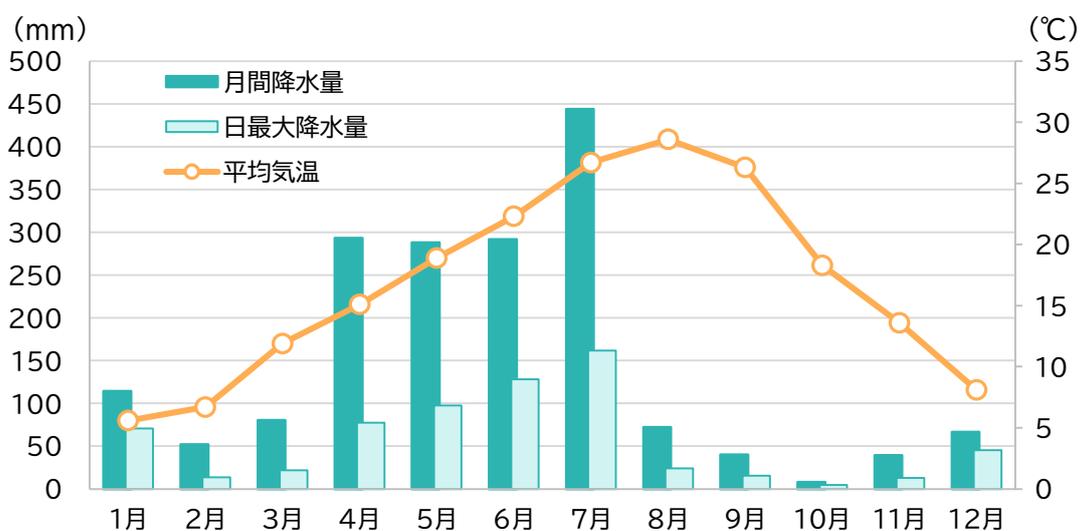
2 気候

本市の過去5年間の年間平均気温は16℃台であり、過去5年間の最低気温は令和5年に-5.3℃を記録し、最高気温も同年に37.2℃を記録しています。過去5年間の年間降水量は1,500～2,100mm程度で推移しています。

本市は温暖で雨の少ない瀬戸内海型の気候に属していますが、本市域中部に位置する周防山地を境に北側は内陸型の気候となり、山間部は冬季の寒さが厳しく、積雪があります。

◆図表 2-2 本市の気温及び降水量

【令和5年の月別降水量及び月平均気温】



【過去5年間の気温及び降水量】

	気温(°C)			降水量(mm)	
	平均	最高気温	最低気温	総量	日最大
令和元年	16.8	36.6	-1.3	1,502.5	88.0
令和2年	16.5	35.9	-1.8	2,075.5	152.5
令和3年	16.7	35.9	-4.9	2,165.5	141.0
令和4年	16.6	35.9	-2.7	1,234.0	191.5
令和5年	16.8	37.2	-5.3	1,790.5	161.5
1月	5.6	16.5	-5.3	114.5	70.5
2月	6.7	16.9	-1.8	52.0	13.5
3月	11.9	24.2	-0.7	80.5	22.0
4月	15.1	25.6	4.3	293.5	77.5
5月	18.9	30.6	7.3	288.0	97.5
6月	22.3	30.3	14.0	292.0	128.0
7月	26.7	34.7	19.9	444.0	161.5
8月	28.6	37.2	23.9	72.0	24.0
9月	26.3	33.8	17.8	40.0	15.5
10月	18.3	28.6	9.4	8.0	4.5
11月	13.6	28.0	1.6	39.5	13.0
12月	8.1	21.4	-2.3	66.5	45.5

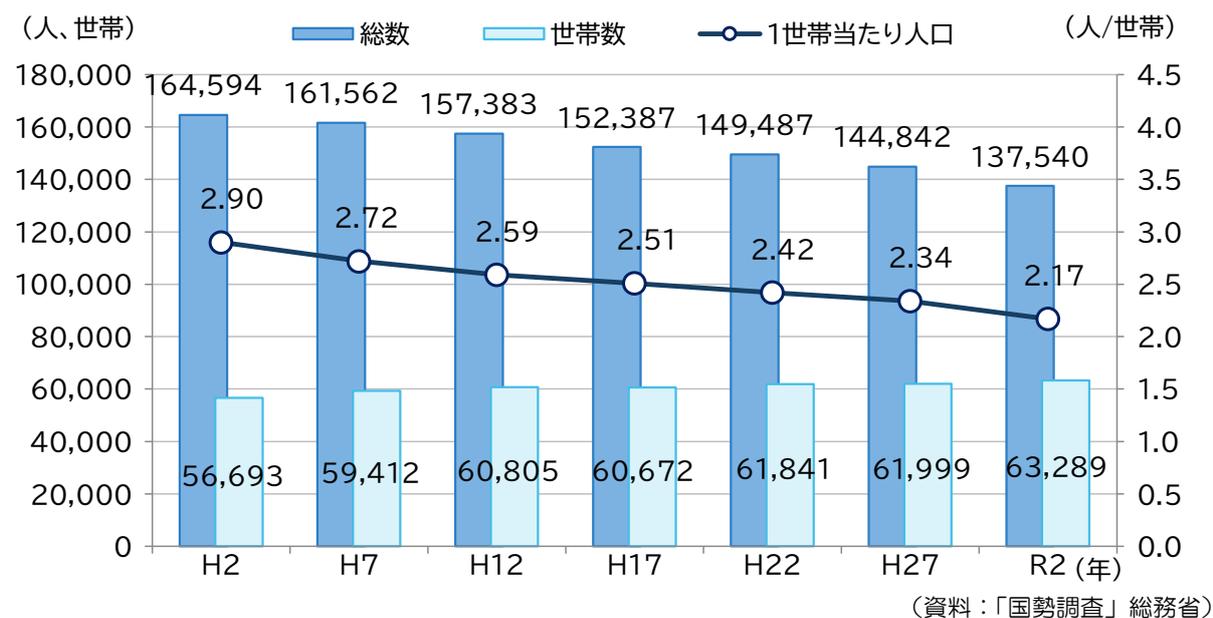
(資料：気象庁 HP (地点：下松))

3 人口及び世帯数

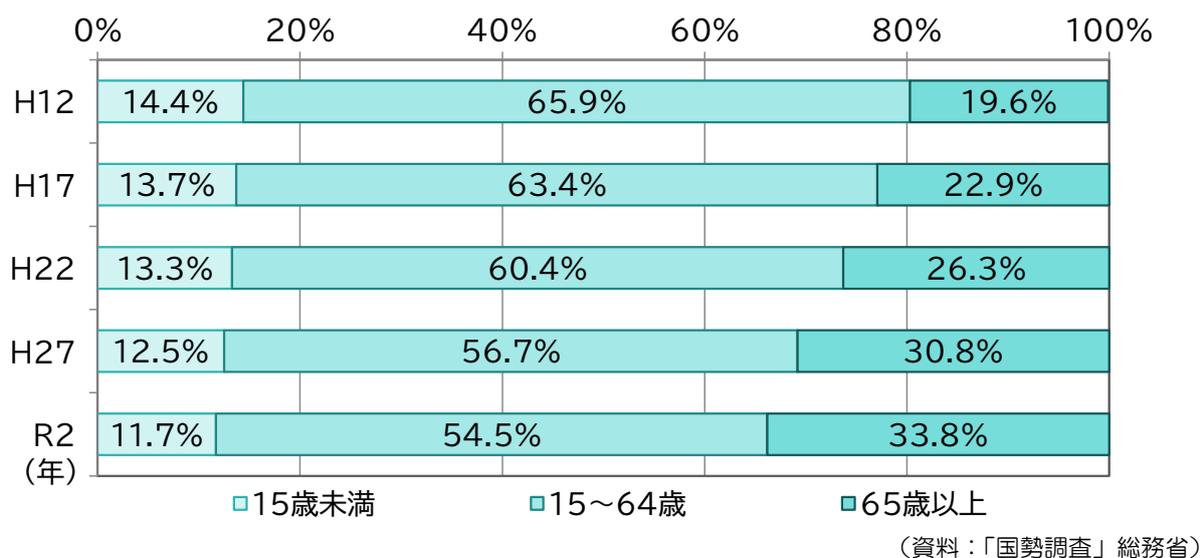
国勢調査によると、人口は減少傾向にあり、令和2年では137,540人と14万人を下回っています。世帯数は平成12年から平成17年にかけて減少に転じたものの、平成22年以降は再度増加しており、令和2年では63,289世帯となっています。

1世帯当たりの人口は減少傾向が続いていること、また、年齢別人口では65歳以上人口の比率が増加していることから、核家族化の進行と高齢者の世帯の増加が伺えます。

◆図表 2-3 人口及び世帯数の推移



◆図表 2-4 年齢別 (3区分) 人口の推移



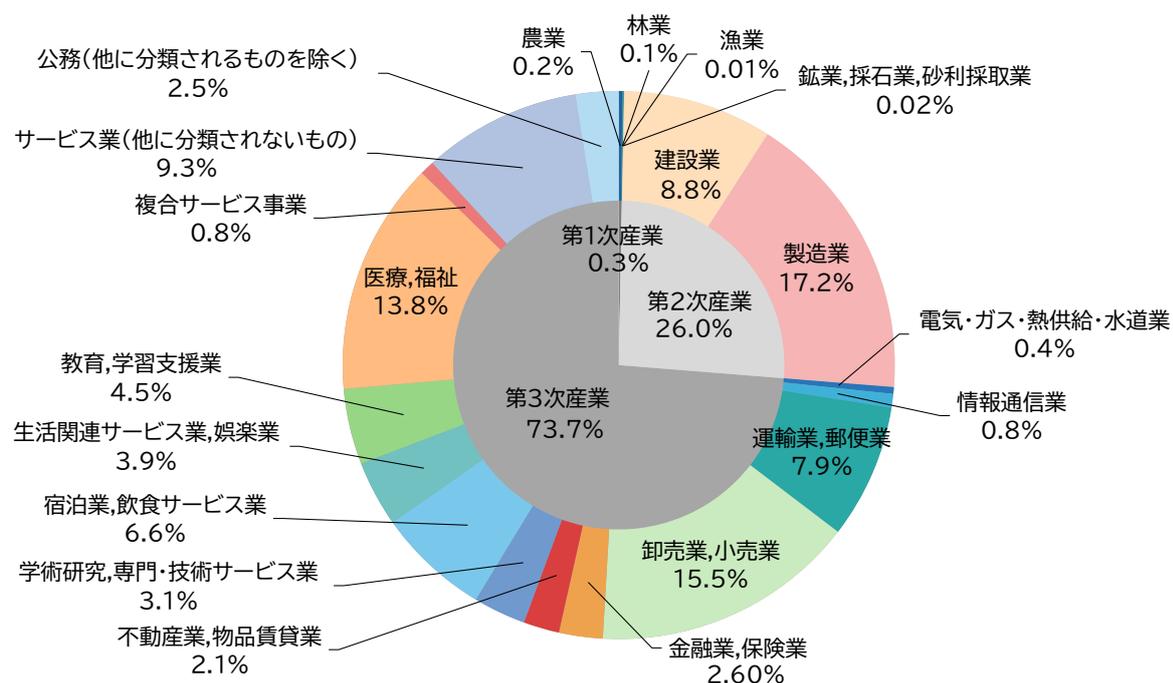
4 産業

本市の産業別就業者の割合を図表 2-5 に示します。

本市では第3次産業が73.7%と最も多くを占め、次いで第2次産業が26.0%、第1次産業はわずか0.3%となっています。

本市では、臨海部に全国有数のコンビナートを形成し発展した石油・化学工業、鉄鋼業等の製造業が基幹的な産業となっています。一方、北の内陸部は中山間地域で農林業が主な産業となっています。

◆図表 2-5 産業別就業者数割合



(資料：「令和3年経済センサス-活動調査」総務省)

臨海部では、工業地帯を支える港として徳山下松港が本市、下松市、光市の3市に渡って整備されており、平成23年には国際拠点港湾の指定を受けるなど、物流の一大拠点としての役割を担っています。

また、徳山下松港は、平成15年に総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）としても指定を受けており、生産活動や消費活動から排出される廃棄物等のリサイクル拠点となっています。市内においては、他市町村から発生したごみ焼却灰のセメント原料化等のリサイクル事業が積極的に行われています。

5 交通

本市の交通網は、沿岸部に沿って山陽自動車道、北部においては中国自動車道が本市を東西に貫き、山陽自動車道に沿って国道2号が走り、山陽自動車道と中国自動車道を結ぶ国道315号は、市街地と中山間地域をつなぐ主要幹線となっています。

一方鉄道については、沿岸部には山陽新幹線及び山陽本線が、山間部には徳山と岩国を結ぶ岩徳線が整備されており、まちの玄関口である徳山駅は、駅から徒歩圏内にあるフェリーターミナルと併せて交通の要衝となっています。

◆図表 2-6 本市の交通網



6 土地利用

本市の地目別民有地面積をみると、山林が67.8%と最も多くを占め、次いで多いのは田の11.6%です。その他の地目はいずれも10%未満となっています。

◆図表 2-7 地目別民有地面積（令和4年1月1日）

総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
30,001ha	3,493ha	1,206ha	2,755ha	38ha	20,351ha	30ha	920ha	1,207ha
100.0%	11.6%	4.0%	9.2%	0.1%	67.8%	0.1%	3.1%	4.0%

※国及び地方公共団体の所有地、公用地または公共用地等の非課税地は含まれていません。

※端数処理のため、合計に誤差を生じる場合があります。

（資料：周南市統計書令和4年（2022年）版）

7 上水道

本市の令和4年度の上水道給水普及率は、行政区域内人口に対し92%、給水区域内人口に対し95%となっています。

◆図表 2-8 上水道給水普及状況

年度	行政区域		給水区域		給水人口		行政区域 普及率*1(%)	給水区域 普及率*2(%)
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口		
平成30年	68,088	143,113	65,751	138,653	61,443	129,857	91	94
令和元年	68,153	141,809	65,869	137,518	61,754	129,206	91	94
令和2年	68,206	140,392	65,990	136,275	61,981	128,315	91	94
令和3年	67,979	138,718	65,799	134,725	61,997	127,301	92	95
令和4年	67,959	137,248	65,849	133,423	62,240	126,365	92	95

※1 給水人口を行政区域の人口で除して100を乗じたものです。

※2 給水人口を給水区域の人口で除して100を乗じたものです。

（資料：周南市統計書令和4年（2022年）版）

8 下水道

本市の令和4年度の下水道普及率は、行政区域内人口に対し88.52%となっています。

◆図表 2-9 下水道普及状況

年度	市街地区域 (ha)	行政区域		排水区域		処理区域		人口の普及率(%)	
		人口	面積(ha)	人口	面積(ha)	人口	面積(ha)	排水区域 行政区域	処理区域 行政区域
平成30年	3,028	143,113	3,050	124,162	3,050	124,162	86.76	86.76	
令和元年	3,028	141,809	3,051	123,297	3,051	123,297	86.95	86.95	
令和2年	3,028	140,392	3,056	122,276	3,056	122,276	87.10	87.10	
令和3年	3,058	138,317	3,059	121,086	3,059	121,086	87.54	87.54	
令和4年	3,058	137,248	3,093	121,523	3,093	121,523	88.52	88.52	

（資料：周南市統計書令和4年（2022年）版）

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別区分

(1) 現状

本市域から排出されるごみの分別区分は、合併前の旧2市2町の区域でそれぞれ異なっていたが、平成22年11月に5種10分別に全市統一しました。

現在のごみ分別区分は、図表3-1に示すとおり「燃やせるごみ」、「資源物」、「燃やせないごみ」、「処理困難物」、「粗大ごみ」の5種で、さらに、資源物は、「古紙」、「衣類」、「びん・缶類」、「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「その他プラスチック」の6種類に細分化しています。

(2) 課題

今後も引き続き、分別区分に基づく適切な分別がなされるよう様々な媒体で広く周知し、啓発を継続するとともに、分別ルールや収集日が守られていないごみには収集できない理由を記載した「違反シール」を貼り是正を促すなど、各種対策を講じていくものとします。

(3) 市民の意識

本計画策定の基礎資料とするため、令和6年7月に市民のごみに対する意識についてアンケート調査を実施しました。

調査は本市内に在住する18歳以上の市民(約11万7千人)の中から2,655人を無作為に抽出して行い、1,165人(43.9%)から回答がありました。

アンケート調査結果の詳細については、資料編に掲載しています。

◆図表 3-1 ごみ分別区分

種類・分別区分	具体的品目	排出容器等	ごみ出し時の注意点
① 燃やせるごみ	台所から出る生ごみや食用油、再生できない紙類、布類、草・木類(少量)、はきもの類、かばん類、汚れの落ちないプラスチック類、ストーマ器具等	指定ごみ袋(緑) 45ℓ、30ℓ、15ℓ	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみは水気をよく切る。 シーツ類などの大きい布は、40cm角程度に裁断する。 指定ごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」。
② 資源物	古紙	それぞれに分類し、ひもで十文字に束ねる	<ul style="list-style-type: none"> 内側が銀色の紙バック、防水加工紙、カーボン紙、感熱紙(シート)、圧着はがき、写真、シュレッダー紙、臭いや汚れの付いた紙は「燃やせるごみ」。
	衣類	ひもで十文字に束ねる	<ul style="list-style-type: none"> 雨天の場合、次の収集日に出す。 汚れや破損により古着として利用できない衣類は「燃やせるごみ」。
	びん・缶類	中身が見える袋(透明か半透明の袋)	<ul style="list-style-type: none"> びんと缶(潰さない)は分けずに同じ袋で出す。ふたを外し、中身を出して、水洗いする。 汚れが落ちないびん、割れたガラス容器、耐熱ガラス、家庭用薬剤のびん・缶、塗料缶、カセットボンベ、スプレー缶は「処理困難物」。 一斗缶以上の大きさの缶は「燃やせないごみ」。
	ペットボトル	中身が見える袋(透明か半透明の袋)	<ul style="list-style-type: none"> キャップを外し、ラベルをはがし、中身を出し、水洗いして出す。
	容器包装プラスチック	指定ごみ袋(黄) 45ℓ、30ℓ、15ℓ	<ul style="list-style-type: none"> 中身を空にし、水ですすぐか紙でふき取るなどして目に見える汚れを落として出す。 家庭用薬剤(「まぜるな危険」と表示のある洗剤、除草剤、殺虫剤など)は処理困難物に出す。 汚れが取りにくいものは「燃やせるごみ」。
	その他プラスチック	指定ごみ袋(黄) 45ℓ、30ℓ、15ℓ	<ul style="list-style-type: none"> ボールペンや洗濯ばさみなど金属が少量でも混入したものは「燃やせないごみ」。 クッション等は中身を出さない。 中身がビーズ・パイプの製品は「処理困難物」。
③ 燃やせないごみ	金属製品、塩化ビニル・ゴム製品、小型家電製品、複合製品(プラスチックや金属等を含む)	指定ごみ袋(青) 45ℓ、30ℓ、15ℓ	<ul style="list-style-type: none"> 刃物は「処理困難物」。 小型家電製品やおもちゃなどの乾電池は必ず外して「処理困難物」として出す。取りはずせないものはそのまま「処理困難物」として出す。 灯油を使用するファンヒーターやストーブ、除湿器、冷風扇、ウォーターサーバーは、大きさに関わらず「粗大ごみ」。
④ 処理困難物	収集作業や選別処理等に支障となるもの 中身がビーズ・パイプの製品、刃物類(包丁・はさみ・釘等)、ボンベ類、ライター類、乾電池類、ガラス・陶器類、蛍光管類、水銀を使用した体温計や温度計、家庭菜園用の容器・フィルム類、「混ぜるな危険」の表示があるもの、塗料・オイル・シンナーなどの容器、長尺類、粉末類。粘液状類、工具・鉄塊類・レンガ類、在宅医療品、珪藻土マット	中身が見える袋(透明か半透明の袋)	<ul style="list-style-type: none"> 刃物類は紙などで包むか缶などの金属製容器に入れふたをして、「刃物」と貼紙をして出す。 ボンベ類は完全に使い切り風通しの良い屋外で穴をあけて出す。ライター類、洗剤等の容器、塗料・オイル・シンナー等の容器は完全に使い切って出す。 充電式電池は家電小売店へ持ち込む。 ガラス・陶磁器類は紙などで包んで、「ガラス」「ワレモノ」などの貼紙をして出す。 蛍光管は段ボール等で包み、他のものと分けて出す。 電子体温計は「燃やせないごみ」。 長尺類は分解せず束ねて出す。 注射器・注射針は排出できない。医療機関に相談する。
⑤ 粗大ごみ	指定ごみ袋(45ℓ)に入らないもの(自転車、ベッド、タンス、ソファ、物干し竿など)、灯油を使用する暖房器具(ファンヒーター、ストーブなど)	1回につき5点まで	<ul style="list-style-type: none"> 戸別収集(有料)を予約するか指定の施設へ自己搬入する。 灯油を使用するファンヒーター・ストーブ・燃料タンクや、フロンガスが漏れる可能性のある除湿器・冷風扇・ウォーターサーバーは大きさに関わらず「粗大ごみ」。
〔上記以外〕			
爆発・火災の原因となるもの、有害性のあるもの	廃油(オイル、燃料など)、発煙筒、ガスボンベ、ドラム缶、塗料の残り、注射器・注射針、農薬・毒劇物などの薬剤の残り及びその容器、石こうボード		<ul style="list-style-type: none"> 市では収集も処理もしていない。 排出方法が分からない場合は、販売店や専門業者に相談する。
収集または破砕の困難なもの	ピアノ、大型金庫、耐火金庫、電動車いす、電動カート、電動ハット、エンジン付き機械類(草刈り機など)		
宗教上の行為に伴うもの	仏壇、墓石、神具、位牌、骨壺など		
ごみとして扱わないもの	石(天然)、砂、土		
多量排出ごみ	引っ越しや庭木の剪定などで出た多量のごみ		<ul style="list-style-type: none"> 指定の施設へ自己搬入するか、市の一般廃棄物収集運搬業者(有料)へ依頼する。
リサイクルルートがあるもの	自動車部品、タイヤ、バイク、バッテリー、充電式電池、廃FRP船、消火器		<ul style="list-style-type: none"> リサイクルルートがある。販売店、小売店などで確認し、専門業者へ引き渡す。
事業系ごみ	事業系ごみ		<ul style="list-style-type: none"> 市の一般廃棄物収集運搬業者(有料)へ依頼する。
〔その他〕			
家電リサイクル対象品	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機		<ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル法に基づきリサイクルする。
使用済小型家電	回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの。 〈設置場所〉周南市役所本庁舎1階階段付近、周南市役所本庁舎2階リサイクル推進課、新南陽総合支所、熊毛総合支所西館1階入口、鹿野総合支所玄関ロビー、リサイクルプラザバガサス1階環境館		<ul style="list-style-type: none"> 個人情報には必ず消去すること。 取り外せる電池は取り外す。
パソコン	宅配便による自宅回収であれば、パソコンのほか、プリンターやスキャナ等の周辺機器、その他小型家電も一緒に回収可能。回収ボックスへの持ち込みは【使用済小型家電】の欄を参照。また、メーカーによる回収も行われている。		<ul style="list-style-type: none"> 宅配便による自宅回収：箱のサイズは3辺合計で140cm、重さは20kgまで。

※具体的品目やごみ出し時の注意点は、代表的なものです。

(資料：「令和6年4月改訂 ごみ分別方法」周南市)

2 ごみの収集方法と収集形態

(1) 現状

本市域から排出されるごみは、平成 22 年 11 月から開始した分別区分の統一に併せ、収集頻度もおおむね統一を行い、行政サービスの公平化を図りました。

また、本市では家庭系ごみの排出において、「燃やせるごみ」、「容器包装プラスチック・その他プラスチック」、「燃やせないごみ」の3つの分別に指定袋制を導入しています。

本市のごみの収集方法と収集形態は図表 3-2-1 に示すとおり、「燃やせるごみ」、「資源物」、「燃やせないごみ」、「処理困難物」についてはステーション方式による、ごみの種類ごとの収集頻度を設定した体制となっています。「粗大ごみ」については、申し込みによる戸別収集としています。

◆図表 3-2-1 ごみの収集方法と収集頻度等

種類・分別区分		収集方法(排出場所)	収集頻度	収集運搬体制	
① 燃やせるごみ		ステーション方式	2回/週	委託	
② 資源物	古紙		2回/月	直営・委託	
	衣類			直営・委託	
	びん・缶類			直営・委託	
	ペットボトル			直営・委託	
	容器包装プラスチック			1回/週	直営・委託
	その他プラスチック			1回/月	直営・委託
③ 燃やせないごみ	直営・委託				
④ 処理困難物			委託		
⑤ 粗大ごみ		戸別(申込)	—	直営	

※山間地域(和田、徳山)及び大津島はごみの排出量に応じて収集頻度を調整しており、収集頻度が異なります。
 ※上記収集方法のほか、分別区分や排出地域に応じた各施設への自己搬入も可能です。

(2) 課題

ごみの収集方法、収集頻度及び収集運搬体制等は現状の体制を継続していくものとします。今後、現在のごみ処理システムの見直しが必要となった際には、市民の利便性に配慮しつつ最適な収集体制を新たに構築する必要があります。

●収集運搬体制について

本市の家庭系ごみの収集運搬については、行政サービスの民間委託を推進するため、民間事業者へ委託をしています。一方で、非常時における行政責任の履行を担保し、市政に対する市民の安全・安心を確保するため、一部地域においては、市職員が直接収集を行う「直営収集」を維持していくものとします。

3 ごみの処理・処分体制

(1) 現状

本市の燃やせるごみの処理は、本市・下松市・光市の3市で共同設置した一部事務組合※1が運営する焼却施設で行っています。

一方、古紙・衣類を除く資源物、燃やせないごみ及び粗大ごみの処理は、周南市リサイクルプラザペガサスで選別処理を行っています。また、処理困難物については、周南市処理困難物選別施設及び周南市鹿野一般廃棄物最終処分場の2つの施設において選別処理を行っています。

焼却残渣及び選別処理により発生した再資源化不適物は、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場及び周南市鹿野一般廃棄物最終処分場の2つの処分場で埋立処分しています。

◆図表 3-2-2 本市のごみの処理・処分施設の概要

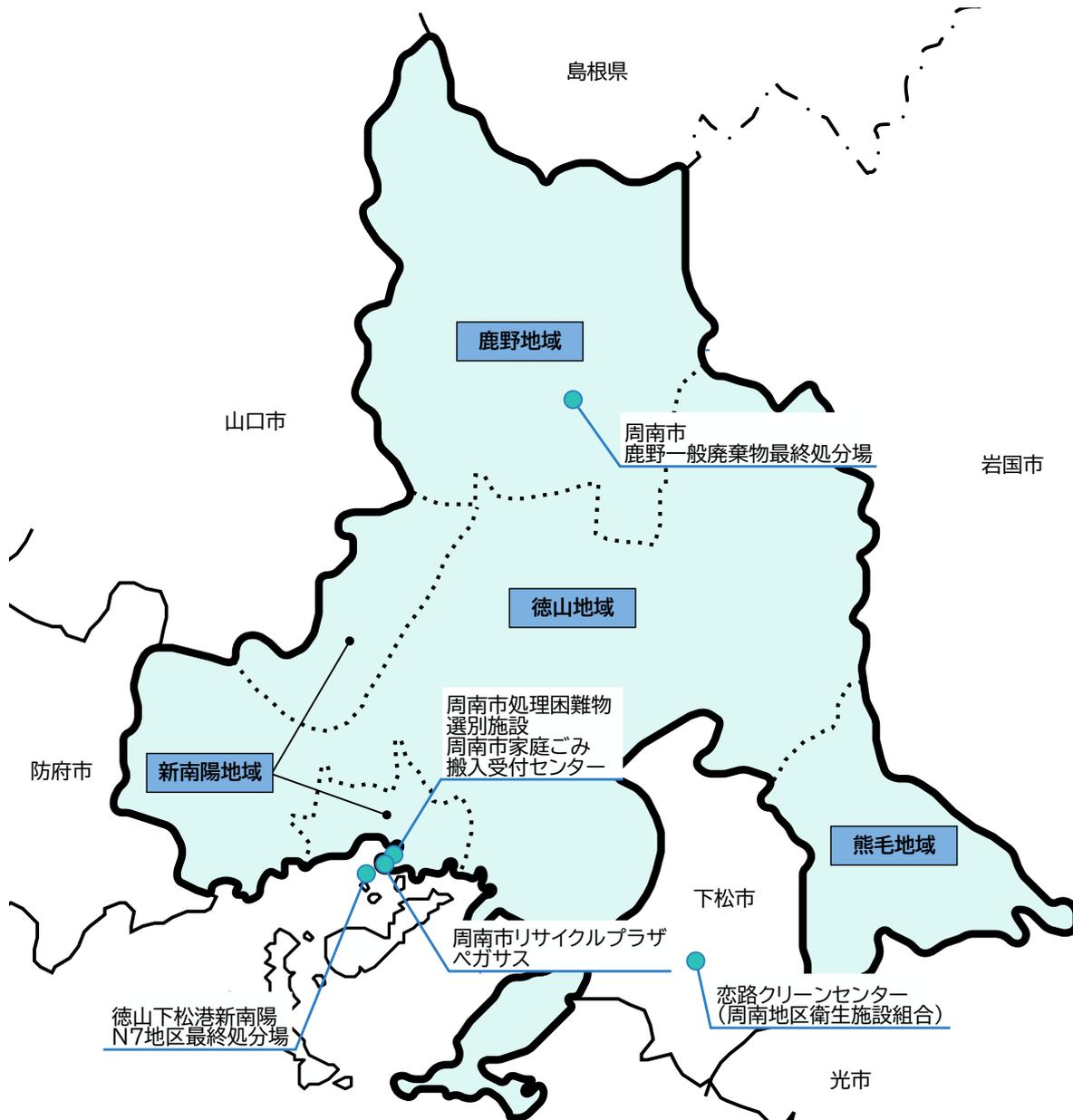
施設名	種類	対象廃棄物	処理能力	所在地	供用開始	備考
恋路クリーンセンター (周南地区衛生施設組合)※1 〔下松市・光市・周南市〕	焼却 (発電付)	燃やせるごみ 可燃性粗大ごみ (全域)	330t/24h (3炉)	下松市大字河内 340番地	H7.10	
周南市リサイクルプラザ ペガサス※2 (周南市)	破碎 選別 保管	資源物 燃やせないごみ 粗大ごみ	80t/5h	周南市臨海町 5番	H23.4	
周南市家庭ごみ搬入受付センター (周南市)	選別	燃やせるごみ 資源物 可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ	—	周南市臨海町 1番	H27.4	
周南市鹿野一般廃棄物最終処分場 (周南市)	選別 粗破碎	処理困難物 粗大ごみ	3.4t/5h	周南市鹿野下 中木屋ノ谷	H16.7	
周南市処理困難物選別施設 (周南市)	選別	処理困難物	—	周南市臨海町 1番	H31.4	
徳山下松港新南陽N7地区 最終処分場※3 (周南市)	埋立	処理残渣 焼却残渣	70,000m ³	周南市臨海町6 番地先公有水面	H26.4	H30まで 海面埋立
周南市鹿野一般廃棄物最終処分場 (周南市)	埋立	処理残渣	6,840m ³	周南市鹿野下 中木屋ノ谷	H16.7	

※1 一部事務組合とは、地方自治法に基づき、普通地方公共団体(市町村等)が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体です。

※2 資源物(古紙・衣類を除く)、燃やせないごみ、粗大ごみを手選別あるいは機械選別し、圧縮梱包等の中間処理を行うことで、再資源化促進と埋立対象物の減量・減容化を行っている施設です。

※3 徳山下松港新南陽N7地区最終処分場は、徳山下松港新南陽広域最終処分場と一体的に整備された処分場であり、その運営管理を一般財団法人山口県環境保全事業団に委託しています。

◆図表 3-2-3 本市のごみの処理・処分施設の位置



(2) 課題

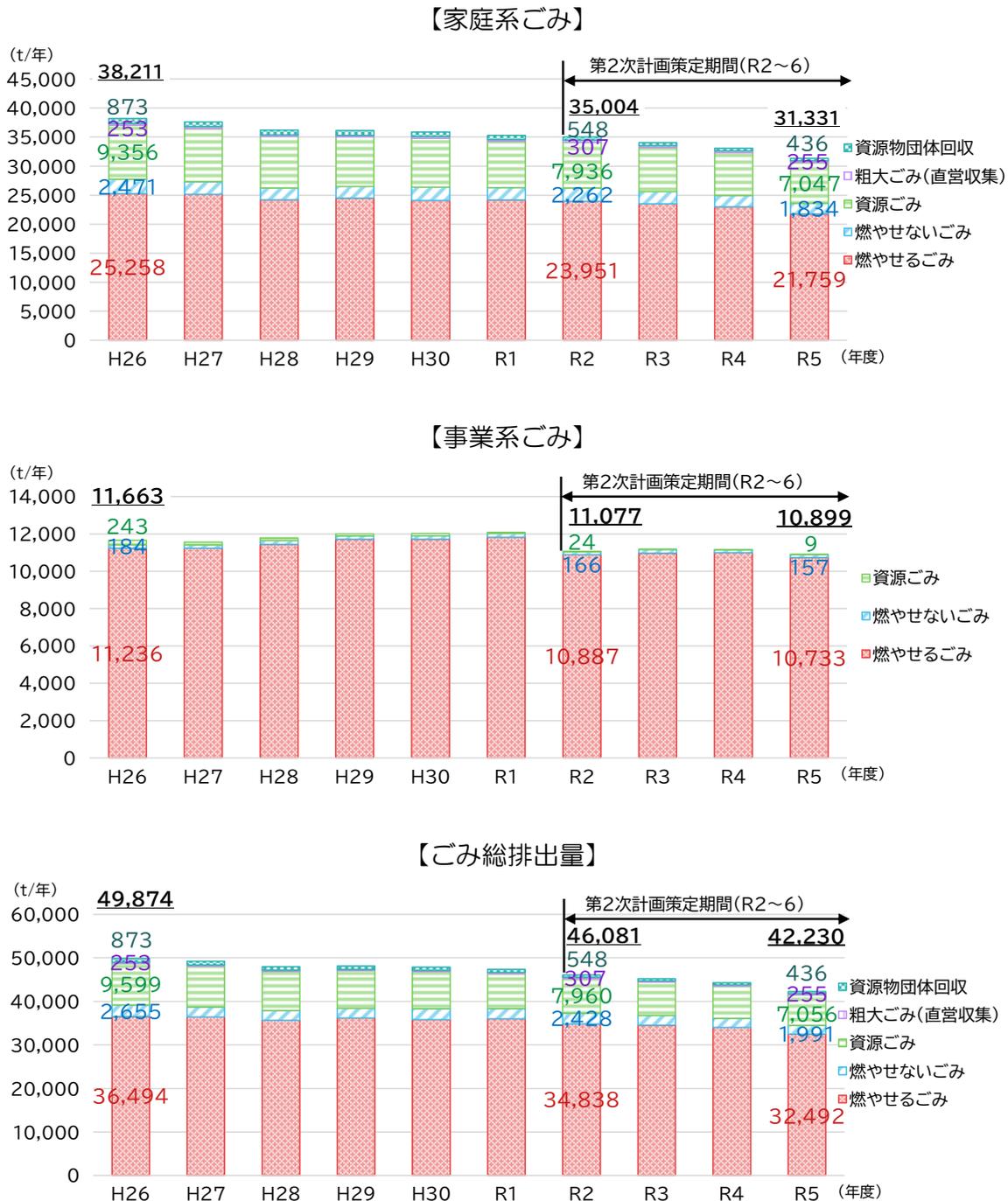
今後は、既存施設の延命化を図りながら、新たな最終処分場の確保について調査・検討するなど、引き続き、適正なごみ処理システムの構築を図ります。

4 ごみ排出量の現状と課題

(1) 現状

本市における過去 10 年間の年間ごみ総排出量（資源物団体回収量を含む）は、人口減少に伴って減少傾向にあり、家庭系ごみも同様の傾向にあります。一方で、事業系ごみは令和元年度まではわずかに増加傾向にありましたが、令和 2 年度に減少し、以降は横ばい傾向となっています。この要因として新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

◆図表 3-3 ごみ種類別年間排出量実績

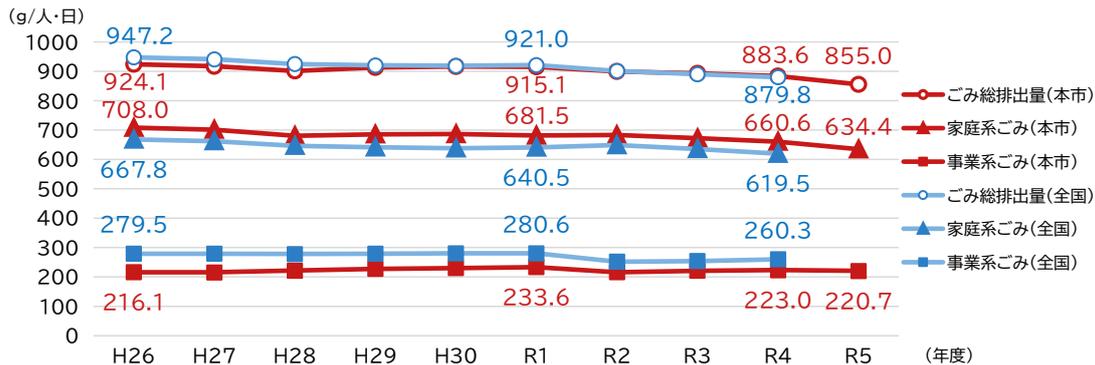


※燃やせるごみ：自己搬入の可燃性粗大ごみを含みます。
 ※燃やせないごみ：自己搬入の不燃性粗大ごみを含みます。

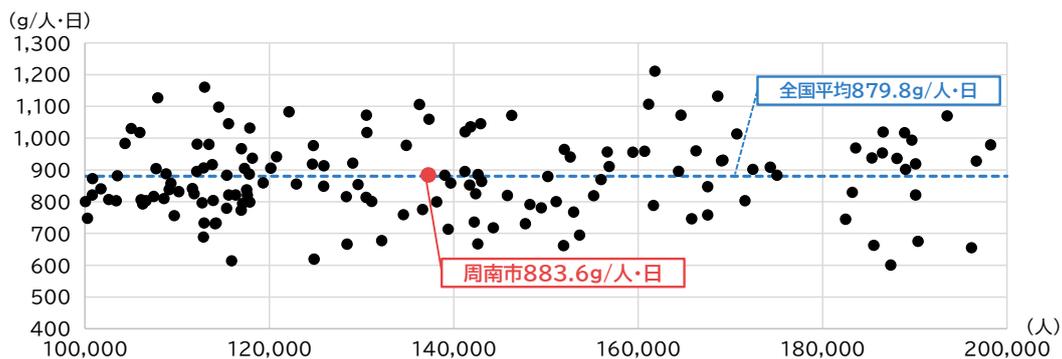
年間ごみ排出量を本市の市民1人1日当たりごみ排出量（以下、「1人1日当たり排出量」という。）に換算すると、図表3-4のとおりとなります。1人1日当たりごみ総排出量は、全国平均と比較すると同水準にあります。本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は減少傾向にあり、平成26年度から令和5年度にかけて、74グラム程度減少しています。一方で事業系ごみは、令和2年度に減少したものの、全体的には微増傾向にあります。

◆図表3-4 1人1日当たり排出量の推移と全国平均との比較

【1人1日当たり排出量の推移】



【同程度の人口規模自治体（人口：10万～20万人）との比較】（令和4年度ごみ総排出量）



※全国や他自治体の数値は一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）に基づくものであることから、全国や他自治体の最新の数値は令和4年度調査結果の数値となっています。
 ※ごみ総排出量及び家庭系ごみに資源物団体回収量を含みます。
 ※事業系ごみの排出量は事業活動に伴って増減するものであり、人口に直接起因するものではないことから、1日当たり排出量で算出します。ただし、他自治体や国等と排出実態の比較を行う際には1日当たり排出量での比較はできないため、本項目においては1人1日当たり排出量を算出しています。

（2）課題

本市の家庭系ごみ排出量は減少傾向を維持していますが、全国平均と比較すると41グラム程度多い状況にあります。一方、事業系ごみ排出量は全国平均と比較して排出量が少ないですが、全国平均が減少傾向であるところ、本市では微増傾向にあることから今後は全国平均を上回ることも懸念されます。以上のことから、ごみ総排出量の削減傾向を維持するためにも、今後ごみの発生・排出抑制、資源化促進を進めていくことが重要になってきます。

●1人1日当たり排出量 (g/人・日) の計算方法

年間ごみ排出量 (t/年) ÷ 行政区域内人口 (人) ÷ 365 (日) × 10⁶

●1日当たり排出量 (t/日) の計算方法

年間ごみ排出量 (t/年) ÷ 365 (日)

5 再資源化の現状と課題

(1) 現状と課題

本市では、燃やせるごみ（可燃性残渣含む）を焼却することで発生する余熱を利用した発電を行い、焼却灰はセメント原料として再資源化を行っています。燃やせるごみ以外のごみは、選別施設で破碎や選別等を行い、製品原料やセメント原燃料等として再資源化を行っています。（図表 3-5）

令和5年度におけるサーマルリサイクルを含む年間再資源化量は 12,781 トン、サーマルリサイクルを除く年間再資源化量は 8,888 トンです。令和4年度におけるサーマルリサイクルを除いたリサイクル率は 21.3%となっており、これを全国平均（令和4年度実績）19.6%と比較すると 1.7%高い状況です。（図表 3-6、図表 3-7）

また、県内他市町との比較では、県平均（令和4年度実績）26.4%と比較すると 5.1%低い状況です。（図表 3-8）

本市の再資源化における課題としては、リサイクル率が全国平均を上回っているものの、近年は微減傾向にあることが挙げられます。この課題を解決するためには、燃やせるごみに混入している再資源化可能な古紙類の分別徹底を図るなど、一層の取り組みを行うことが必要です。

◆図表 3-5 本市におけるリサイクルの方法等（主なもの）

ごみの種類	排出後のリサイクル方法等	区分※
燃やせるごみ (可燃性残渣含む)	焼却施設での余熱利用(発電)	サーマル
	焼却灰のセメント原料化	マテリアル
古紙	紙の原料(雑誌、印刷用紙、ティッシュペーパー等)	マテリアル
金属(缶を含む)	金属原料	マテリアル
びん	ガラスびんの原料、断熱材、路盤材等	マテリアル
ペットボトル	繊維製品、ボトル製品等	マテリアル
衣類	古着、ウエス	マテリアル
容器包装プラスチック	プラスチック原料	マテリアル
	コークス炉化学原料化	ケミカル
その他プラスチック	セメント原燃料化	サーマル
乾電池、蛍光灯等	アルミ、ガラス、金属等の原料	マテリアル

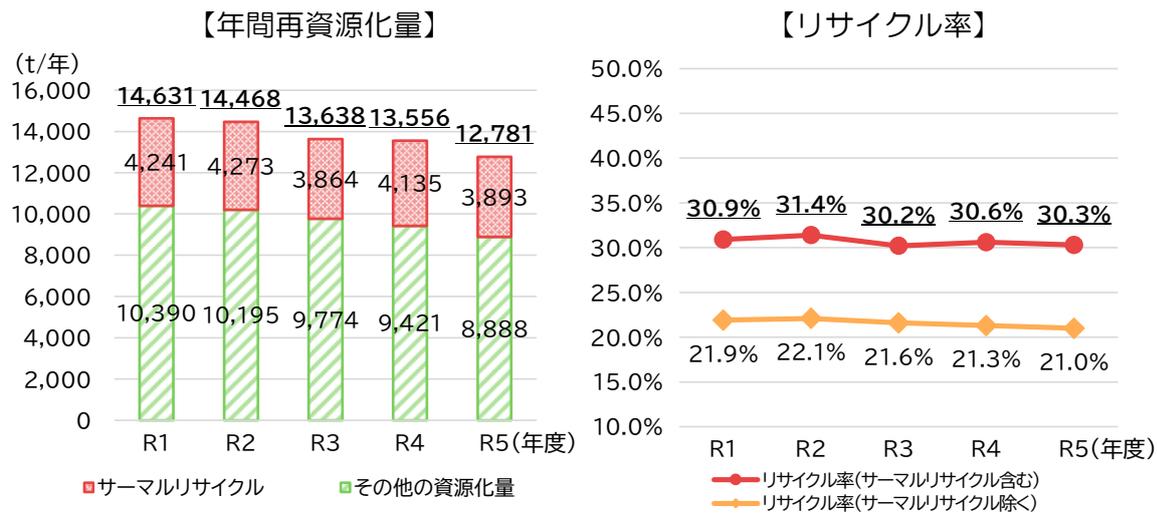
※リサイクルの区分について

区分	内容
マテリアルリサイクル	製品等の原料として再利用すること。「材料リサイクル」ともいう。
ケミカルリサイクル	化学反応により組成変換した後にリサイクルすること。主に廃プラスチックの油化・ガス化・コークス炉化学原料化などがある。
サーマルリサイクル	焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

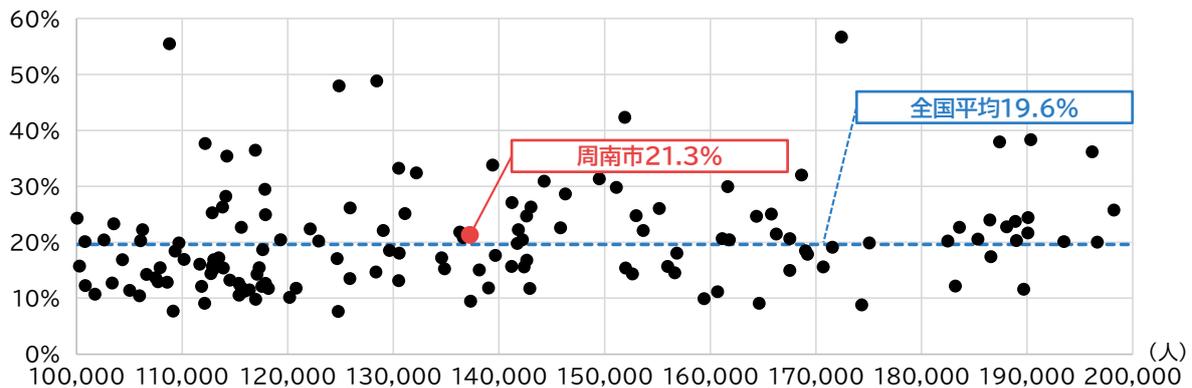
●リサイクル率の計算方法

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{1年間にリサイクルされたごみの量 (年間再資源化量)}}{\text{1年間のごみの総排出量}} \times 100$$

◆図表3-6 再資源化における年間実績

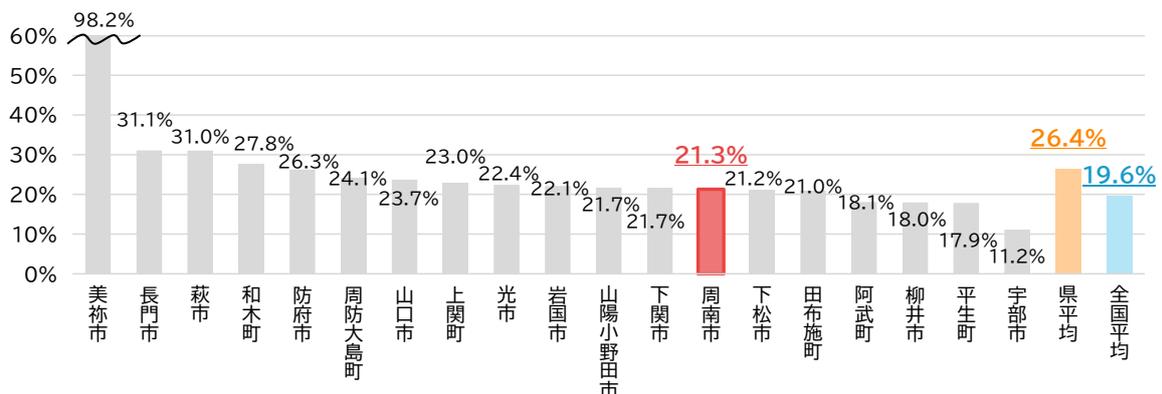


◆図表3-7 同程度の人口規模自治体との比較（令和4年度リサイクル率）



※同程度の人口規模自治体：人口10万～20万人の自治体（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）
 ※リサイクル率はサーマルリサイクルを除いたものです。

◆図表3-8 県内他市町との比較（令和4年度リサイクル率）



※美祿市では排出されるごみの多くがごみ燃料化施設にて固形燃料化されています。
 ※リサイクル率はサーマルリサイクルを除いたものです。

（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）

6 最終処分場の現状と課題

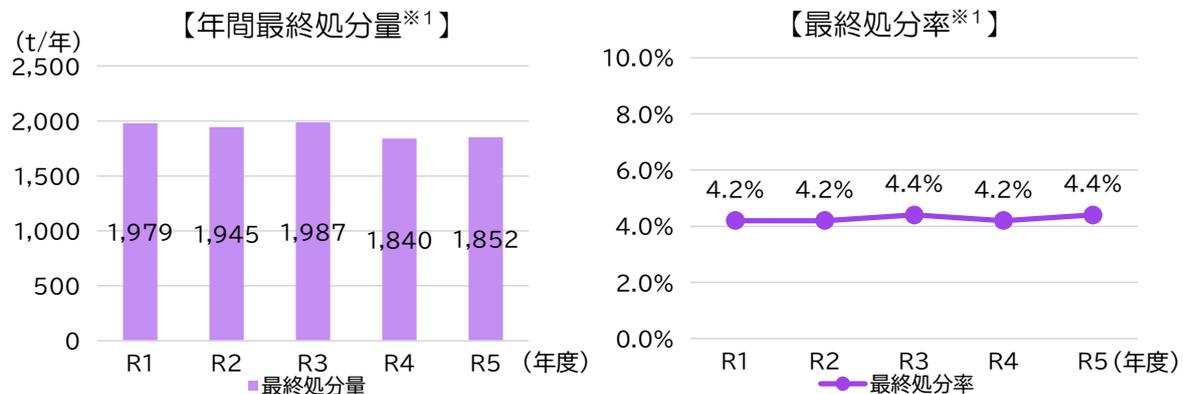
(1) 現状と課題

本市では、平成30年度末をもって周南市不燃物処分場での埋立を終了し、現在は周南市鹿野一般廃棄物最終処分場及び徳山下松港新南陽N7地区最終処分場の2施設において最終処分を行っています。

両施設での合計年間最終処分量は令和5年度実績で1,852トンであり、最終処分率は4.4%となっています。令和4年度における本市の最終処分率は全国平均（令和4年度実績）と比較して4.2%低い状況となっていますが、微増傾向にあります。（図表3-9、図表3-10）

最終処分場は基本的に一度埋立を行うと再び使用できなくなる使い切りの施設であることから、近年微増傾向にある最終処分率を抑制・低減するべく、埋立量を可能な限り削減する対策を講じることが必要です。さらに、安定的かつ継続的に最終処分を行うためには、後継となりうる最終処分場の調査・研究を行うことが必要です。

◆図表3-9 最終処分における年間実績

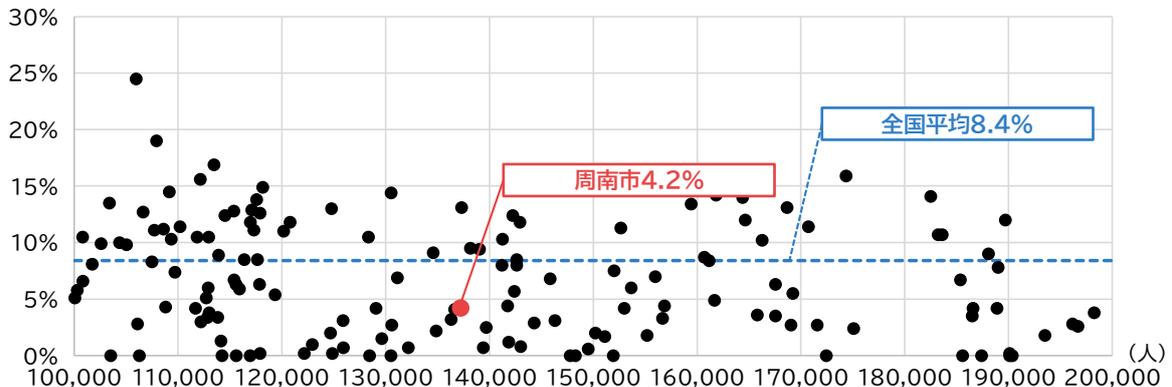


	周南市鹿野一般廃棄物最終処分場	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場
敷地全体容量	6,840m ³	70,000m ³
累計埋立容量	3,799m ³	26,258m ³
残余容量	3,041m ³ ※2	43,742m ³ ※2

※1 災害廃棄物を含みません。

※2 令和5年度時点での残余容量です。

◆図表3-10 同程度の人口規模自治体との比較（令和4年度最終処分率）



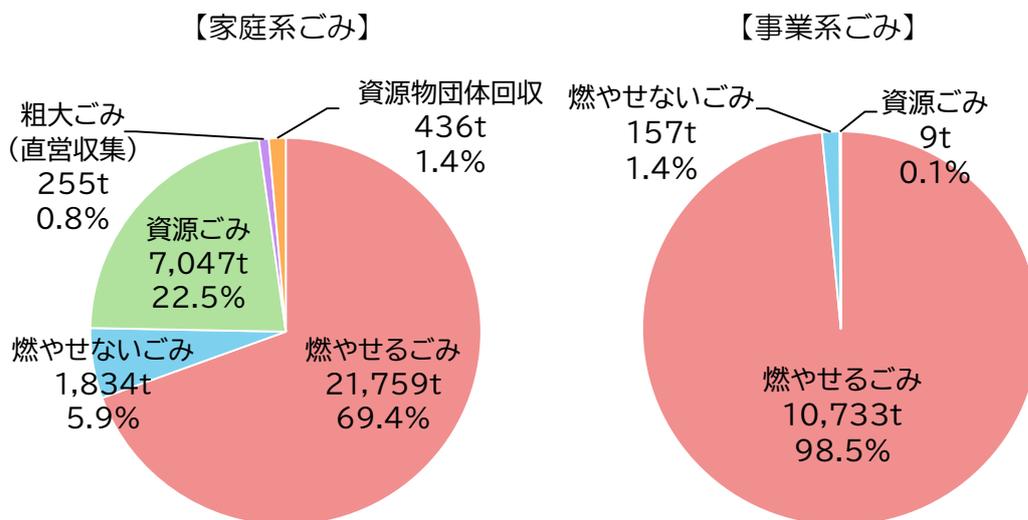
※同程度の人口規模自治体：人口10万～20万人の自治体（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）

7 ごみの性状

(1) 現状

令和5年度における家庭系ごみ及び事業系ごみそれぞれの排出内訳は図表3-11のとおりです。どちらも燃やせるごみの占める割合が最も多く、家庭系ごみが69.4%、事業系ごみは98.5%となっています。

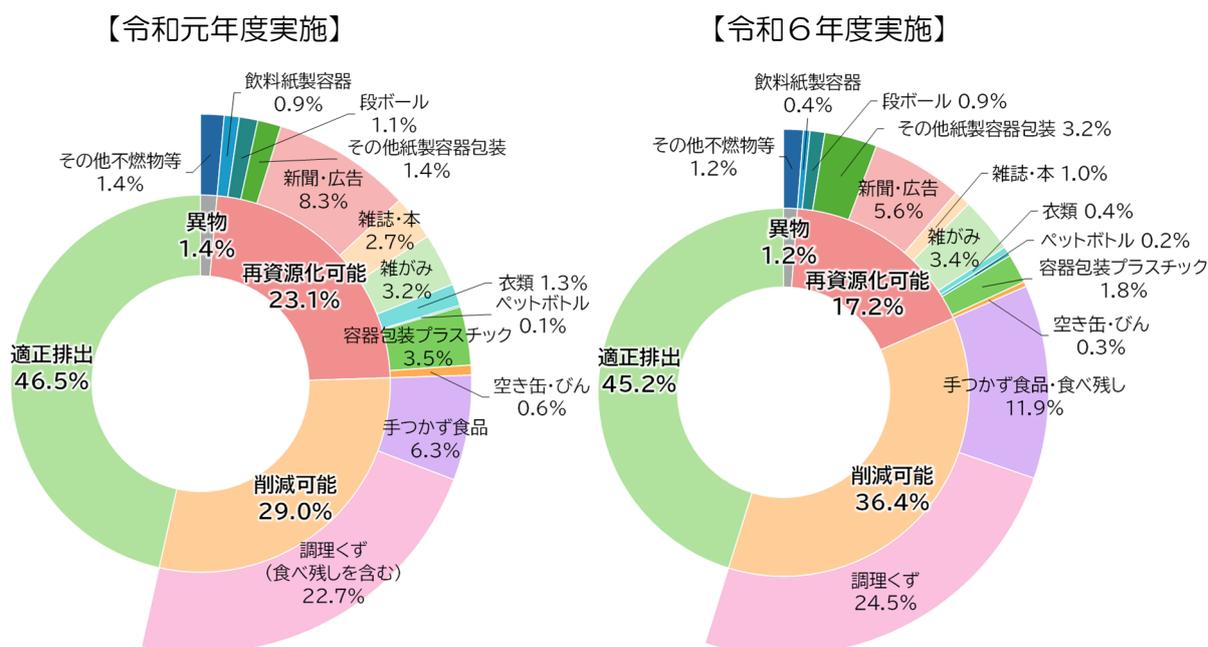
◆図表3-11 ごみ種類別割合の比較（令和5年度実績）



(2) 家庭系収集可燃ごみ組成調査結果

ここで、家庭系ごみのうちおよそ7割を占める燃やせるごみについて、ごみ組成調査を実施した結果を図表3-12に示します。ごみ組成調査結果の詳細については、資料編に掲載しています。

◆図表3-12 ごみ組成調査結果



(3) 課題

令和元年度実施ごみ組成調査結果と令和6年度実施ごみ組成調査結果を比較した結果を、図表3-13に示します。

令和6年度調査では異物は減少したものの、削減可能なもの（手つかず食品・食べ残しなど）が7.4%増加し、適正排出（燃やすしかないごみ）が1.3%減少しました。再資源化可能なものは5.9%減少したものの、詳細な項目別で見ると割合が増加しているものもあり、特に紙製容器包装については倍増している状況にあります。

また、令和元年度調査時から改善された項目についても、目標値に到達していない項目もあり（第3節数値目標・指標参照）、引き続き環境教育や意識啓発等を実施し、ごみの排出削減・再資源化を推進する必要があります。

◆図表3-13 令和元年度実施ごみ組成調査と令和6年度実施ごみ組成調査の比較

分類	ごみ組成調査実施時期	令和元年度実施 ごみ組成調査	令和6年度実施 ごみ組成調査	増減	評価
適正排出 (剪定枝、紙おむつ、煙草の吸殻等)		46.5%	33.6%	減少	△
再資源化可能(不適正排出) (古紙・衣類、容器包装プラスチック類、空き缶・びん)		23.1%	29.7%	減少	○
削減可能 (手つかず食品・食べ残し、調理くず)		29.0%	33.4%	増加	×
異物 (金属、陶器類・ガラス類等)		1.4%	2.0%	減少	○

8 ごみ処理経費

(1) 現状と課題

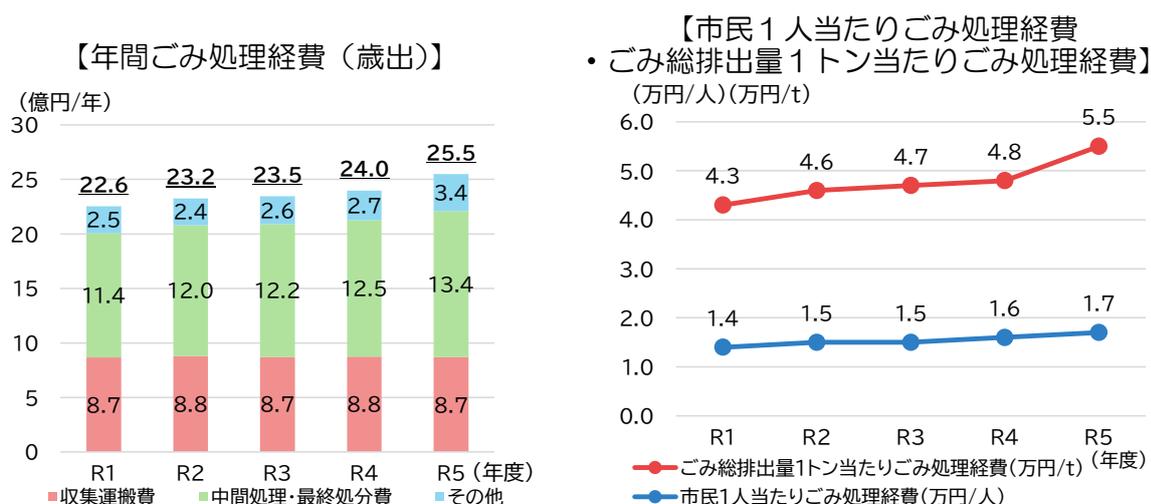
本市における年間ごみ処理経費（歳出）は、年間 22 億～25 億円程度を要しています。年間ごみ処理経費（歳出）から特定財源を除いた経費を用いて算出した市民 1 人当たりごみ処理経費は 1 万 4 千～1 万 7 千円程度、ごみ総排出量 1 トン当たりごみ処理経費は 4 万 3 千～5 万 5 千円程度であり、どちらも増加傾向で推移しています。（図表 3-14）

本市のごみ処理経費を県内他市町と比較すると、市民 1 人当たり、ごみ総排出量 1 トン当たりのいずれも平均値と同程度です。（図表 3-15）

ごみ処理経費における課題として、本市では合併前の処理体制を一部継承しており、処理施設が重複していることなどから、ごみ処理経費が県内他市町と比べ高額となっています。今後、ごみ処理経費削減のためには、効率的なごみ処理方法の検討や、ごみ処理量の削減に向けた取り組みを推進していくことも必要です。

なお、市民、事業者の負担のあり方については、ごみ排出量の増減も踏まえたうえで検討するものとします。

◆図表 3-14 ごみ処理経費

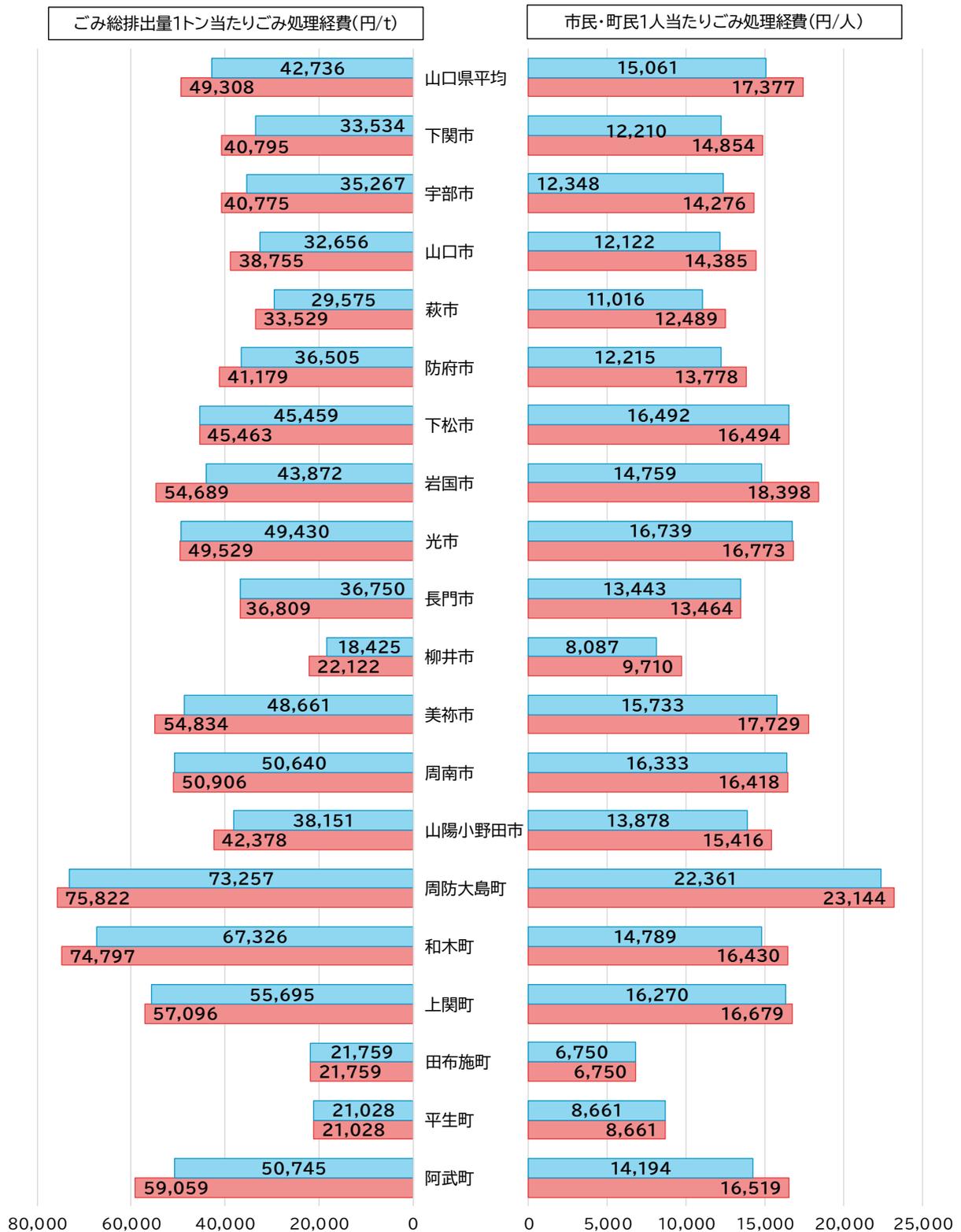


※左図：年間ごみ処理経費（歳出）は、施設整備費等に係る経費を除く、収集運搬費、中間処理・最終処分費の直接処理費（施設維持管理費を含む）及びその他啓発等に係る経費の合計です。

※右図：市民 1 人当たりごみ処理経費・ごみ総排出量 1 トン当たりごみ処理経費は、年間ごみ処理経費（歳出）から、資源物やごみ袋の売払額等（歳入）を引いた経費です。

（資料：「令和 4 年度のごみ量とごみ処理経費について」周南市 HP）

◆図表3-15 県内他市町のごみ処理経費（令和4年度実績）



【凡例】 ■ 「処理及び維持管理費」から「使用料及び手数料」を除いたもの
 ■ 「処理及び維持管理費」

※ ■ のごみ処理経費は「建設・改良費」及び「その他啓発等に係る経費」を差し引いています。
 これにより、図表3-14の数値と若干の違いが生じています。

※使用料及び手数料は、処理施設へごみを搬入する場合に徴収する料金やごみ処理手数料等です。

（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）

第2節 基本理念と基本方針

1 基本理念

本市では、市の最上位計画と位置づけている『第3次周南市まちづくり総合計画』において、将来の都市像を『未来を歩む 生命力 満ちるまち』とし、その実現に向けたまちの目指す姿のひとつとして、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）を協働で推進する循環型社会のまち」を掲げています。

環境にやさしく快適なまちとするためには、ごみの発生・排出削減、再資源化、適正処理を進め、循環型社会を形成していくことが必要です。そのためには、本市が率先してさまざまな施策と目標を示すと同時に、行政・市民・事業者の各主体が、目的意識を持って行動し、協働・連携しながら取り組みを行うことが重要です。

以上のことから、本計画の目標とする姿と基本理念を、次のとおりとします。

◆図表3-16 基本理念

目標とする姿	3R(リデュース、リユース、リサイクル)を協働で推進する循環型社会のまち
基本理念	1.行政・市民・事業者それぞれが目的意識を持って行動し、着実に3R(リデュース・リユース・リサイクル)を進めます。
	2.行政・市民・事業者が協働・連携し、相乗効果を発揮して循環型社会を形成します。
	3.行政は、適正なごみ処理により、市民・事業者の安全・安心な生活環境を保全します。

※3R（スリーアール）

リデュース（発生抑制）	物を大事に使ったりすることでごみを減らします。
リユース（再使用）	リターナブルびんなど、繰り返し使うことです。
リサイクル（再生利用）	分別して回収し、再び資源として利用することです。

2 施策の基本方針

本市において、目標とする姿の実現を目指し、今後取り組む施策の基本方針（施策の柱）を、次のとおりとします。

- ① 環境教育・啓発の推進
- ② 3Rの推進と廃棄物の適正処理
- ③ 適正なごみ処理による快適環境の推進

◆図表3-17 施策の基本方針

① 環境教育・啓発の推進

循環型社会を形成するには、その目的や意義などを理解することが必要です。また、具体的な取り組みを進めるにあたっては、必要な情報を得て、実践方法を身に付けることが必要です。

市民・事業者が、循環型社会づくりに必要となる知識や意識を身に付けられるように、学習の場や情報発信の体制を整え、環境教育と啓発を推進します。

② 3Rの推進と廃棄物の適正処理

これまで市民・事業者が実践してきた3Rに関する取り組みは、ごみの減量・再資源化に一定の効果が現れています。

今後は、本市が率先して取り組みの方法や効果を示し、引き続き取り組みを実践するよう市民・事業者に働きかけ、さらなる3Rの推進を図ります。

③ 適正なごみ処理による快適環境の推進

収集運搬から処理・処分まで一連のごみ処理の流れにおいて、市民の利便性と経済性等のバランスを考慮しながら適正な行政サービスを提供する効率的なごみ処理システムの確立を目指します。

また、適正なごみ処理により市民の安全、安心な暮らし（快適環境）の保全に努めます。



SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている“2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す”国際目標です。本計画では、SDGs との関係を示します。

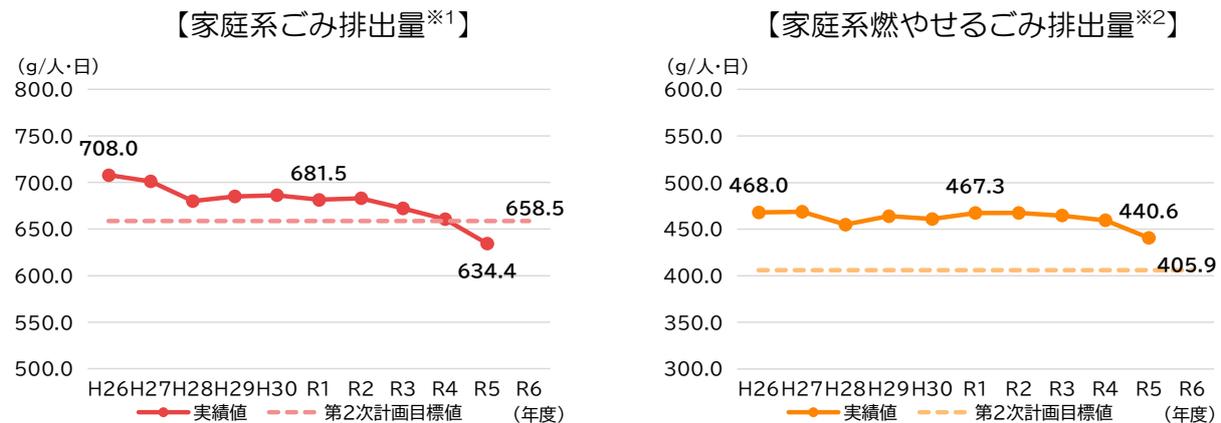
第3節 数値目標・指標

1 第2次計画における目標値と進捗状況

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量における第2次計画目標値の、1人1日当たり排出量 658.5 グラムに対し、令和5年度時点の実績値は 634.4 グラムであり、目標値を達成しています。そのうち、燃やせるごみ排出量は目標値が 405.9 グラムであるのに対し、令和5年度時点の実績値は 440.6 グラムであり目標値を達成していません。

◆図表 3-18 家庭系ごみの第2次計画における目標値と進捗状況

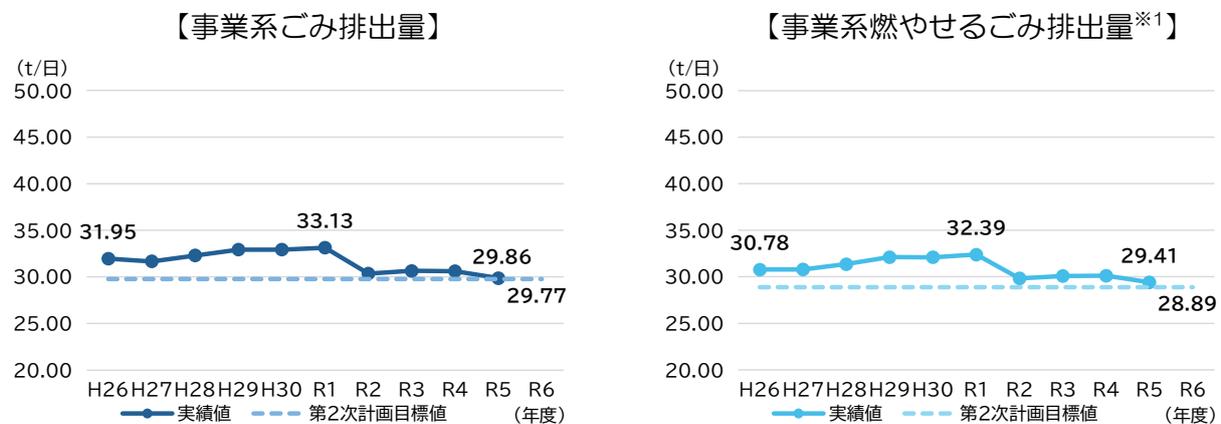


※1 資源物団体回収量を含みます。
 ※2 自己搬入可燃性粗大ごみを含みます。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量における第2次計画目標値の、1日当たり排出量 29.77 トンに対し、令和5年度時点の実績値は 29.86 トンであり、目標値の達成まであとわずかです。そのうち、燃やせるごみ排出量は目標値が 28.89 トンであるのに対し、令和5年度時点の実績値は 29.41 トンで目標値の達成まであとわずかです。

◆図表 3-19 事業系ごみの第2次計画における目標値と進捗状況



※1 自己搬入可燃性粗大ごみを含みます。

(3) 再資源化及び最終処分

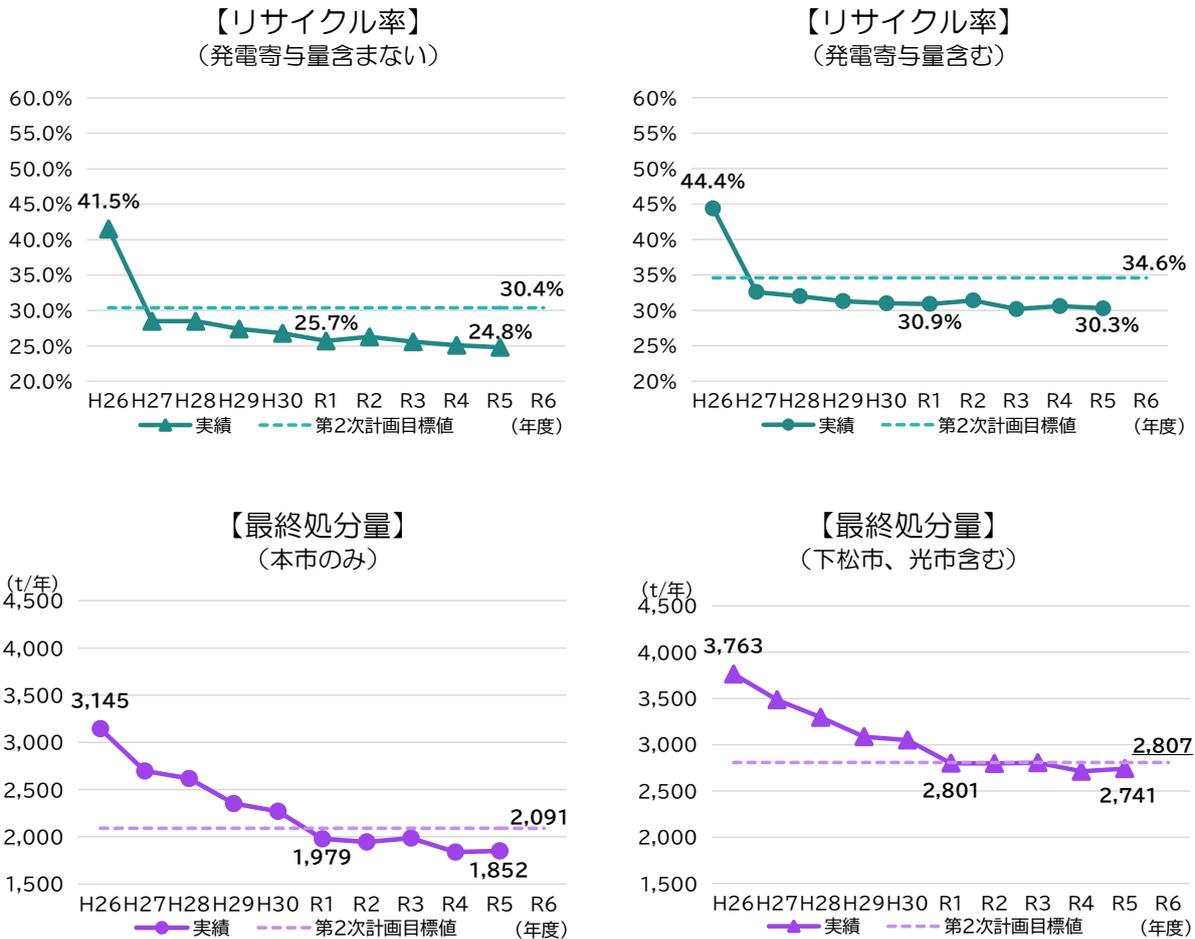
再資源化における第2次計画目標値は、焼却処分による発電寄与量を含めたリサイクル率を目標値としていました。本計画においてはこれを継続するとともに、プラスチック資源循環促進法への対応による新たな目標値として、サーマルリサイクルを除いたリサイクル率を目標値として設定します。

第2次計画目標年度の令和6年度において、発電寄与量を含むリサイクル率は34.6%であるのに対し、令和5年度の実績値は30.3%で微減傾向で推移しており、目標値の達成は難しい状況です。なお、平成27年度におけるリサイクル率の大幅な減少は、ごみ燃料化施設「フェニックス」において燃やせるごみを破碎・乾燥し、固形燃料（RDF：Refuse Derived Fuel）を製造していたものを、平成26年度末で停止したことが要因です。

最終処分量における第2次計画目標値は、恋路クリーンセンターにおいて焼却処理し、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場にて埋立処分をしている下松市、光市分の主灰も合わせた目標値としていましたが、本計画においては本市のみの最終処分量を目標値として設定します。

最終処分量は、第2次計画目標年度の令和6年度において年間2,091トンであるのに対し、令和5年度の実績値は1,852トンであり、令和5年度時点で目標値を達成しています。

◆図表 3-20 リサイクル率及び最終処分量の第2次計画における目標値と進捗状況

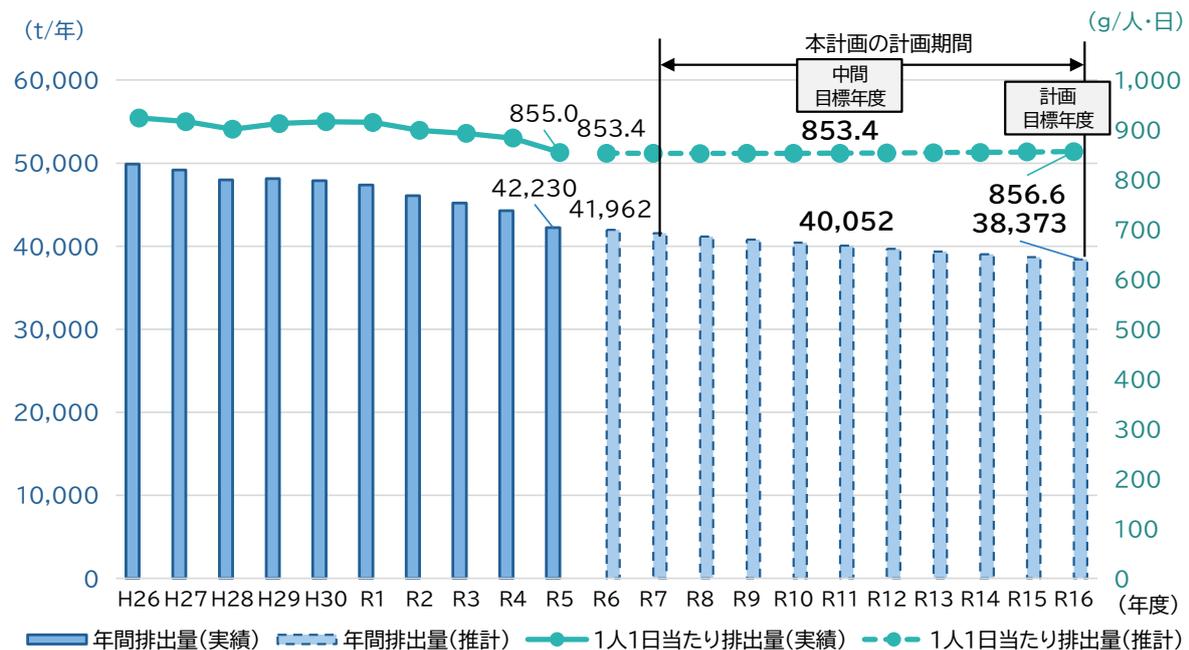


2 対策を講じなかった場合のごみの将来推計

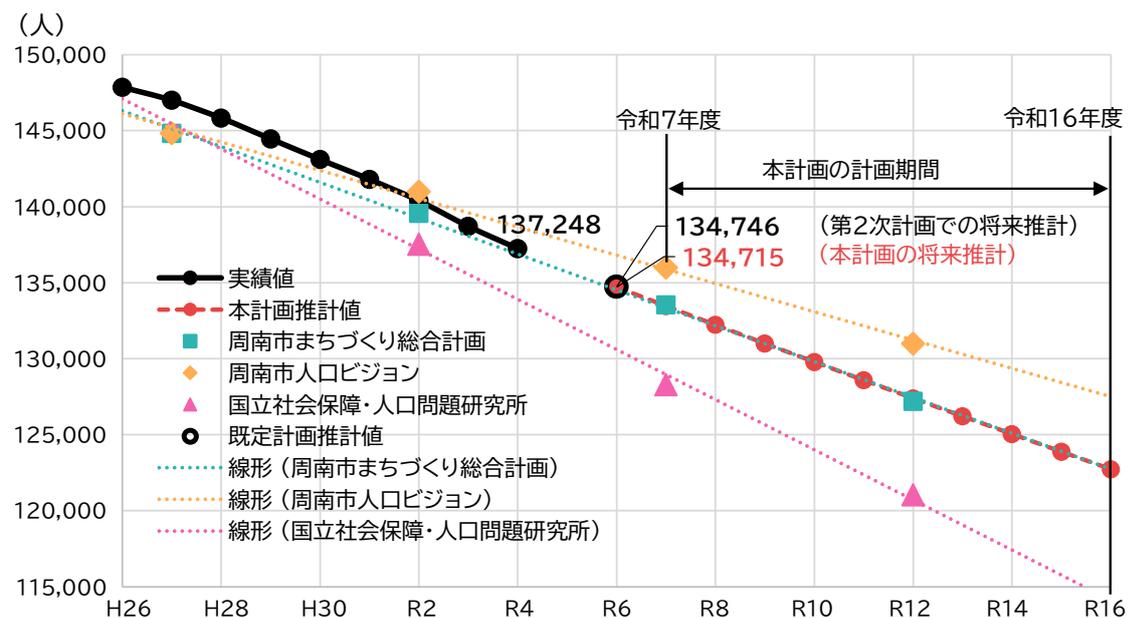
(1) ごみ総排出量（家庭系ごみ+団体回収による資源物+事業系ごみ）

近年の本市における年間ごみ総排出量は、人口の減少に伴って減少傾向にあります。一方で1人1日当たりごみ総排出量は第2次計画期間中は概ね横ばいの状況です。今後何も施策を講じなかった場合は、ごみ総排出量の減少は見込まれますが、1人1日当たりごみ総排出量は横ばいのまま推移する可能性があります。ごみ排出量の将来推計については、詳細を資料編に掲載しています。

◆図表 3-21 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の将来推計



◆図表 3-22 行政区域内人口の将来推計



※行政区域内人口の将来推計については、詳細を資料編に掲載しています。

3 指標の設定

(1) 家庭系燃やせるごみにおける指標

本市では、家庭系ごみのおよそ7割を家庭系燃やせるごみが占めています。また、家庭系燃やせるごみは第2次計画における目標値を達成できておらず、重点的に排出削減に取り組む必要があることから、本計画においては家庭系燃やせるごみに対し、ごみ組成調査の結果に基づいた「排出削減指標」と「再資源化指標」を設定します。(図表 3-23、図表 3-25)

◆排出削減指標

令和6年度に実施したごみ組成調査によると、家庭系燃やせるごみとして排出される「調理くず」は家庭系燃やせるごみのおよそ4分の1と、非常に多くを占めている結果となりました。また「手つかず食品」「食べ残し」は、本来ごみとして排出されるべきものではありません。よって、次の各項目をターゲットとして、排出削減の指標値を設定します。

調理くずの水切りによる減量・・・10%削減(10.5g/人・日)

生ごみの8割は水分であり、特に調理くずには多くの水分が含まれています。燃やせるごみの水分が多いと、焼却施設でごみを燃やす際に水分を蒸発させるために余分な燃料を使用することになります。また、水分の蒸発にエネルギーが使用されるため、発電用のエネルギーが減少してしまいます。



本市の調理くずの1人1日当たり排出量は、第2次計画策定時に実施したごみ組成調査結果(令和元年度実施)によると104.6グラムであり、令和6年度実施ごみ組成調査結果では105.3グラムと増加している状況にあります。よって、本計画においては、調理くずの水切りを行うことで調理くずの10%削減を目指します。

手つかず食品の排出削減・・・25%削減(7.8g/人・日)

手つかず食品・食べ残しなどの食品ロスの削減は、令和元年10月1日に食品ロス削減推進法が施行されたことや、SDGsのターゲットのひとつにも掲げられるなど、世界的にも喫緊の課題となっています。本市の手つかず食品の1人1日当たり排出量は、令和元年度実施ごみ組成調査結果によると29グラムであり、令和6年度実施ごみ組成調査結果では31.0グラムと増加している状況にあります。よって本計画においては、手つかず食品の25%の削減を目指します。

食べ残しの排出削減・・・25%削減(5.1g/人・日)

第2次計画においては、食べ残しは調理くずとして計上をしていましたが、本計画においては排出削減指標のターゲットとして個別に整理することとし、食べ残しについても25%の削減を目指します。



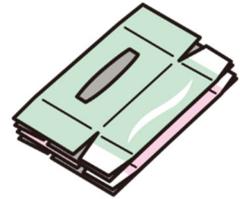
◆再資源化指標

家庭系燃やせるごみには、紙製容器包装や雑がみ、新聞・広告など、多くの紙資源がごみとして排出されている現状にあります。よって、次の各項目をターゲットとして、再資源化の指標値を設定します。

紙製容器包装・・・20%再資源化（2.8g/人・日）

本市の燃やせるごみに含まれる紙製容器包装の1人1日当たり排出量は、令和元年度実施ごみ組成調査結果によると6.5グラムであり、令和6年度実施ごみ組成調査では13.8グラムと増加している状況にあります。よって本計画においては、20%の再資源化を目指します。

※紙製容器包装とは、商品の容器や包装のうち紙製のもので、ダンボールや飲料用紙製容器以外のものです。



雑がみ・・・20%再資源化（2.9g/人・日）

雑がみとは、紙製容器包装や新聞・広告、雑誌・本、ダンボール、紙パック等以外のリサイクル可能な紙の総称です。本計画においては、20%の再資源化を目指します。

※雑がみの例：紙袋、封筒、はがき、コピー用紙、メモ紙、台紙、トイレトペーパーの芯等



新聞・広告・・・30%再資源化（7.2g/人・日）

新聞・広告は、紙製容器包装や雑がみと比較して分別排出が容易であると言えます。

本市の燃やせるごみに含まれる新聞・広告の1人1日当たり排出量は、令和元年度実施ごみ組成調査結果によると38.3グラムであり、令和6年度実施ごみ組成調査では24.1グラムと減少しているものの、目標値は達成できていません。よって本計画においては30%の再資源化を目指します。



（2）事業系ごみにおける指標

本市における事業系ごみは、第2次計画における目標値達成まであとわずかという状況にあります。また、本市における事業系ごみの98.5%は事業系燃やせるごみが占めていることから、本計画における目標値は事業系燃やせるごみを対象とします。（図表3-24）

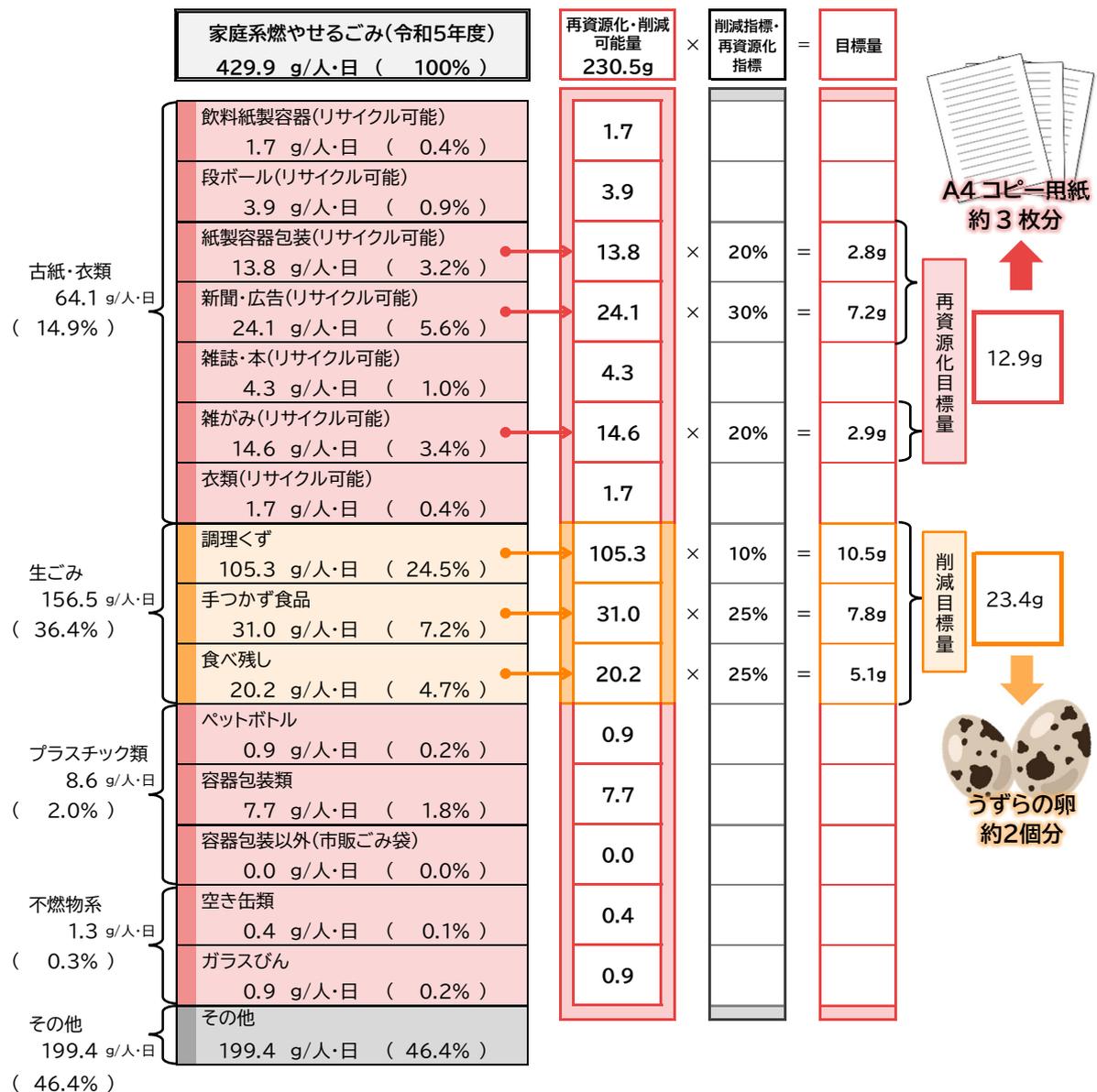
◆排出削減指標

○事業系燃やせるごみ・・・10%削減（2.9t/日）

家庭系ごみと同様にOA紙などの古紙や生ごみ等の削減を図るものとし、事業系燃やせるごみの10%削減を目指します。



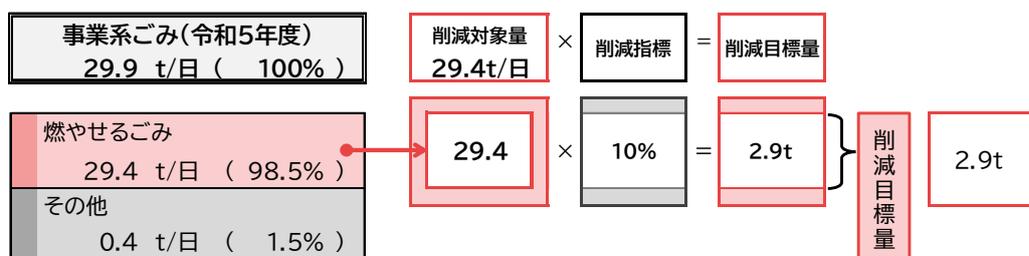
◆図表 3-23 家庭系ごみの目標量



※ () 内は、家庭系燃やせるごみに対する割合です。

※家庭系燃やせるごみ 429.9g/人・日には、自己搬入可燃性粗大ごみは含まれていません。

◆図表 3-24 事業系ごみの目標量



※ () 内は、事業系ごみに対する割合です。

◆図表 3-25 令和6年度実施ごみ組成調査結果

大分類	中分類	小分類	区分	割合	
可燃物系	紙製容器包装	飲料紙製容器(リサイクル可能)	再資源化可能	0.4%	
		段ボール(リサイクル可能)	再資源化可能	0.9%	
		紙製容器包装(リサイクル可能)	再資源化可能	3.2%	
		飲料紙製容器(焼却対象)	適正排出	0.4%	
		紙製容器包装(焼却対象)※汚れた紙製容器包装	適正排出	1.2%	
	紙製容器包装以外の紙類	新聞・広告(リサイクル可能)	再資源化可能	5.6%	
		雑誌・本(リサイクル可能)	再資源化可能	1.0%	
		雑がみ(リサイクル可能)	再資源化可能	3.4%	
		新聞・広告(焼却対象)※汚れているもの	適正排出	3.8%	
		雑がみ(焼却対象)※汚れているもの、感熱紙など	適正排出	12.5%	
	紙おむつ	紙おむつ	適正排出	9.8%	
	衣類	衣類(リサイクル可能)	再資源化可能	0.4%	
		衣類(焼却対象)※汚れているもの	適正排出	1.6%	
	布類	布類(焼却対象)	適正排出	1.7%	
	生ごみ	調理くず	削減可能	24.5%	
		手つかず食品	削減可能	7.2%	
		食べ残し	削減可能	4.7%	
木・竹・わら類	剪定枝、草、花など	適正排出	3.0%		
その他(可燃物)	上記以外の可燃物類(煙草の吸殻、髪の毛 ほか)	適正排出	5.7%		
不燃物系	プラスチック類	ペットボトル	再資源化可能	0.2%	
		容器包装類	再資源化可能	1.8%	
		(容器包装類のうちレジ袋)	—	(0.6%)	
		容器包装類(汚れたもの)	適正排出	4.6%	
		容器包装以外(市販ごみ袋)	再資源化可能	0.0%	
		容器包装以外(市指定ごみ袋)	適正排出	0.9%	
		容器包装以外(プラスチック製品)	異物	0.7%	
		容器包装以外(中身がプラスチック製品のクッション等)	異物	0.0%	
	金属類	空き缶類	再資源化可能	0.1%	
		鉄パイプなど金属類全般	異物	0.3%	
	処理困難物① (ガラス・陶磁器類)	ガラスびん	再資源化可能	0.2%	
		びん類以外のガラス類全般	異物	0.0%	
	処理困難物② (ガラス・陶磁器類を除く)	電池類、刃物、蛍光管、水銀温度計、体温計、灰、ビデオテープ、ライター、保冷剤、石灰系乾燥材、薬剤容器(洗剤、除草剤、殺虫剤)、ほか	異物	0.1%	
	その他(不燃物)	上記以外の不燃物類(シリカゲル系乾燥剤、カイロほか)	異物	0.1%	
	調査ごみ合計				100%

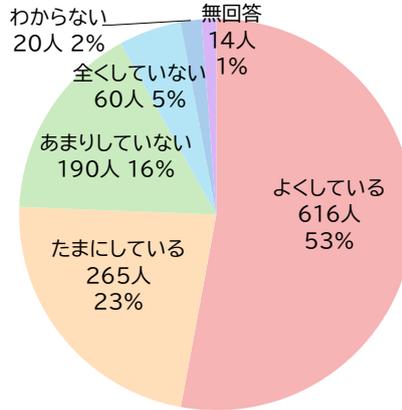
※端数処理の関係上、若干の誤差を含みます。

市民アンケートの結果

【水切りについて】

生ごみの水切りについては、よくしている（53%）とある程度している（23%）を合わせると、実施率は7割を超えています。しかしながら、「水切りを全く意識していなかった、知らなかった」という意見も複数寄せられており、引き続き啓発していく必要があります。

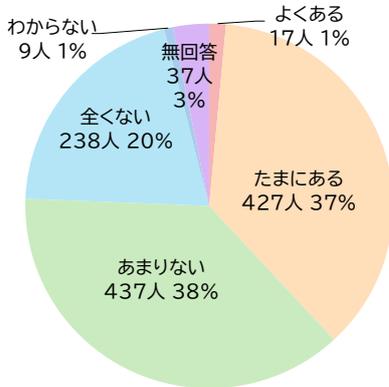
生ごみの水切りをしていますか？



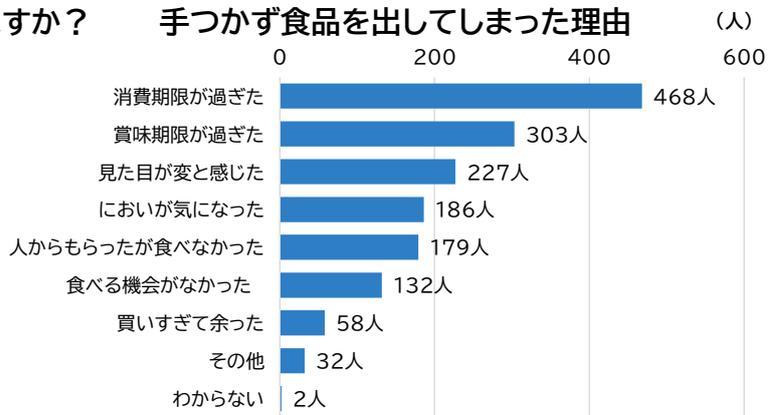
【手つかず食品について】

手つかず食品をごみとして出してしまうことがあるとの回答は7割を超えています。その理由は様々ですが、傾向を分析し、有効な対策を講じていく必要があります。

手つかず食品を出すことはありますか？



手つかず食品を出してしまった理由



【雑がみについて】

雑がみを燃やせるごみとして出している理由を調査した結果、認識不足や手間の問題があることが分かりました。今後は、啓発の強化だけでなく、分別の負担を軽減できるような方法についても検討していく必要があります。

雑がみを分別していない理由は？



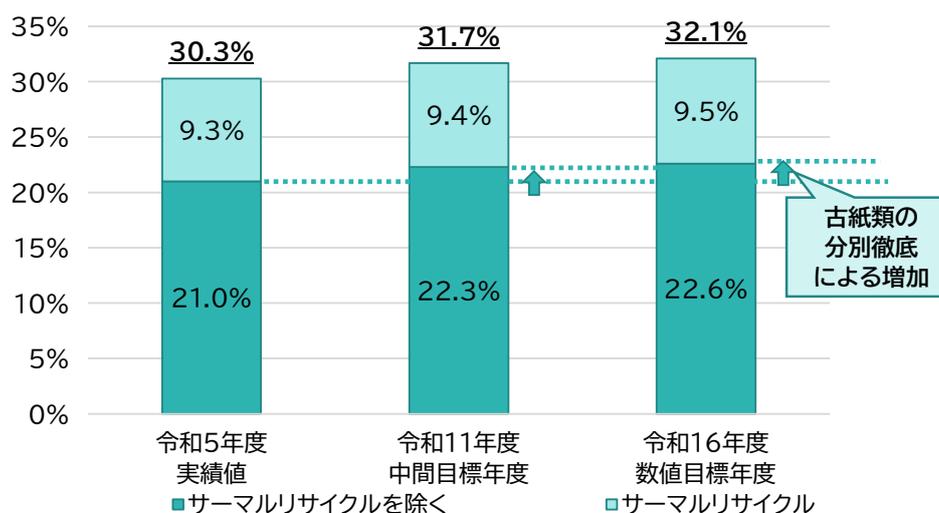
4 目標値の設定・見直し

(1) リサイクル率における目標値

○リサイクル率・・・**31.7%以上達成** (中間目標年度において)

家庭系燃やせるごみに含まれている「紙製容器包装・雑がみ」及び「新聞・広告」等、古紙類を分別徹底することで、リサイクル率を令和 11 年度の中間目標年度において 31.7%以上とします。(令和5年度実績 30.3%に対し、1.4%増加。)

◆図表 3-26 リサイクル率の実績値・目標値

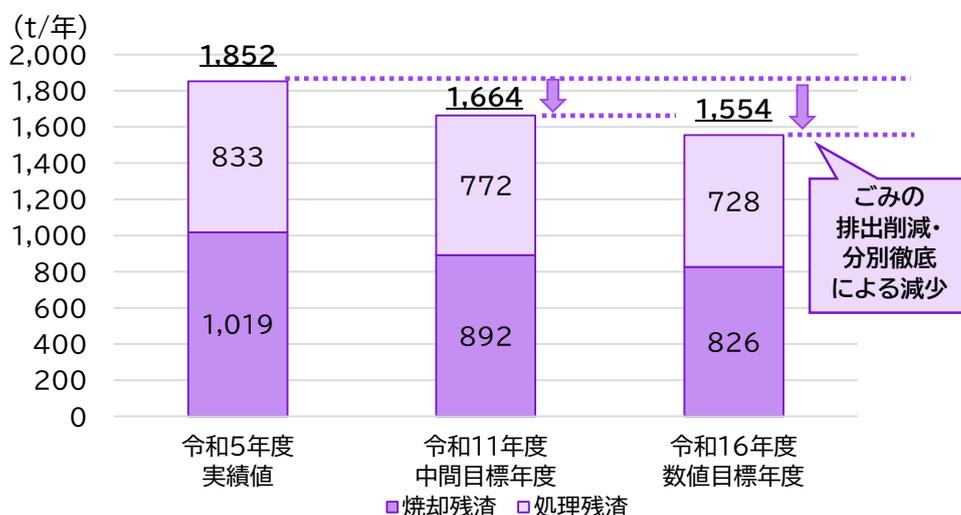


(2) 最終処分量における目標値

○最終処分量・・・**1,664t/年以下達成** (中間目標年度において)

ごみの分別徹底や排出削減により、年間最終処分量を令和 11 年度の中間目標年度において 1,664 トン以下とします。(令和5年度実績 1,852 トンに対し、188 トン減少。)

◆図表 3-27 最終処分量の実績値・目標値



5 施策を講じた場合のごみの将来推計

(1) 施策を講じた場合の家庭系ごみ将来推計

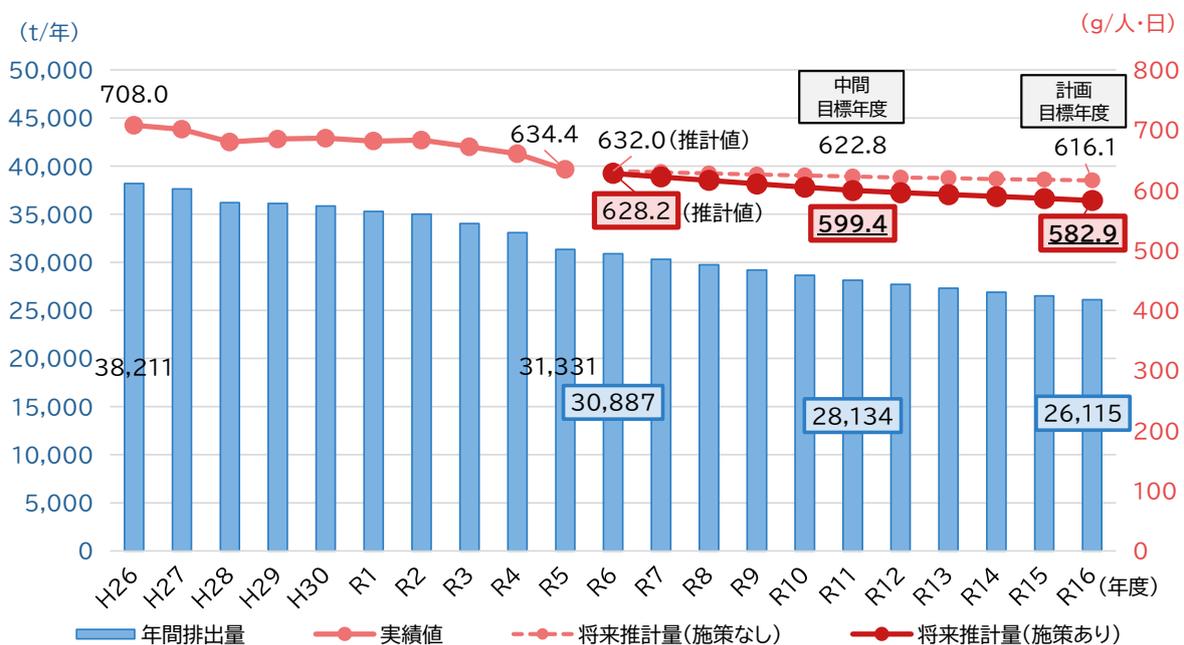
家庭系ごみ（資源物団体回収量含む）における削減指標と再資源化指標を達成した場合の将来推計は、中間目標年度（令和 11 年度）において1人1日当たり排出量が 599.4 グラム、計画目標年度（令和 16 年度）において 582.9 グラムとなります。

同様に、家庭系燃やせるごみの将来推計は中間目標年度において1人1日当たり排出量が 401.4 グラム、計画目標年度において 384.6 グラムとなります。

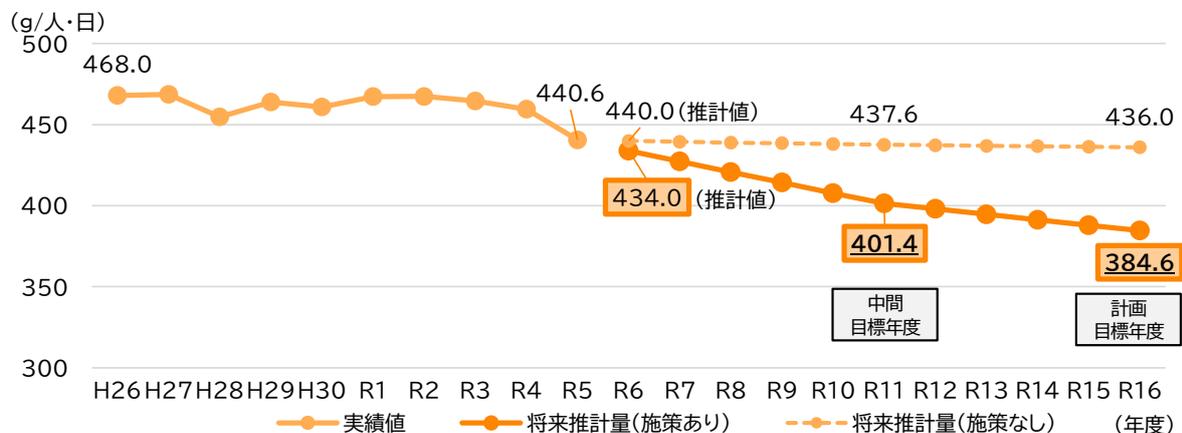
ごみ排出量の将来推計については、詳細を資料編に掲載しています。

◆図表 3-28 家庭系ごみの将来推計

【家庭系ごみ（資源物団体回収量含む）】



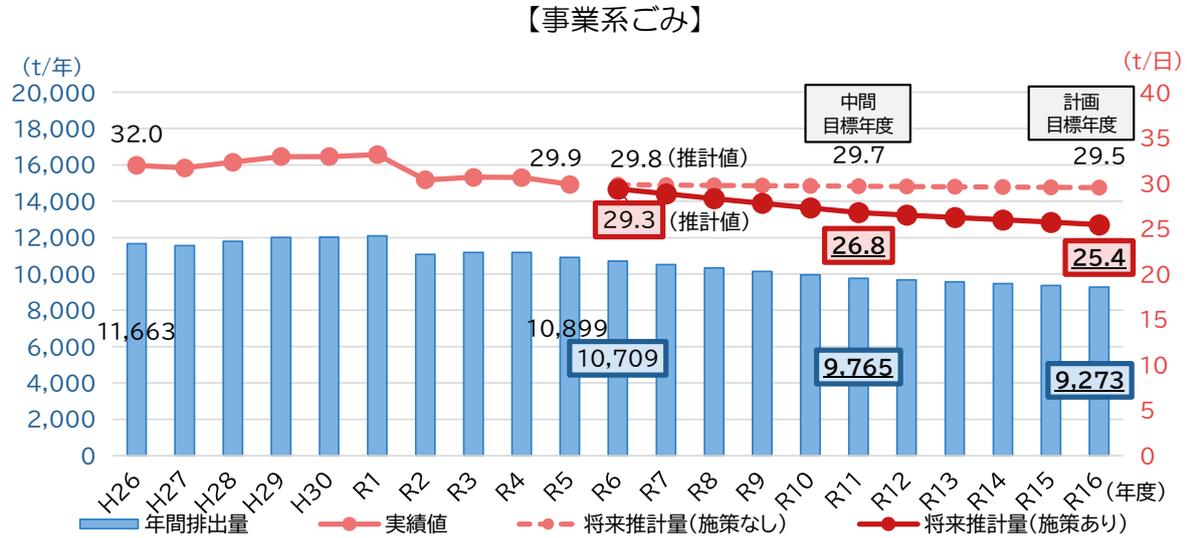
【家庭系燃やせるごみ】



(2) 施策を講じた場合の事業系ごみ将来推計

事業系ごみにおける削減目標を達成した場合の将来推計は、中間目標年度において1日当たり排出量が26.8トン、計画目標年度において25.4トンとなります。

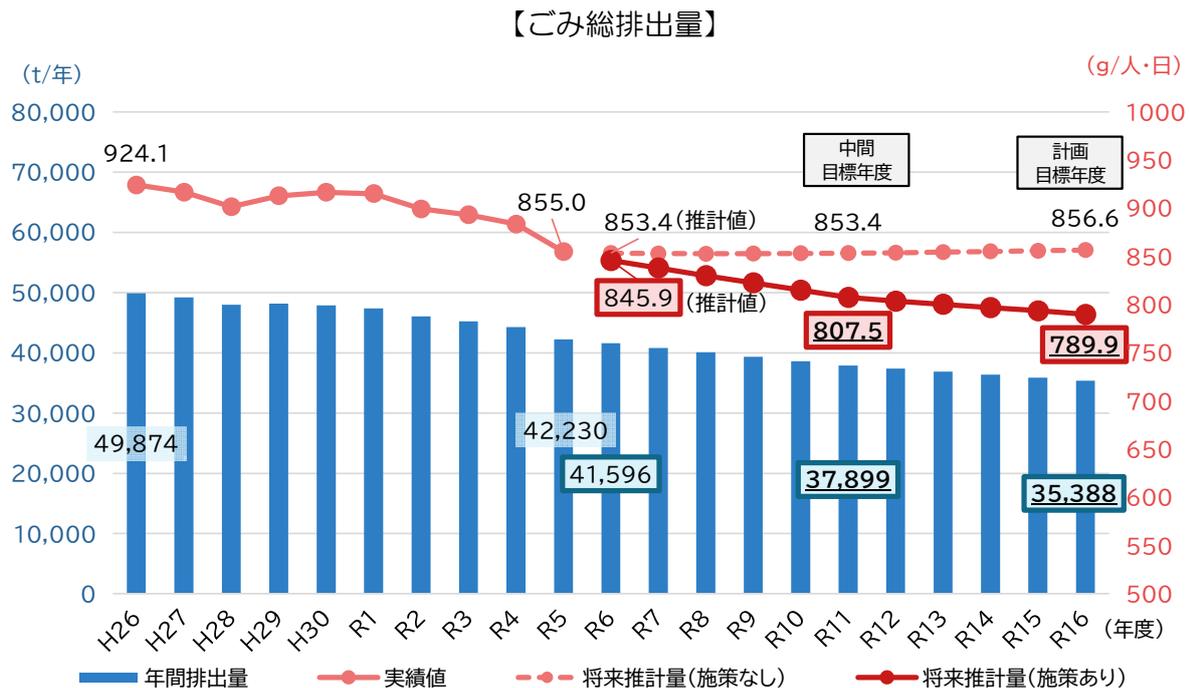
◆図表 3-29 事業系ごみの将来推計



(3) 施策を講じた場合のごみ総排出量将来推計

家庭系ごみ及び事業系ごみにおける目標を達成した場合のごみ総排出量の将来推計は、中間目標年度において1人1日当たり排出量が807.5グラム、計画目標年度において789.9グラムとなります。年間ごみ総排出量は、中間目標年度において37,899トン、計画目標年度において35,388トンとなります。

◆図表 3-30 ごみ総排出量の将来推計

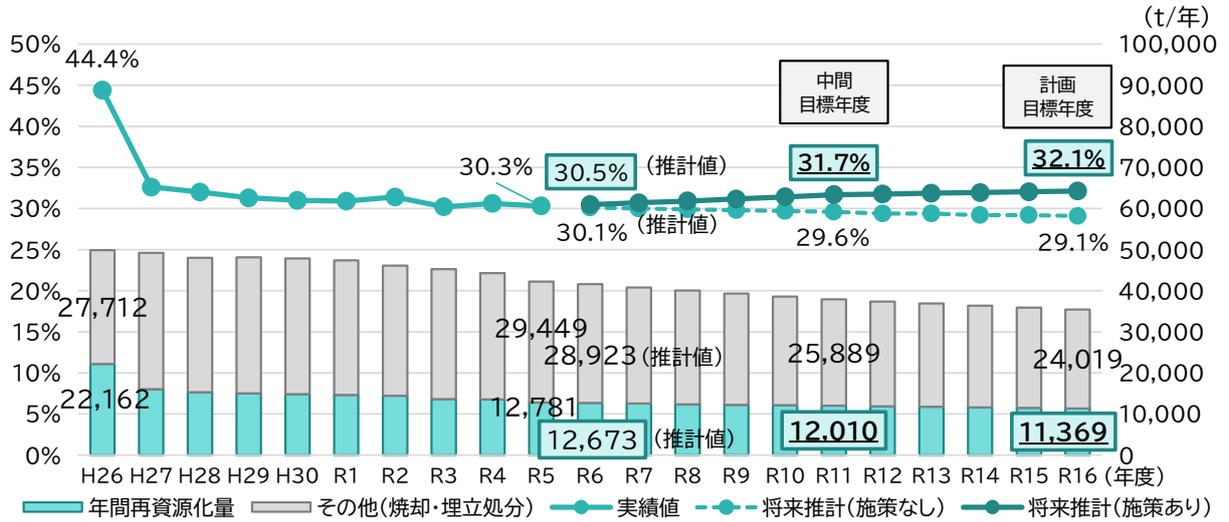


(4) 施策を講じた場合のリサイクル率の将来推計

家庭系燃やせるごみにおける再資源化指標を達成した場合のリサイクル率の将来推計は、中間目標年度において31.7%、計画目標年度において32.1%となります。

◆図表 3-31 リサイクル率の将来推計

【リサイクル率】

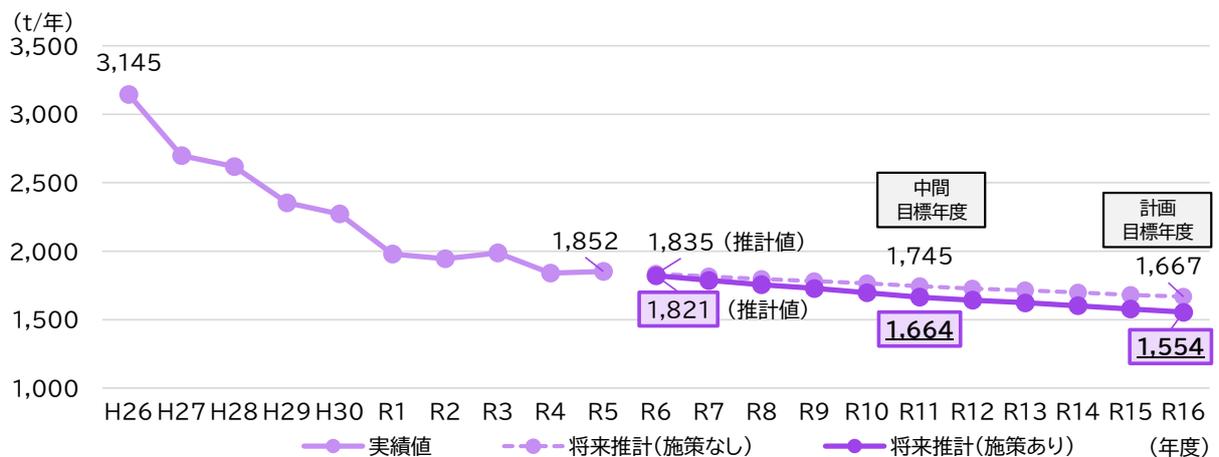


(5) 施策を講じた場合の最終処分量の将来推計

家庭系ごみ及び事業系ごみにおける目標を達成した場合の最終処分量の将来推計は、中間目標年度において年間 1,664 トン、計画目標年度において年間 1,554 トンとなります。

◆図表 3-32 最終処分量の将来推計

【最終処分量】



(6) 国・県の目標値

国及び県の目標値は図表 3-33-1～4 に示すとおりです。国においては、令和6年8月2日に新たに第5次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、「1人1日当たりごみ焼却量」を新たな指標として目標に掲げています。また、廃棄物処理施設整備計画においてはリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）を目標に掲げ、廃棄物処理法に基づく基本方針においては、加えて1人1日当たり家庭系ごみ排出量と最終処分量の指標を目標として掲げています。

県においては、山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）において、1人1日当たり家庭系ごみ排出量とリサイクル率において目標が掲げられています。

◆図表 3-33-1 第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

	目標年度	目標値
1人1日当たり ごみ焼却量	令和12年度	約580g

◆図表 3-33-2 廃棄物処理法に基づく基本方針（令和5年6月30日閣議決定）

	目標年度	目標値
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	令和7年度	約440g
リサイクル率 (一般廃棄物の出口側 の循環利用率)	令和9年度	約28%
最終処分量 (平成24年度比)	令和7年度	約31%削減

※図表 3-33-2 に示す家庭系ごみ排出量には、資源ごみ及び資源物団体回収量は含まれず、本計画内の家庭系ごみとは定義が異なります。

※一般廃棄物の出口側の循環利用率：一般廃棄物の排出量に対する資源の循環利用量の割合

◆図表 3-33-3 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）

	目標年度	目標値
リサイクル率 (一般廃棄物の出口側 の循環利用率)	令和9年度	約28%

※一般廃棄物の出口側の循環利用率：一般廃棄物の排出量に対する資源の循環利用量の割合

◆図表 3-33-4 山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）（令和3年3月改訂）

	目標年度	目標値
1人1日平均 家庭系ごみ排出量	令和7年度	462g
リサイクル率	令和7年度	35%

※図表 3-33-4 に示す家庭系ごみ排出量には、資源ごみ及び資源物団体回収量は含まれず、本計画内の家庭系ごみとは定義が異なります。

第4節 計画の指標・目標

本計画に記載した施策や事業を着実に実施・推進するため、毎年度、ごみの処理状況を取りまとめ、公表します。

計画の進行管理のための指標は図表3-34に示すとおりとします。目標値に対する進捗率などは毎年確認し、計画の進捗状況を把握します。

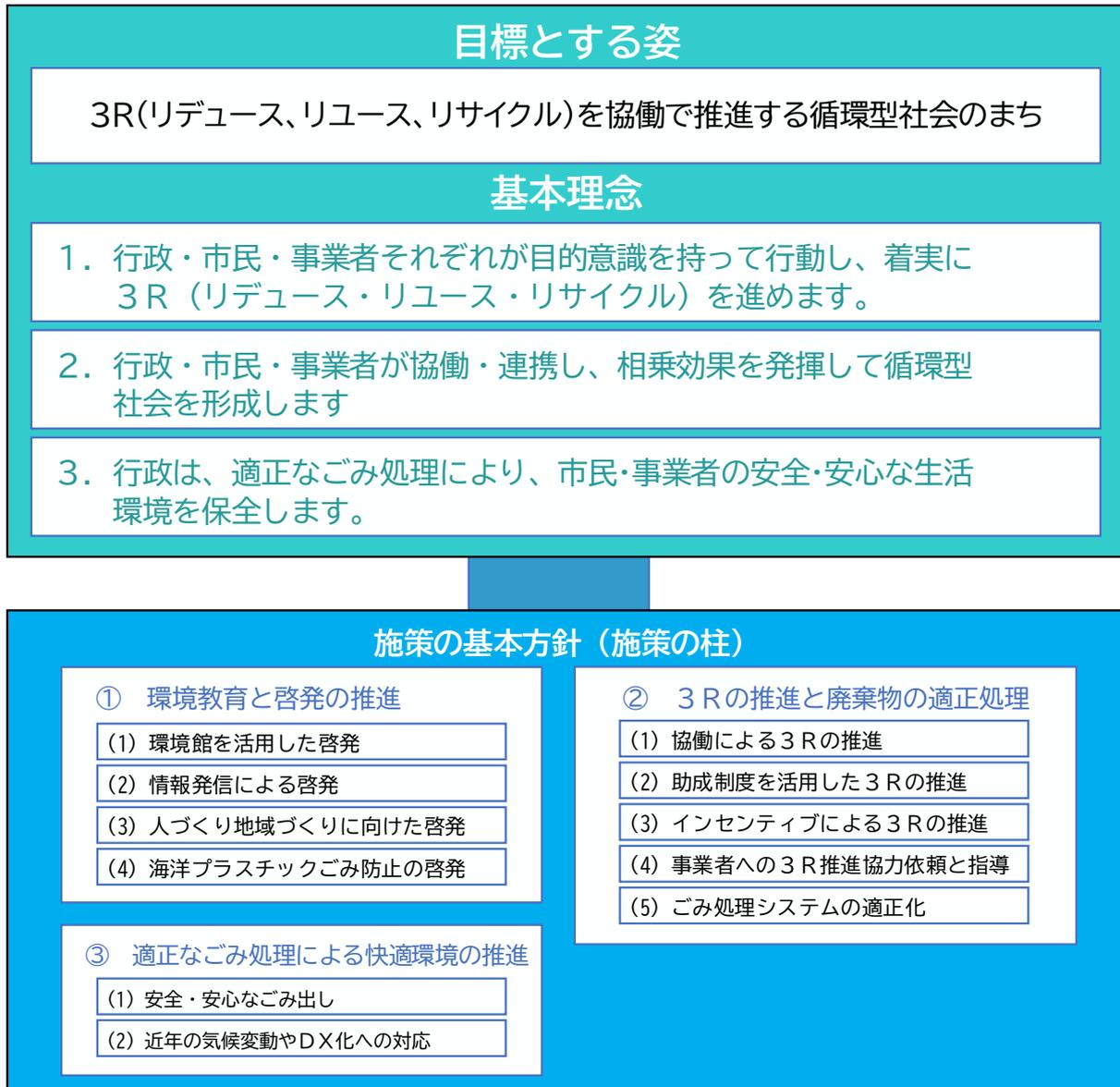
◆図表 3-34 計画の指標・目標一覧

		実績 (令和5年度)	中間目標年度 (令和11年度)	計画目標年度 (令和16年度)
1	ごみ総排出量の 1人1日当たり排出量	855.0 g/人・日	807.5 g/人・日	789.9 g/人・日
2	家庭系ごみの 1人1日当たり排出量 (資源物団体回収量含む)	634.4 g/人・日	599.4 g/人・日	582.9 g/人・日
3	家庭系燃やせるごみの 1人1日当たり排出量	440.6 g/人・日	401.4 g/人・日	384.6 g/人・日
4	事業系ごみの 1日当たり排出量	29.9 t/日	26.8 t/日	25.4 t/日
5	リサイクル率	30.3%	31.7%	32.1%
6	リサイクル率 (サーマルリサイクル を除く)	21.0%	22.3%	22.6%
7	年間最終処分量	1,852 t/年	1,664 t/年	1,554 t/年
8	環境館利用者数	5,350 人	6,000 人	6,000 人
9	クリーンリーダー設置率	95.0%	100%	100%

第5節 計画の体系

目標とする姿『3R（リデュース、リユース、リサイクル）を協働で推進する循環型社会のまち』の実現を目指すための本計画の体系を図表 3-35 に示します。

◆図表 3-35 計画の体系図



第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進

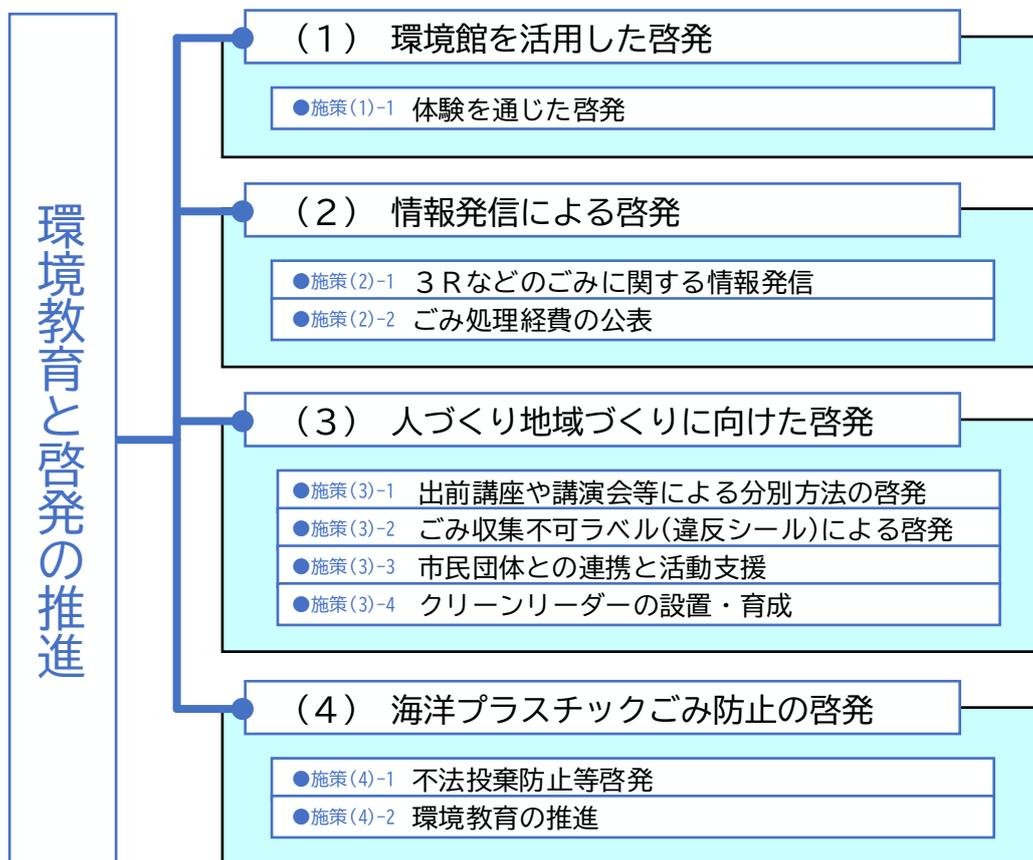
1 『環境教育と啓発の推進』の方針

循環型社会形成に向けて、市民が環境やごみ問題に向き合い、自発的にごみの減量や再資源化への取り組みを実践するためには、環境教育と啓発を推進していく必要があります。

環境教育と啓発の推進に関しては、(1) 環境館を活用した啓発、(2) 情報発信による啓発、(3) 人づくり地域づくりに向けた啓発、(4) 海洋プラスチックごみ防止の啓発の4つを中心として施策を展開していくものとします。

2 施策の体系

◆図表 3-36 環境教育と啓発の推進に関する施策の体系図



3 具体的な施策

(1) 環境館を活用した啓発

市民の環境に対する意識の高揚を図るため、啓発施設「環境館」を活用した体験を通じた啓発や、3Rに関する情報発信を推進します。

また、魅力のあるプログラムの提供やインターネット等を活用した効果的な情報発信を行うことで、環境館の利用者数を増やしていくことも重要です。

施策(1)-1 体験を通じた啓発



〔現在の取組状況〕

体験学習の場として、エコフェスタ・3R講座の開催、ごみ処理施設見学の受け入れを行っています。

また、環境館では、定期的にリユース品抽選会を開催しています。

【3R 講座・イベント開催状況（エコフェスタを含む）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	19回	16回	29回	18回	17回
参加人数	987人	866人	1,776人	1,326人	1,690人

【ごみ処理施設の見学受け入れ状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	21回	19回	16回	38回	30回
参加人数	682人	166人	251人	828人	809人

〔施策の方向〕

3R 講座やエコフェスタ等のイベントを継続して開催し、ごみ処理施設への見学を積極的に受け入れます。また、リユース品抽選会の開催により、ごみの減量と環境館利用者数の増加を図ります。

こうしたイベントの開催情報は、インターネット等を通じて広く周知するとともに、体験学習プログラムの回数及び内容の充実を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

-  エコフェスタ・3R講座の開催
-  ごみ処理施設見学の受け入れ
-  リユース品抽選会の開催
-  インターネットを活用した開催情報の周知
-  体験学習プログラムの回数及び内容の充実



↑周南市 HP
環境館でのイベント(講座)案内については、こちらをご確認ください。

(2) 情報発信による啓発

本市のごみの分別収集の適正化・効率化の推進のため、ごみ出しルール等の分かり易い情報発信を継続して実施します。

また、ごみ処理の現状、ごみ問題を取り巻く情勢等の情報を市民、事業者、関係団体へ向けて発信し、循環型社会形成に向けた意識啓発を推進します。

市民アンケートの結果

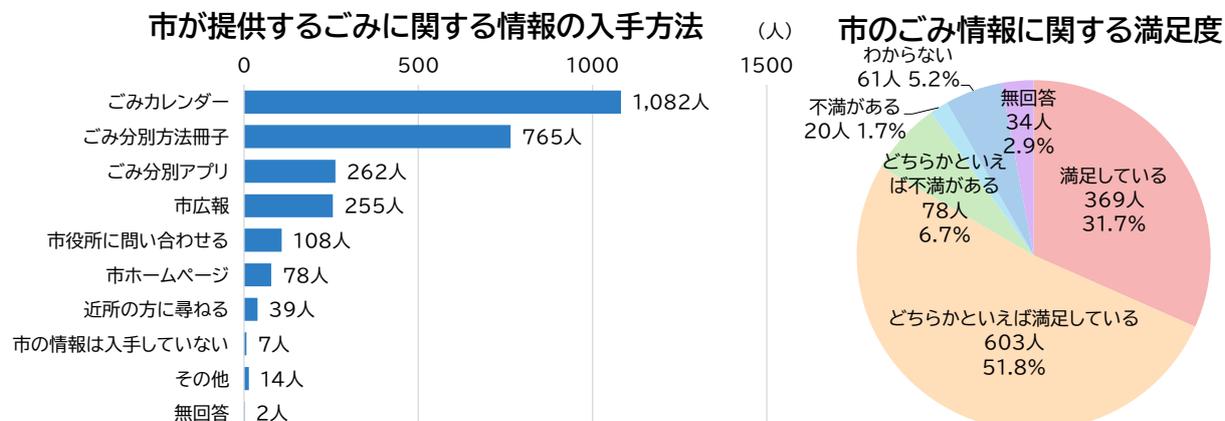
【ごみに関する情報について】

本市が提供する「ごみに関する情報」の入手方法として、「ごみカレンダー」は9割以上、「ごみ分別方法冊子」は6割以上の市民の皆様にご利用されていることが分かりました。

また、このアンケート結果を年代別に整理すると、若年層は電子媒体を活用して情報を入手し、高齢になるにつれ紙媒体から情報を入手する割合が増えていることが分かります。

年齢に関係なく、市民の皆様全員に情報をお届けするためには、様々な媒体から情報を発信していくことが必要であると改めて認識しました。

また、情報に対する満足度は、満足が31.7%、ある程度満足が51.8%であり、約8割の方から良い評価を得ていることが分かりました。



問5 ごみに関する情報の入手方法	10・20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答	回答数
ごみカレンダー	33 50.8%	56 40.9%	126 42.6%	191 39.9%	224 41.0%	288 40.6%	157 43.4%	7	1082
ごみ分別方法冊子	11 16.9%	33 24.1%	84 28.4%	131 27.4%	173 31.6%	232 32.7%	96 26.5%	5	765
ごみ分別アプリ	16 24.6%	26 19.0%	48 16.2%	75 15.7%	48 8.8%	32 4.5%	15 4.1%	2	262
市広報	2 3.1%	5 3.7%	13 4.4%	45 9.4%	56 10.2%	86 12.1%	46 12.7%	2	255
市役所に問い合わせる	0 0.0%	2 1.5%	4 1.4%	14 2.9%	23 4.2%	45 6.4%	20 5.5%		108
市ホームページ	2 3.1%	11 8.0%	15 5.1%	19 4.0%	16 2.9%	10 1.4%	5 1.4%		78
近所の方に尋ねる	0 0.0%	2 1.5%	3 1.0%	3 0.6%	5 0.9%	13 1.8%	12 3.3%	1	39
市の情報は入手していない	1 1.5%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.2%	1 0.1%	3 0.8%		7
その他	0 0.0%	2 1.5%	2 0.7%	1 0.2%	1 0.2%	2 0.3%	6 1.7%		14
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.6%		2

施策(2)-1 3R などのごみに関する情報発信



〔現在の取組状況〕

ごみ収集カレンダー・ごみ分別冊子の配布や、ごみアプリの公開により、随時分かり易いごみ分別の情報提供を行うとともに、広報誌、ケーブルテレビ、ホームページによりごみに関する特集記事の掲載・放送を行いました。

【ごみアプリダウンロード状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみアプリダウンロード総数	29,524 件	36,973 件	43,661 件	49,492 件	55,563 件

〔施策の方向〕

今後も継続して環境館における館内展示による情報発信を行っていくとともに、広報誌、ケーブルテレビ、インターネット等を活用した効果的な3R に関する情報の発信についても内容の充実を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌀 ごみ収集カレンダー・ごみの分別と出し方（チラシ）、広報誌は、定期的に配布
- 🌀 家庭ごみの分別方法（保存版）は、ごみ処理システムの見直しに合わせ内容を改定
- 🌀 ごみアプリ、ホームページ、ケーブルテレビでは、随時、最新情報を発信

●ごみの分別につかえるアプリ 周南市版

【トップページ】

【A日程】のごみ収集日

可燃	10/24(木)	紙衣	11/5(火)
ペット	11/6(水)	容プラ	10/25(金)
他プラ	11/12(火)	びん・缶	10/23(水)
処困	10/30(水)	不燃	10/22(火)

市からのお知らせ 【9/19】更新

分別辞典 分け方・出し方

収集カレンダー 地域指定

※毎年、3月末にカレンダーの更新（アプリケーションのアップデート）が必要になります。
最終更新日：2024年4月26日

周南市リサイクル推進課

【ごみの分け方・出し方】

戻る 分け方・出し方 ホーム

- 🔥 燃やせるごみ
- 🗑️ 古紙・衣類
- 👤 びん・缶類
- 🍷 ペットボトル
- 🗑️ 容器包装プラスチック
- 🅑 その他プラスチック
- 🚫 燃やせないごみ

【ダウンロードはこちら】



iPhone をご利用の方
(iOS 4.3 以上)



Android をご利用の方
(Android 2.1 以上)

〔現在の取組状況〕

市民のごみ減量化・再資源化の意識高揚を図るため、毎年12月に広報誌・市ホームページにごみ処理費用を公表しています。

なお、令和3年度にごみ処理経費の定義を見直し、ごみ処理施設の維持管理費とごみカレンダーや3R講座など啓発に係る費用を歳出額に加えました。（下の表は、見直し後の定義により再計算しています。）

【ごみ処理経費の状況】

	歳出 ^{※1}	歳入 ^{※2}	市民1人当たり
令和元年度	約 22 億 6 千万円	約 2 億 1 千万円	14,400 円
令和2年度	約 23 億 2 千万円	約 2 億円	15,100 円
令和3年度	約 23 億 5 千万円	約 2 億 2 千万円	15,300 円
令和4年度	約 24 億円	約 2 億 5 千万円	15,600 円
令和5年度	約 25 億 5 千万円	約 2 億 3 千万円	17,100 円

※1 歳出は、施設整備費等に係る経費を除く収集運搬、中間処理、最終処分の直接処理費（施設維持管理費を含む）及び啓発等に係る経費の合計です。

※2 歳入は、資源物（金属類、ペットボトル、古紙等）やごみ袋の売払額等です。

〔施策の方向〕

自らが出したごみの処理に必要な費用を確認し、ごみの減量化・再資源化の重要性について理解を深めていただくため、今後も継続してごみ処理経費を公表します。

〔今後の具体的な取組〕

-  ごみ処理経費の算出と公表

(3) 人づくり地域づくりに向けた啓発

ごみ減量や分別の方法、ごみ・環境に関する問題などについて、市民に直接説明する機会を設け、市民と意見交換を行いながらごみや環境に対する意識啓発を図り、正しいごみ分別の方法について継続的に啓発を行います。

また、近年、法制度化されている食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環促進法への対応、廃棄物分野における2050年カーボンニュートラルに向けた対策など、社会情勢の変化に対応し、教育プログラムの充実を図ります。

地域におけるごみ問題や環境活動については、それぞれの地域の状況に応じた解決を図り、そして積極的に活動していくことが望まれます。

そのため、各地域で活動の中心となり、地域の内側から啓発を進めるリーダー的存在の配置、育成、支援を進めていきます。

🌈 施策(3)-1 出前講座や講演会等による分別方法の啓発



〔現在の取組状況〕

出前講座の申し込みにより、直接市民の元へ出向き、市の施策や事業についての説明と意見交換を行っています。また、地域のイベント等に出展し、ごみ・リサイクルに関する啓発を行っています。コロナ禍により開催件数、参加人数ともに減少しています。

転勤者や新入学生など本市への転入者に対しては、本市窓口での転入手続きの際に分別冊子やごみカレンダー等を配布して個別指導を行っています。また、学校と連携して新入生ガイダンスを利用した分別説明会を行っています。

分別不良の排出者については、不動産業者や住居管理会社を通じての分別啓発や説明・指導を行っています。

【出前講座や講演会等の開催状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催件数	22 件	1 件	6 件	8 件	5 件
参加人数	693 人	20 人	199 人	166 人	92 人

〔施策の方向〕

継続して出前講座を実施するとともに、地域の要望に応じてイベント等に出展し、ごみ減量やリサイクルに関する啓発を行います。ごみ関連の最新知見を市民に広めるため、専門家を招いた講演会を開催します。コロナ禍により減少した開催数と参加者数の増加を目指し、内容の充実やPRを行います。

引き続き転勤者や新入学生など本市への転入者へ本市窓口での転入手続きの際に分別冊子やごみカレンダー等を配布し、ごみアプリの使用方法等についても説明を行います。

また、分別不良の排出者については、不動産業者や住居管理会社を通じての分別啓発や個別説明・指導を行います。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌀 出前講座及び講演会の開催
- 🌀 テーマの充実とPR活動
- 🌀 地域イベント等への出展
- 🌀 転入者に対する分別冊子、ごみカレンダーの配布
- 🌀 新入生ガイダンスを利用した分別説明会の開催
- 🌀 ごみアプリ使用方法の説明
- 🌀 不動産業者・住居管理会社を通じた分別啓発や個別説明・指導

周南市 HP→
しゅうなん出前トークのメニューと申し込み方法は、こちらをご確認ください。



施策(3)-2 ごみ収集不可ラベル(違反シール)による啓発



〔現在の取組状況〕

分別不良のごみ袋に違反理由を記載したごみ収集不可ラベル（違反シール）を貼り、ステーションに残置することにより、違反ごみの排出者にごみ分別の啓発を行っています。

【違反ごみの状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
違反ごみ	6,584 袋	6,258 袋	4,043 袋	3,308 袋	4,168 袋

〔施策の方向〕

引き続き、ごみ分別カレンダー・ごみ分別冊子等でのごみ分別啓発が行き届かない方に対して、収集運搬委託業者とも連携しながら、ごみ収集不可ラベル（違反シール）を貼り、ステーションに残置することで正しいごみ分別を啓発します。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 分別不良のごみ袋にはごみ収集不可ラベル（違反シール）の貼付により適正な分別を啓発

施策(3)-3 市民団体との連携と活動支援



〔現在の取組状況〕

「周南市快適環境づくり推進協議会」を通じて環境衛生団体（4団体）との連携強化を図り、地球温暖化の防止への取り組みや循環型社会形成に向けた活動を支援しています。

また、地域清掃活動に関しては、指定袋の交付を行っています。

【一斉清掃参加者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一斉清掃参加者数 (山口県快適環境づくり推進協議会報告分) ※河川清掃	9,714 人	5,683 人	6,304 人	6,564 人	8,220 人
地域清掃活動参加人数 (ごみ袋交付実績より)	64,149 人	53,987 人	43,345 人	46,683 人	43,390 人

〔施策の方向〕

引き続き、河川清掃及び地域清掃の活動を支援し、市民、市民団体等からの要望等に迅速に対応できる体制を構築します。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 ボランティア清掃用のごみ袋の配付・清掃ごみの回収
- 🔄 市民団体による河川清掃及び地域清掃活動を支援

施策(3)-4 クリーンリーダーの設置・育成



〔現在の取組状況〕

本市では、各自治会がクリーンリーダーを設置し、地域のごみ問題に対してのリーダーとして、「ごみステーションの巡回」や「ごみ出しマナーの指導」等の活動を行っています。

クリーンリーダー設置率100%を目指し、クリーンリーダーを設置していない自治会への広報活動を行っています。

【クリーンリーダーの設置状況と研修会開催状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置自治会数	889	920	921	919	913
設置率	91.6%	95.2%	95.5%	95.5%	95.0%
研修会開催数	9回	0回	0回	0回	0回

〔施策の方向〕

引き続き、クリーンリーダー配置率100%を目指し、クリーンリーダーを配置していない自治会への広報活動を推進します。また、コロナ禍で開催を中止していた研修会を再開し、クリーンリーダーの育成を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

-  クリーンリーダー制度の広報活動
-  研修会の開催と充実

周南市 HP→
クリーンリーダーについての詳細は、こちらをご確認ください。



●クリーンリーダー

【目的】

「ごみの減量化・再資源化」や「地域の環境美化」を確実に進めていくには、市民一人ひとりの“ごみ問題”に対する意識の高揚を図り、そのための取り組みを市と市民が協働して実行していくことが不可欠です。ごみの発生・排出削減のための基盤づくりとして、地域でのごみ問題に対してのリーダーとして活動していただき、循環型社会づくりに市と一緒に取り組んでいただきます。

【役割】

自治会や地域の実情に応じ、自主的な環境美化活動等を行う。

【活動例】

- ・ごみの減量化と資源化の推進
- ・ごみの適正な排出等の指導や啓発
- ・地域の環境美化の推進
- ・地域の様々なごみ問題について、市と連携を図り、解決に向けた活動
- ・その他、市が行うごみ減量等の施策の協力

【活動褒賞金】

クリーンリーダーが取り組む自治会での活動に対して、自治会へ報償金を交付します。報償金の交付に際して、クリーンリーダー活動報告書を提出していただきます。

交付額：1自治会につき 年額5,000円＋世帯数×50円

交付時期：年度末1回

(4) 海洋プラスチックごみ防止の啓発

近年では、海洋に流出する廃プラスチック類（以下、「海洋プラスチックごみ」という。）が生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

そのため、不法投棄防止等の啓発を通じて海洋プラスチックごみ防止啓発を進めていきます。

施策(4)-1 不法投棄防止等啓発



〔現在の取組状況〕

不法投棄は犯罪です。不法投棄に関する罰則や不法投棄を防ぐための方法、不法投棄を見つけた際の連絡先等を市のホームページで公表しています。

不法投棄を見つけた際は、道路の異常等を発見した際に活用している「しゅうなん通報アプリ」を活用して情報提供いただくことを啓発しています。

【不法投棄対応件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不法投棄対応件数	53 件	36 件	57 件	12 件	15 件

〔施策の方向〕

海洋プラスチックごみ防止啓発のため、不法投棄防止やポイ捨て禁止等の街頭啓発を関係団体と連携して行います。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌐 しゅうなん通報アプリの普及による不法投棄防止の啓発

FREE 無料 しゅうなん通報アプリ
ダウンロードはこちらから



周南市内で異状箇所を発見した際には、ぜひアプリを活用して、情報提供をお願いします。

<p>iPhone版</p> <p>Available on the App Store</p>	<p>Android版</p> <p>ANDROID APP ON Google play</p>
--	---

※ダウンロード時の通信料は、利用者負担です。

※通報は匿名となりますので、通報者の氏名や連絡先の入力不要です。また、通報によりメールアドレス等の個人情報取得することは、一切ありません。

施策(4)-2 環境教育の推進



〔現在の取組状況〕

環境館における館内展示等による情報発信の実施とインターネットを活用した効果的な3Rに関する情報発信を行っています。

県では、海洋プラスチックごみ問題をたくさんの方に知ってもらい、その対策に取り組んでもらうため、「プラスチックモンスターをやっつけよう！きみが地球のためにできること」(クレヨンハウス刊)とコラボしたパンフレットを作成しています。

環境館では、令和3年度にプラスチックモンスターのパネル展示を行い、施設見学に訪れた小学生に対して啓発を行いました。

〔施策の方向〕

今後も継続して情報発信を行っていくとともに、インターネットを活用した効果的な3Rに関する情報の発信についても内容の充実を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌀 環境館における館内展示等による情報発信
- 🌀 インターネットを活用した情報発信
- 🌀 学校での環境教育により子どもの環境意識の向上を推進



↑山口県HP
パンフレットの内容を閲覧したい方は、こちらをご確認ください。

第7節 施策の柱② 3Rの推進と廃棄物の適正処理

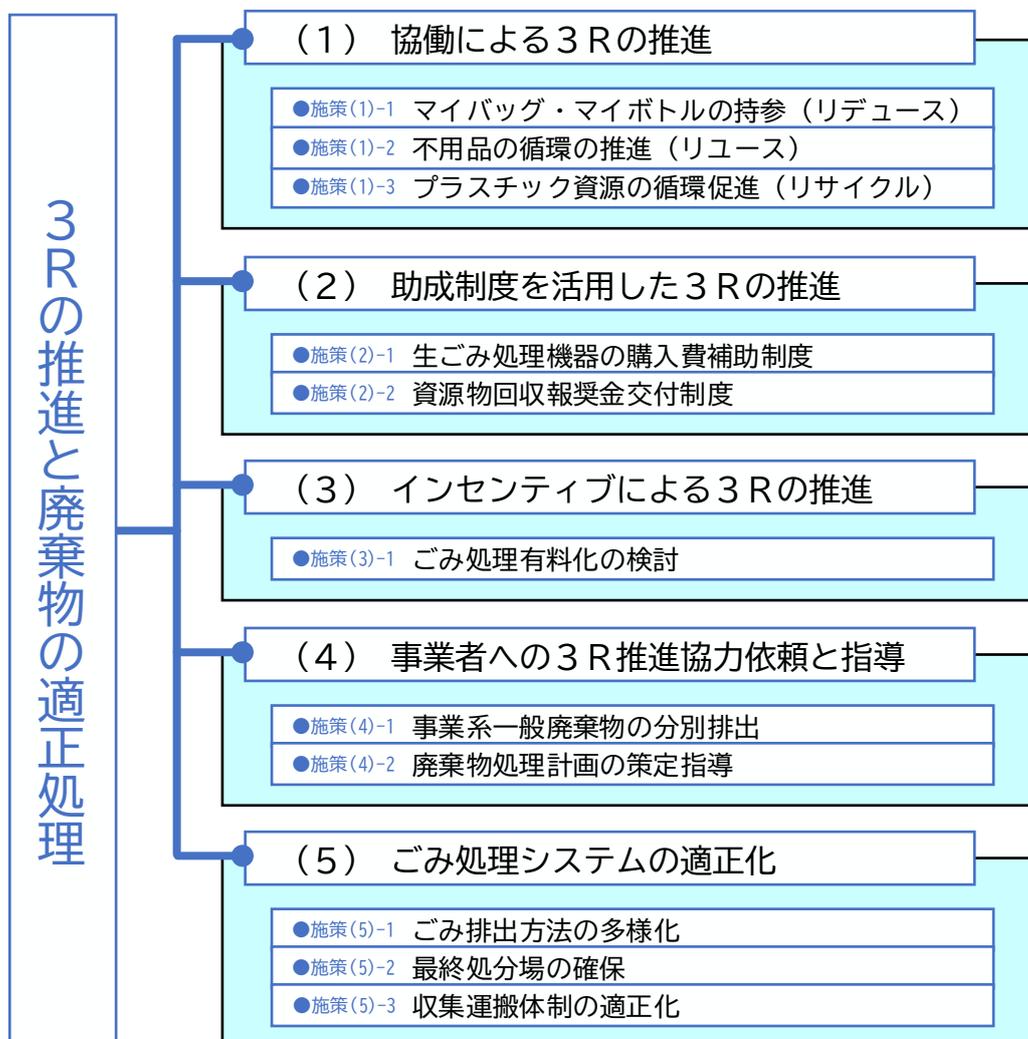
1 『3Rの推進と廃棄物の適正処理』の方針

これまで行ってきた3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕をさらに推進するためには、取り組みを行う市民や事業者を増やしていくことが必要です。また市民・事業者・行政及び関係団体が協働して取り組みを行うことが効果的です。

3Rのさらなる推進に関しては、（1）協働による3Rの推進、（2）助成制度を活用した3Rの推進、（3）インセンティブによる3Rの推進、（4）事業者への3R推進協力依頼と指導、（5）ごみ処理システムの適正化の5つを中心として施策を展開していくものとします。

2 施策の体系

◆図表3-37 3Rの推進と廃棄物の適正処理に関する施策の体系図



3 具体的な施策

(1) 協働による3Rの推進

これまで進めてきた3Rの取り組みを引き続き推進します。3Rについては、行政が一方的に実施するのではなく、市民、事業者及び関係団体も協働して進めることで、より一層のごみ減量・再資源化効果と意識啓発を得ることができます。

🌈 施策(1)-1 マイバッグ・マイボトルの持参（リデュース）



〔現在の取組状況〕

本市では、ごみの減量、省エネ、地球温暖化防止を進めていくため、市内の小売事業者と協定を締結し、平成21年4月1日からレジ袋の無料配布を中止する取り組みを進めてきました。令和2年7月にレジ袋の有料化が義務化されてからも、ホームページ等でマイバッグの持参によるリデュース活動の啓発を継続しています。

〔施策の方向〕

引き続きマイバッグの呼びかけを行いながら、新たにマイボトルの持参によるリデュース活動を啓発していきます。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 マイバッグ・マイボトル持参の推進

🌈 施策(1)-2 不用品の循環の推進（リユース）



〔現在の取組状況〕

環境館では、無料リユースコーナーを設けており、定期的にリユース品の抽選会を実施して、不用品の循環を推進しています。

【リユース品抽選会参加者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
リユース品抽選会参加者数	676人	674人	633人	759人	955人

〔施策の方向〕

引き続き、リユース品抽選会を開催します。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 不用品抽選会の開催
- 🔄 無料リユースコーナーのPR



🌍 施策(1)-3 プラスチック資源の循環促進（リサイクル）



〔現在の取組状況〕

令和4年4月、プラスチック資源循環促進法が施行されました。この法律は、プラスチック使用製品の使用合理化、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の再商品化並びに分別収集、事業者による自主回収及び再資源化を促進するための措置等を講じ、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取り組みを促進するものとなっています。

本市では、容器包装プラスチックに加え、その他プラスチックの分別収集を行っています。容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル協会の回収ルートへ、その他プラスチックはサーマルリサイクルにより発電利用されています。

また、本市では、焼却により排出される二酸化炭素を減らすため、原料の一部に植物由来のバイオマスプラスチックを使った可燃ごみ指定袋を導入しています。

〔施策の方向〕

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再資源化のさらなる推進に努めます。

また、サーマルリサイクルにより発電利用されているプラスチックについて、国の方針に基づき、Renewable（再生可能）な活用方法に転換することを検討します。

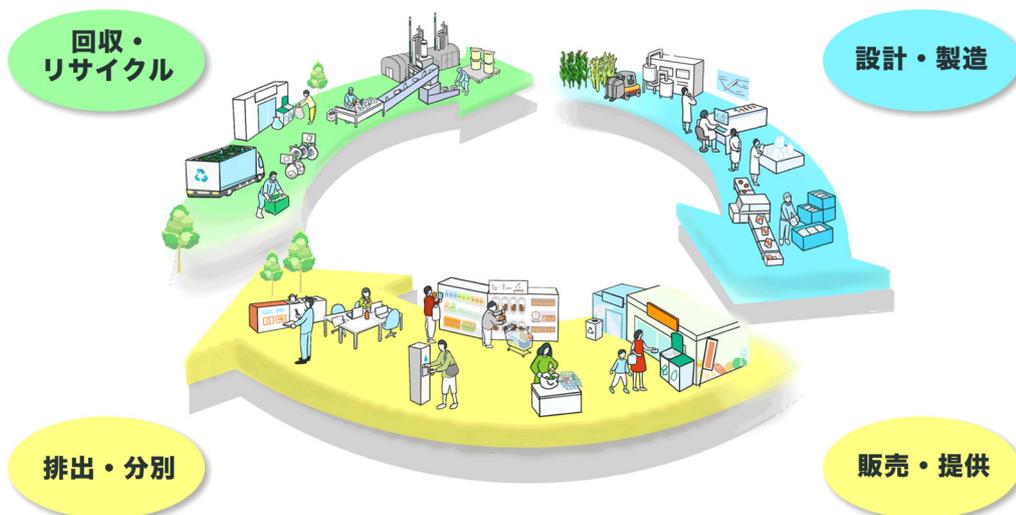
バイオプラスチック（バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチック）等、再生可能な資源の選択利用の推進に努めます。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 ごみ分別方法の周知徹底
- 🔄 資源物の店頭回収の推進
- 🔄 国の方針に基づく再商品化方策の検討
- 🔄 再生可能な資源の選択利用の推進



環境省 HP ↑
「プラスチック資源循環促進法」の普及啓発ページは、こちらをご確認ください。



(2) 助成制度を活用した3Rの推進

生ごみ処理機器の購入や資源物の回収に対し、経済的に支援する制度を設けることで、市民の手によるごみ減量化と再資源化を推進します。

より一層ごみ減量化と再資源化を進めるためには、これらの制度を利用する市民を増やしていく必要があります。

施策(2)-1 生ごみ処理機器の購入費補助制度



〔現在の取組状況〕

市民が生ごみ処理機器を購入する際に購入費用の一部を補助し、家庭から排出される生ごみの減量と有効利用を図っています。

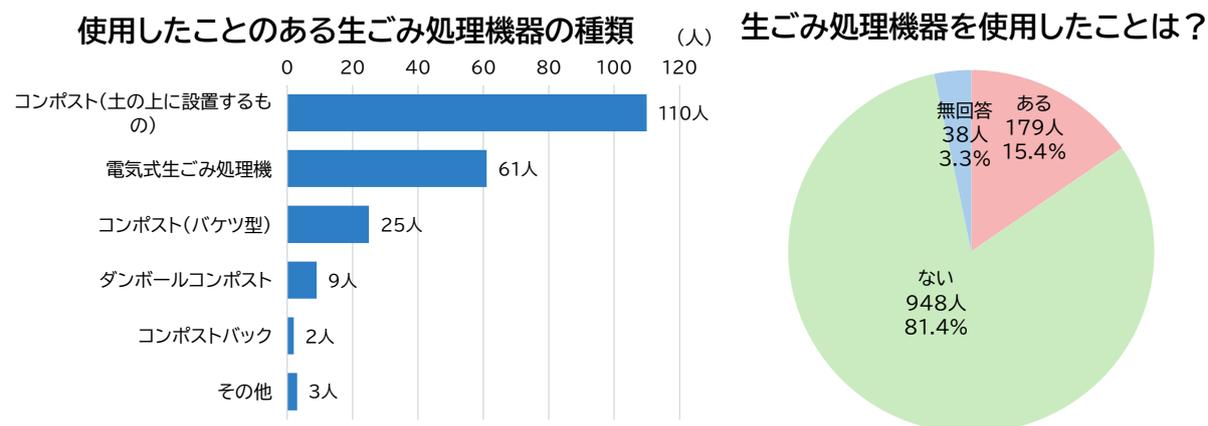
【生ごみ処理機器購入補助金利用数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生ごみ処理機器 購入補助金利用数	54基	49基	43基	58基	35基

市民アンケートの結果

【生ごみ処理機器について】

生ごみ処理機器を使用したことがあるという回答は全体の15%程度であり、今後の普及促進が課題です。また、使用された機器のうち、電気式のもの30%程度であり、約7割はコンポスト型の機器です。



〔施策の方向〕

引き続き生ごみ処理機器購入補助金の交付を行うとともに、補助制度の周知を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

🔄 補助制度の継続と普及啓発

周南市 HP →
生ごみ処理機器購入費補助については、
こちらをご確認ください。



施策(2)-2 資源物回収報奨金交付制度



〔現在の取組状況〕

資源物の回収を実施した団体に報奨金を交付し、団体運営の支援とごみ減量・再資源化を促進しています。

【資源物回収報奨金交付実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収実績	715t	548t	513t	487t	436t
実施回数	863回	711回	738回	880回	741回
登録団体数	125	120	118	114	111

〔施策の方向〕

引き続き、資源物回収報奨金の交付を行うとともに、回収団体を増やすため、制度のPRを行います。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌐 報奨金交付制度の継続と制度のPR

周南市 HP→
資源物回収報奨金交付制度について、詳しくはこちらのページをご確認ください。



●資源物回収報奨金交付制度

本市では、家庭ごみの減量・再資源化を促進するため、資源物回収をされる登録団体へ、実績に応じた報奨金（回収重量1kg当たり4円）を交付しています。

●報奨金を受け取るまでの流れ

①団体登録を行う

【対象団体】

市内に居住するもので組織する団体、資源物回収を自主的に実施している団体、営利を目的としない団体。

②資源物回収を実施する

【対象物】

紙類（新聞紙・ダンボール・雑誌等）、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶・金属くず等）、びん類（一升びん・ビールびん等）、ペットボトル。

③市へ申請書等を提出する

【提出物】

報奨金交付申請書、取引伝票（請求用）。

④市から報奨金を支払う

【現金受取希望団体】

本市よりハガキを送付します。ハガキと印鑑を受取場所（本庁リサイクル推進課、各総合支所または各支所）へ持参してください。

【口座振込希望団体】

決定通知書が送付されます。報奨金は指定口座へ振り込まれます。

(3) インセンティブによる3Rの推進

ごみの減量や再資源化を進める際には、インセンティブを働かせることで、より一層の効果を得ることができます。そのため、本市においても、社会的評価や経済的なインセンティブなどの効果を利用し、さらなる3Rの推進を目指します。

●インセンティブ

インセンティブとは「目標達成や意欲向上のために外部から与えられる刺激」を意味します。市民・事業者がごみの減量や再資源化に積極的に取り組むことへの動機付けとして位置づけるものです。

🌈 施策(3)-1 ごみ処理有料化の検討



〔現在の取組状況〕

全国各市のごみ有料化への取り組みについて情報収集を行い、燃やせるごみ有料化導入可能性の検討を進めています。

【県内他市町のごみ処理有料化導入状況】

	下松市	光市	県内他市町
ごみ処理有料化導入状況	なし	なし	13/19

〔施策の方向〕

下松市、光市とともにごみ処理有料化導入の是非について継続して検討していきます。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 分別徹底・ごみ減量化の啓発
- 🔄 ごみ処理有料化導入の是非を検討

●ごみ処理有料化

ごみ処理有料化とは、国によれば、『市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為』を指すとされており、『例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」に該当しない。』ものとされています。

また、ごみ処理の有料化導入の目的や期待する効果として、「排出抑制や再生利用の推進」、「費用負担の公平性確保」、「市民や事業者の意識改革」などが挙げられています。

（資料：「一般廃棄物処理有料化の手引き」平成25年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

(4) 事業者への3R推進協力依頼と指導

ごみは排出者の違いによって家庭系、事業系と区分されますが、排出削減や再資源化については区分することなく同様に進めていきます。

そのため、事業所から排出される一般廃棄物について、適正に分別排出してもらい、適正に処理していくことが必要となります。

施策(4)-1 事業系一般廃棄物の分別排出



〔現在の取組状況〕

排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の適正な分別排出指導及び施設での展開検査・指導を行っています。

【事業系燃やせないごみ排出量】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業系燃やせないごみ排出量	207t	166t	184t	165t	157t

〔施策の方向〕

引き続き、排出事業者に適正な分別排出指導及び施設での展開検査・指導を行います。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 分別徹底の啓発
- 🔄 展開検査の実施と違反事業者に対する指導

施策(4)-2 廃棄物処理計画の策定指導



〔現在の取組状況〕

市内の大規模店舗に対し、廃棄物処理担当者の選任やごみ減量・適正処理に関する計画書の策定及び提出を義務付けています。

【廃棄物処理計画提出件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
廃棄物処理計画提出件数	72件	71件	46件	64件	55件

〔施策の方向〕

引き続き、廃棄物処理計画書の策定を指導します。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 事業系ごみ処理に係る遵守事項の通知
- 🔄 廃棄物処理計画策定の指導

(5) ごみ処理システムの適正化

効率的なごみ処理を行えるように、分別排出など、市民・事業者からの協力を得られやすい体制・システムへと見直しを図ります。

また、複数の施設で処理を行っているごみは、収集運搬や処理施設の運営管理が分散し、ごみ処理費用増加の要因となります。

そのため、今後は処理の効率化によってごみ処理費用の削減を目指し、市民の利便性に配慮しながら収集・処理を一元化します。

施策(5)-1 ごみ排出方法の多様化



〔現在の取組状況〕

本市では、市民・事業者からさらなる分別への協力を得るため、ごみの排出方法の多様化を検討しています。

令和2年7月に、小型家電に含まれる有用なレアメタル等、貴重な資源を有効活用するため、リネットジャパンリサイクル株式会社（愛知県）と、宅配便を活用した小型家電等の回収に関する連携・協力についての協定を締結しました。また、令和5年7月より、協定の対象となるごみと回収方法を拡充し、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの自宅回収のサービスを開始しました。

〔施策の方向〕

引き続き、さらなる排出方法の多様化を推進し、市民の利便性の向上を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

🔄 ごみ排出方法の多様化の検討



←周南市 HP
不要なパソコン等、小型家電の宅配便での回収方法はこちらのページをご確認ください。



←周南市 HP
テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの自宅回収の方法はこちらのページをご確認ください。

施策(5)-2 最終処分場の確保



〔現在の取組状況〕

徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場の延命化を図るため、埋立ごみの減量化を進め、廃棄物受入事業期間を令和 19 年度末まで延長しています。

【徳山下松港新南陽N7地区最終処分場埋立量】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場埋立量	1,917t	1,878t	1,930t	1,788t	1,803t

〔施策の方向〕

新たな最終処分場を整備する場合、計画段階から施設竣工までかなりの期間を要することから、本市の埋立処分物発生量の動向を確認しつつ、今後の最終処分場の確保について調査・検討していくものとします。

〔今後の具体的な取組〕

- 次期最終処分場の確保について調査・検討

施策(5)-3 収集運搬体制の適正化



〔現在の取組状況〕

一般廃棄物処理事業を運営していくうえで、最もコストが掛かっているのが収集運搬費です。これまで、ごみ処理の集約化等の際に適宜、効率性の高い収集運搬体制へ見直しを図っています。

なお、一般廃棄物処理業に関する許可については、現状を維持し新たな許可は行っていません。ただし、個別の事情により、本市において処理することが困難な一般廃棄物が発生する場合においては、一定の基準に基づき、処理できる品目を限定した許可に限って、その是非を決定しています。

〔施策の方向〕

今後も引き続き、現状及び将来におけるごみの発生状況を考慮して、収集運搬体制の効率化を図っていきます。

一般廃棄物処理業に関する許可については、原則として現状を維持し新たな許可は行わないものとします。

〔今後の具体的な取組〕

- 市民サービスの維持・向上
- 最適な収集運搬体制の構築
- 許可業者に対し廃棄物の適正処理を指導

第8節 施策の柱③ 適正なごみ処理による快適環境の推進

1 『適正なごみ処理による快適環境の推進』の方針

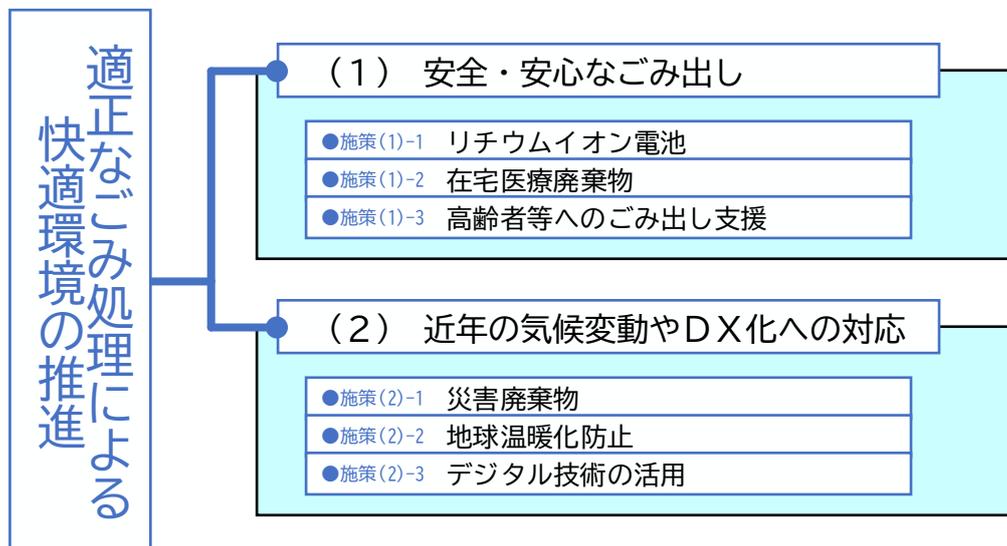
収集運搬から処理・処分まで一連のごみ処理の流れにおいて、市民の利便性と経済性等のバランスを考慮しながら適正な行政サービスを提供する効率的なごみ処理システムの確立を目指します。

また、適正なごみ処理により市民の安全、安心な暮らし（快適環境）の保全に努めます。

適正なごみ処理による快適環境の推進に関しては、（１）安全・安心なごみ出し、（２）近年の気候変動やDX化への対応の２つを中心として施策を展開していくものとします。

2 施策の体系

◆図表 3-38 適正なごみ処理による快適環境の推進に関する施策の体系図



3 具体的な施策

(1) 安全・安心なごみ出し

収集運搬、処理、処分の過程で発火し、火災の原因となるリチウムイオン電池や収集業者、分別作業者に刺さりけがをする恐れのある注射針等の在宅医療廃棄物については、市民、事業者及び関係団体と協働して適切な分別排出を徹底する必要があります。

また、高齢者等のごみ出しが大きな負担となっている方への支援等、市民サービスの向上を図ります。

施策(1)-1 リチウムイオン電池



〔現在の取組状況〕

リチウムイオン電池は乾電池やその他の電池に比べ、中に燃えやすい液体が入っていることもあり、発火リスクが特に高いとされています。

本市では、モバイルバッテリーの回収は行っておらず、購入した店舗または製造元等にお問い合わせいただくようお願いしています。また、電子タバコ（加熱式タバコ）など、リチウムイオン電池が内蔵された電子機器は「使用済小型家電の回収拠点」をご利用いただくようホームページ等で広報活動を行っています。

〔施策の方向〕

引き続き、ホームページ等でリチウムイオン電池を含む電子機器の分別について啓発を行い、分別方法の周知徹底を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌐 ホームページ等での分別の啓発



電子タバコ（可）



モバイルバッテリー（不可）

【リチウムイオン電池が押しつぶされ、ショート・発火するイメージ】



周南市 HP→
【お願い】リチウムイオン電池を含む
電子機器の分別について。



Shunan movie チャンネル【周南市公式】↑
周南市市政だより 2023年8月_どうする分別
～身近な日用品にもキケンがいっぱい～

施策(1)-2 在宅医療廃棄物



〔現在の取組状況〕

市民が在宅医療廃棄物について適正な処理を行うように、毎年ごみカレンダーに啓発チラシを封入し配布しています。

なお、在宅医療廃棄物については、月に1回の「処理困難物」の日に出していただいておりますが、ストーマ装具については衛生面を考慮し、令和4年8月から「燃やせるごみ」への排出も可能としました。

〔施策の方向〕

注射針・点滴針がごみ分別作業者に刺さる等、在宅医療廃棄物による事故を未然に防ぐためにも、引き続き市民への啓発を行うとともに、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど適正な処理を推進します。

〔今後の具体的な取組〕

- ④ 広報誌やパンフレット等による情報提供
- ④ 医療機関や在宅医療者への周知・指導

在宅医療品の処分についてお願いします!

- 注射針は、市では収集できません。処方された薬局、医療機関などにご相談ください。
- ※ごみは手作業で選別しています。注射針で、作業員が怪我をしたり、傷口から感染症にかかったりする危険性があるため、ごみステーションに出さないようお願いします。
- 点滴バッグ、透析バッグ、チューブ、カテーテル、ストーマ袋、ペン型自己注射カートリッジなどの**在宅医療品**は、中身を使い切り、**処理困難物の日**に中が識別できる袋に入れてごみステーションに出してください!

周南市 リサイクル推進課 ☎(0834)22-8303 うちもご覧ください!➡

オストメイトの皆様へ 周南市

家庭から廃棄される**ストーマ装具**は
令和4年8月1日から
燃やせるごみで出せます

※ストーマ装具はオストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設した人)の資格の移転管理に用いられる器具です。

分別の変更点

令和4年7月31日まで
処理困難物

令和4年8月1日から
燃やせるごみ

変更

ストーマ装具

※これまでどおり、「処理困難物」の日に出すこともできます

注意点

点滴バッグ、チューブ、カテーテルなどの在宅医療品を廃棄する場合はこれまでどおり「処理困難物」の日に出してください。

また、注射針の処理は、処方された薬局や病院にご相談ください

周南市リサイクル推進課 ☎0834-22-8303

施策(1)-3 高齢者等へのごみ出し支援



〔現在の取組状況〕

ごみ出しに関するサービスの在り方について調査を行い、福祉部局と連携して、現状確認や課題について協議を行っています。

〔施策の方向〕

高齢化社会の進行により、日常生活に支援が必要な高齢者等が増加しています。

ごみ出しに関するサービスの在り方について継続的に調査・検討を行い、高齢者等の実情に合った支援制度の構築を目指します。

〔今後の具体的な取組〕

- ④ ごみ出しが大きな負担となっている高齢者等を対象とした支援制度の検討

(2) 近年の気候変動やDX化への対応

近年では、地球温暖化の影響により激甚災害が頻発しています。一般廃棄物の処理分野においても世界的な目標である地球温暖化の防止（CO₂排出量の削減）に取り組むとともに、災害発生時の適正処理体制の構築を図ることが必要です。

また、SDGsが目指す「誰一人取り残さないグローバル社会」の実現のため、DX（デジタルトランスフォーメーション）による一般廃棄物処理事業の効率化、市民サービスの利便性の向上を図ります。

施策(2)-1 災害廃棄物



〔現在の取組状況〕

災害廃棄物については、本計画とは別に策定している災害廃棄物処理基本計画により処理を行います。

なお、災害廃棄物処理基本計画に基づき災害廃棄物処理の協力体制を構築するため、令和6年3月に市内13事業者と「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する基本協定」を締結しました。

〔施策の方向〕

引き続き、近隣自治体、関係機関、民間事業者との協力体制を構築していきます。

〔今後の具体的な取組〕

-  迅速・適正な災害廃棄物の処理体制の構築

【周南市塵芥収集運搬委託事業者・周南市】
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する基本協定締結式



🌈 施策(2)-2 地球温暖化防止



〔現在の取組状況〕

CO₂ 排出量を削減するため、「資源ごみの分別徹底」や「生ごみの水切り」など広報誌・ケーブルテレビ放送等による啓発、生ごみ処理機器の購入費補助制度により燃やせるごみの削減に取り組んでいます。

また、「周南市バイオスタウン構想」に基づき、食品関連事業者が排出する食品廃棄物を焼却処理することなく、地域内での熱利用、堆肥化、飼料化など、事業者自らの取り組みによる再資源化を促進するとともに、CO₂ 排出削減を図っています。

〔施策の方向〕

マイバッグやマイボトルの持参により石油製品であるプラスチックの消費量を削減することが可能です。また、生ごみの水切りにより焼却時の助燃剤（燃料）の使用量を削減することが可能です。こうした市民一人ひとりの取り組みを啓発するとともに、ごみ処理の集約化、収集運搬体制の効率化等による CO₂ 排出量の削減を図っていきます。

事業者自らの取り組みによる熱利用、堆肥化、飼料化等の再資源化を促進します。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌱 燃やせるごみ削減のための啓発
- 🌱 ごみ処理体制・収集運搬体制の効率化
- 🌱 排出事業者への啓発
- 🌱 リサイクルシステムの構築

🌈 施策(2)-3 デジタル技術の活用



〔現在の取組状況〕

地域社会のデジタル化に係る取り組みとして、ごみ分別アプリの導入のほか、粗大ごみ戸別収集予約システム、家庭ごみ搬入受付センター事前予約システムの運用を開始し、市民サービスの利便性を向上させました。

〔施策の方向〕

導入した各種システムの普及啓発、利用促進を行い、さらなる先進技術の導入についても検討し、業務の効率化を図っていきます。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌱 先進自治体の事例調査



粗大ごみ戸別収集予約システム ↑
粗大ごみ戸別収集予約システムを利用されたい方は、こちらから利用できます。

第9節 ごみ処理計画(適正処理の推進体制)

1 処理主体

【排出段階】

排出段階におけるごみの発生・排出削減や再利用、さらには分別徹底については、排出者である市民や事業者が行うものとします。

適正処理の観点からもごみ発生・排出削減や分別徹底を推進する必要があるため、排出者への支援等について本市が積極的に関与していくものとします。

【収集・運搬】

家庭系ごみのうち、本計画の対象廃棄物の収集・運搬は、原則として本市が主体となって行います。

事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らの責任により、または収集運搬許可業者により行うものとします。

【中間処理・最終処分】

ごみの中間処理、最終処分は、公害防止が不可欠であるため、本市が責任をもって行うものとします。また、特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

事業者は事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとします。本市は、市民が排出するごみの処理に支障がないと認める場合において、中間処理、最終処分を行うものとします。

◆図表 3-39 ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

排出者	ごみ種類	排出段階	収集・運搬	中間処理	最終処分
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ ・資源物 ・燃やせないごみ ・処理困難物 ・粗大ごみ 	市民	市 (委託) ※1	市 (組合) ※3	市
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ ・資源物 ・燃やせないごみ 	事業者	事業者 (許可業者) ※2	事業者 (市・組合)	事業者 (市)

- ※1 本市のごみの収集運搬は、本市の直営によるもののほか、民間事業者へ業務を委託して実施しています。
- ※2 事業系ごみは原則として事業者自らの責任により処理を行うものです。よって、収集・運搬についても事業者自らが行うほか、収集運搬業者へ委託する場合には、本市より収集運搬業許可を受けた事業者へ委託を行うものとします。
- ※3 組合とは一部事務組合（地方自治法に基づき、普通地方公共団体(市町村等)が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体)を指します。燃やせるごみにおいては恋路クリーンセンターにて周南地区衛生施設組合が処理を行っています。

2 収集・運搬

(1) 収集・運搬の方法

本市域から排出されるごみのうち、家庭系ごみは本市が収集・運搬を行うものとし、対象とする地域は本市全域とします。具体的な方法は、粗大ごみを戸別収集とするほかは、ステーション方式を基本とし、ステーションの場所は別に定める基準に適合するか確認したうえで本市が決定し、管理は市民（自治会等）により行うものとし、また、収集・運搬形態は、現状どおり直営と委託により行っていくものとし、

一方で、事業系ごみは、事業者自らの責任による処理を原則とするため、収集・運搬については事業者自らが行うか、本市が許可する収集運搬業者によるものとし、また、本市の施設に搬入できる事業系一般廃棄物は、本市域に所在する事務所等から排出されたものとし、

(2) 収集・運搬量（家庭系ごみ）

将来の収集・運搬量は、図表3-40のとおりとします。ごみ発生・排出削減を進め、将来の年間収集・運搬量は、中間目標年度の令和11年度において合計17,589トン、計画目標年度の令和16年度において合計16,360トン達成する見込みです。

◆図表 3-40 年間収集・運搬量（家庭系ごみ）の達成見込み（t/年）



3 中間処理

(1) 中間処理の方法

本市域から排出されるごみの中間処理は、本市、もしくは本市が加入する一部事務組合により行うものとします。

燃やせるごみについては、恋路クリーンセンターにおいて処理を行っています。燃やせないごみ、資源物（古紙・衣類を除く）、粗大ごみ（直営収集分）については、周南市リサイクルプラザバガサスにおいて処理を行っています。処理困難物については、周南市処理困難物選別施設及び周南市鹿野一般廃棄物最終処分場で選別処理を行っています。古紙・衣類については、中間処理を行わず直接再資源化業者に引き渡すものとします。

◆図表 3-41 中間処理施設の状況

種類	施設名	地域	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
燃やせるごみ	恋路クリーンセンター	徳山地域	H7.4～処理開始										
		新南陽地域	H27.4～処理開始										
		鹿野地域											
		熊毛地域	H31.4～処理開始										
資源物・燃やせないごみ・粗大ごみ（直営収集）	周南市リサイクルプラザバガサス	市内全域	H23.4～処理開始										
燃やせるごみ・資源物・可燃性粗大ごみ・不燃性粗大ごみ	家庭ごみ搬入受付センター	市内全域	H27.4～受付開始										
処理困難物	周南市処理困難物選別施設	徳山地域 新南陽地域 熊毛地域	H31.4～処理開始										
	周南市鹿野一般廃棄物最終処分場	鹿野地域	H16.7～処理開始										

(2) 中間処理量

将来の中間処理量は、図表3-42のとおりとします。ごみ発生・排出削減を進め、中間目標年度の令和11年度において、各施設における中間処理量は、恋路クリーンセンター28,068トン、家庭ごみ搬入受付センター365トン、周南市リサイクルプラザ（ペガサス）5,782トン、処理困難物選別施設637トン、鹿野一般廃棄物最終処分場104トン、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場90トンの達成を見込みます。なお、民間事業者による直接資源化量は2,515トンを達成する見込みです。

◆図表 3-42 中間処理量の達成見込み

ごみ区分	処理施設	実績	中間目標年度	計画目標年度
		R5	R11	R16
燃やせるごみ・ 自己搬入可燃性粗大ごみ	恋路クリーンセンター	32,067	28,068	26,000
	家庭ごみ搬入受付センター	385	336	311
	鹿野一般廃棄物最終処分場	40	34	32
燃やせないごみ・ 自己搬入不燃性粗大ごみ	周南市リサイクルプラザ(ペガサス)	1,086	1,021	969
	鹿野一般廃棄物最終処分場	64	59	57
処理困難物	周南市リサイクルプラザ(ペガサス)	39	36	33
	処理困難物選別施設	693	637	598
	鹿野一般廃棄物最終処分場	12	11	11
	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場	98	90	84
資源物	家庭ごみ搬入受付センター	29	29	28
	周南市リサイクルプラザ(ペガサス)	4,499	4,477	4,320
	民間事業者(直接資源化)	2,528	2,515	2,427
直営収集粗大ごみ	周南市リサイクルプラザ(ペガサス)	255	248	237
合計		41,795	37,561	35,107

4 最終処分

(1) 最終処分の方法

本市域から排出される埋立物は、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場及び周南市鹿野一般廃棄物最終処分場で埋立処分するものとします。

◆図表 3-43 最終処分場の状況

種類	施設名	地域	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
最終処分場	周南市鹿野一般廃棄物最終処分場	鹿野地域	H16.7～処理開始										
	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場	市内全域	H26.4～処理開始										

(2) 最終処分量

将来の最終処分量は、図表3-44のとおり、ごみ発生・排出削減を進め、中間目標年度の令和11年度において、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場1,620トン、鹿野一般廃棄物最終処分場44トンの合計1,664トン達成する見込みです。

◆図表 3-44 最終処分量の達成見込み

ごみ区分	処理施設	実績	中間目標年度	計画目標年度
		R5	R11	R16
焼却残渣	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場	1,019	892	826
処理残渣 (選別・破碎等)	徳山下松港新南陽N7地区最終処分場	784	728	686
	鹿野一般廃棄物最終処分場	50	44	42
合計		1,852	1,664	1,554

第4章 周南市食品ロス削減推進計画

第1節 基本的事項

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいいます。平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においてもターゲットとして言及されており、世界的な重要課題として認識されています。

国においても、令和元年10月1日施行の食品ロス削減推進法の前文において、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在（約9人に1人：約7.4億人）するなかで、日本は食料の多くを輸入に依存していることから、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であると明記しており、令和2年3月31日には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

食品ロス削減推進法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

1 食品ロスとは

日本の現状としては、摂取カロリーからみた食料自給率が令和4年度実績で38%であり先進国では最低水準であるにも関わらず、年間およそ472万トン※（令和4年度推計値）という大量の食品ロスが廃棄されています。これは全国民が毎日おにぎり約1個分の食品を捨て続ける量に相当します。

※資料「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」環境省

（1）食品ロスの問題点

食品ロスは、ただ単に食品が無駄になるだけではなく、食品の生産・輸入・加工・流通・販売等に使用されたあらゆるエネルギーや人材、資源、資金等が全て無駄になるという様々な問題点があります。また、食品ロスを廃棄する際にも運搬や処理において人材やエネルギーを投入する必要があります。さらに食品には多くの水分が含まれていることから、廃棄時の運搬や焼却で燃料を使用し、余分にCO₂が発生するだけでなく、運搬や焼却における処理費用の増大にもつながります。

このように食品ロスの問題は非常に幅広く、経済にも生活にも様々な悪影響を及ぼすものであり、それぞれの立場において主体的に取り組んでいくことが重要です。

（2）食品ロスの発生要因

食品ロスの発生要因は、家庭での食べ残しや外食時の食べ残しのほか、消費者の賞味期限への理解不足や過度な鮮度志向、事業者の商習慣（食品小売業において賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない。）によるものや、発売機会の損失を恐れた大量発注等、様々な要因が挙げられます。

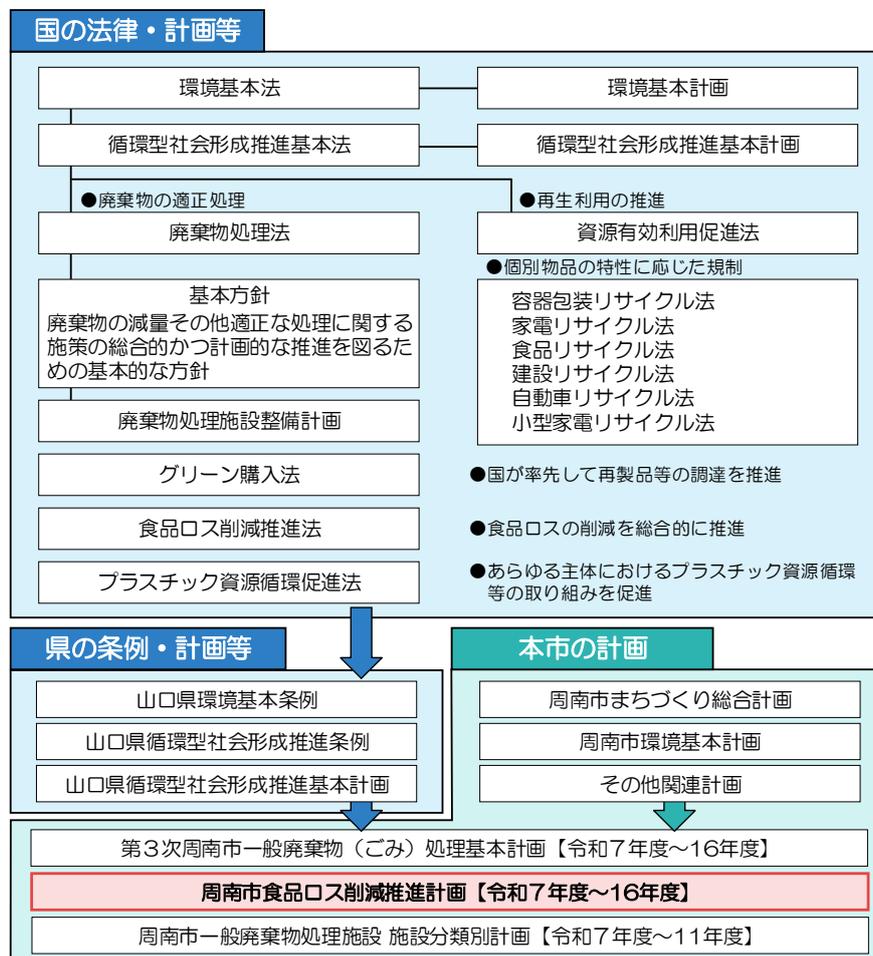
2 関連する法制度等

国においては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）」を令和 6 年 4 月 1 日に改正し、関連する「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」を改め、食品循環資源の総合的かつ計画的な再生利用等の推進を図っています。

3 計画の位置づけ

地方公共団体は、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務があります。よって、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項に基づき、周南市食品ロス削減推進計画を策定し、第 3 次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の個別計画として位置づけます。（図表 4-1）

◆図表 4-1 周南市食品ロス削減推進計画の位置づけ



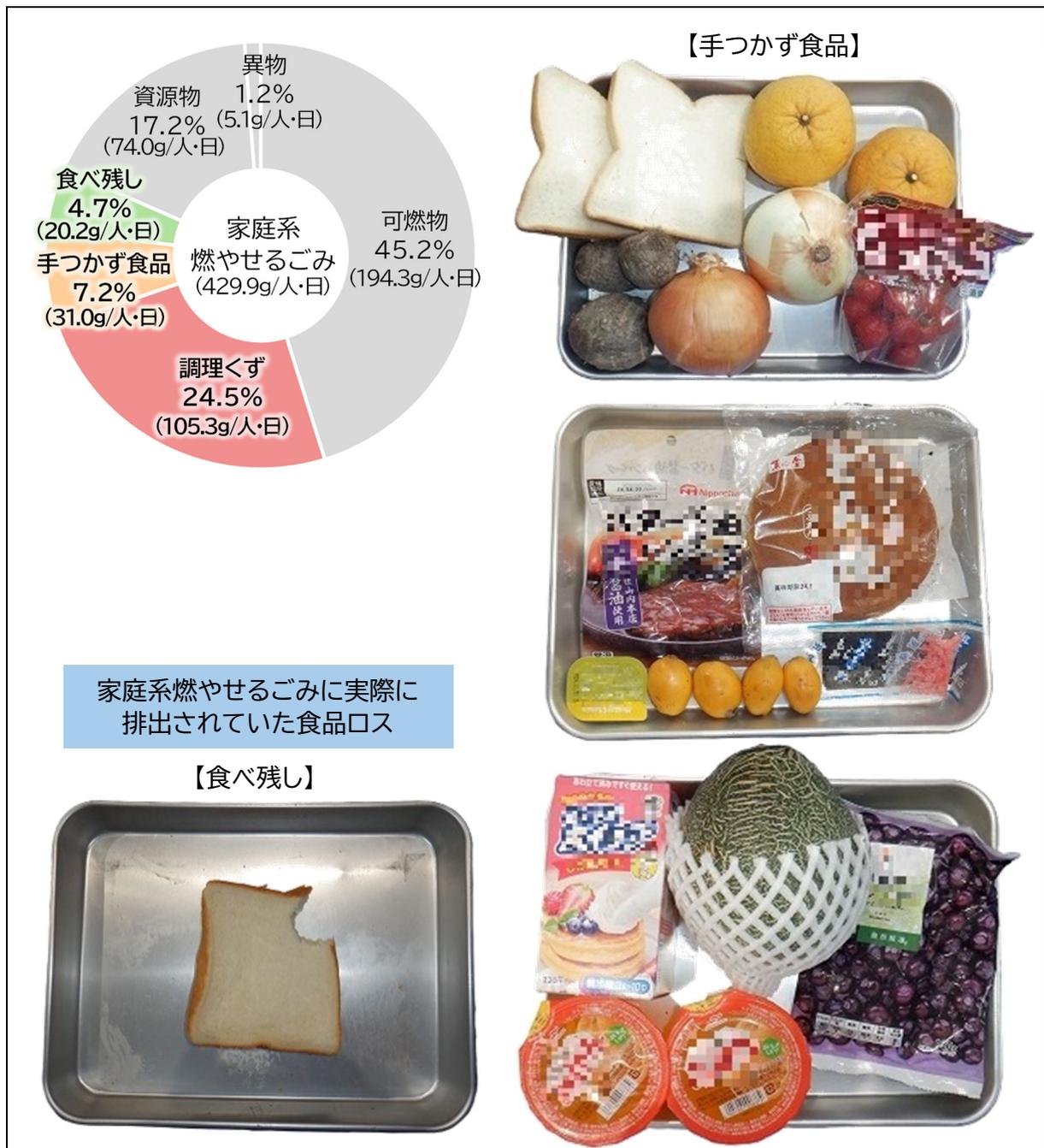
4 計画期間

本計画の計画期間は、第 3 次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に合わせ、令和 16 年度までとします。また、計画初年度から 5 年間が経過した令和 11 年度において、施策や目標値等の進捗状況を把握し中間見直しを実施するものとします。

第2節 本市における食品ロスの現状と課題

本市における食品ロスの排出量実績について、令和6年度実施ごみ組成調査結果を基に 1人1人当たり排出量を算出すると、家庭系燃やせるごみには調理くずが105.3グラム、手つかず食品が31.0グラム、食べ残しが20.2グラム排出されていることがわかりました。中にはひとくちだけ食べて捨てられた食パンや、未開封のままそのまま捨てられてしまった食品が数多くあり、これらの食品ロス及び調理くずが家庭系燃やせるごみのうち36.4%を占める結果となりました。

◆図表4-2 本市の食品ロス排出実態



(資料：令和6年度実施ごみ組成調査結果)

第3節 食品ロス削減目標

周南市食品ロス削減推進計画における目標値は、食品ロスの排出削減及び調理くずの水切りによる排出削減を対象に設定するものとします。これらの排出削減は、第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において設定する目標値と密接に関連していることから、目標値の設定方法を同様のものとし、以下のとおり設定します。

◆排出削減指標

調理くずの水切りによる減量・・・10%削減（10.5g/人・日）

生ごみの8割は水分であり、特に調理くずには多くの水分が含まれています。

周南市食品ロス削減推進計画においては、調理くずの水切りを行うことで調理くずの10%削減を目指します。



手つかず食品の排出削減・・・25%削減（7.8g/人・日）

手つかず食品は計画的な消費行動によって削減が可能です。

周南市食品ロス削減推進計画においては、手つかず食品の25%削減を目指します。

食べ残しの排出削減・・・25%削減（5.1g/人・日）

食べ残しは心がけひとつで削減可能であるだけでなく、生ごみの減量効果が大変高いものです。

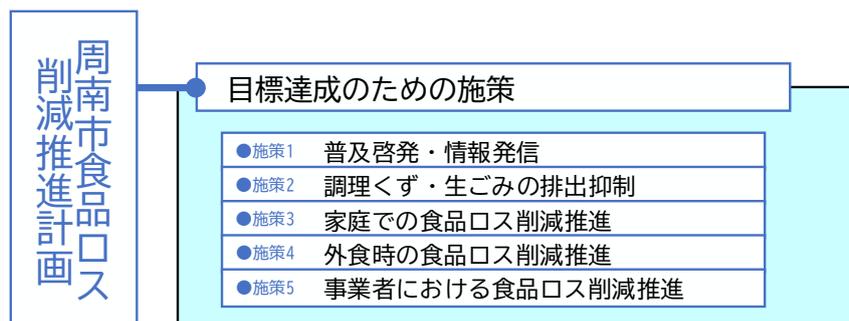
周南市食品ロス削減推進計画においては、食べ残しの25%削減を目指します。



第4節 目標達成のための施策

（1）普及啓発・情報発信、（2）調理くず・生ごみの排出抑制、（3）家庭での食品ロス削減推進、（4）外食時の食品ロス削減推進、（5）事業者における食品ロス削減推進の5つを中心として施策を展開していくものとします。

◆図表4-3 周南市食品ロス削減推進計画の目標達成のための施策の体系図



施策1 普及啓発・情報発信



〔現在の取組状況〕

食品ロスの削減には、一人ひとりが当事者意識をもって「食品ロスを出さない」ことを意識することが必要不可欠です。本市ではホームページや広報しゅうなんにおいて食品ロス削減のために家庭及び外食時に取り組める情報を紹介するほか、山口県食品ロス削減推進協議会が展開している「やまぐち食べきっちゃう運動」や本市がNPO法人フードバンク山口と連携して推進している「フードバンク事業」等をホームページに掲載し、食品ロスの削減に関する情報を発信しています。

本市の発信する食品ロスに関する情報や取り組みについて、多くの市民・事業者幅広く普及し、理解してもらい、かつ実践してもらえよう、一層の内容充実に努めることが必要です。



〔施策の方向〕

ホームページや広報誌以外にも、ケーブルテレビによる市政情報番組「周南市市政だより」での発信、啓発イベントの開催等、様々な機会を通じて啓発を推進し、食品ロスの削減及び市民の食品ロス削減意識の向上を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌀 啓発内容の充実及び情報発信の継続
- 🌀 食品ロス削減活動の事例紹介
- 🌀 環境館を活用した食品ロスに関する啓発イベントの開催

施策2 調理くず・生ごみの排出抑制



〔現在の取組状況〕

調理くずや生ごみの水切りを行うと、燃やせるごみの減量につながります。さらに、生ごみ処理機器を使用して、乾燥や堆肥化を行うと、さらなる燃やせるごみの減量化につながります。

本市では、市ホームページで生ごみの水切りの推進や生ごみ処理機器の活用を広報しているほか、市民が生ごみ処理機器を購入する際の購入費用の一部を補助しており、家庭から排出される生ごみの減量と有効利用を図っています。

〔施策の方向〕

引き続き調理くずや生ごみの水切りや、生ごみ処理機器等の購入・活用を啓発し、家庭から排出される調理くずや生ごみの減量を推進します。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 生ごみの水切りの方法や効果について、広報誌やホームページで普及啓発
- 🔄 生ごみ処理機器の使用方法や効果について、広報誌やホームページで普及啓発
- 🔄 生ごみ処理機器購入費補助を継続し、制度の内容を周知する

●生ごみ処理機器購入費補助

【補助対象機器】

- ・電動生ごみ処理機：乾燥式、バイオ式
- ・コンポスト容器：設置型コンポスト容器、密閉容器（バケツ型）、ダンボールコンポスト（ダンボール箱と資材等のキット）

【補助対象者】

- ・本市内に現住所があり、購入した生ごみ処理機器を家庭で使用される方
- ・堆肥化された生ごみを適正に処理できる方

【補助内容】

- ・電動生ごみ処理機：購入金額の2分の1以内（上限額は15,000円）（1世帯1基まで）
 - ・コンポスト容器：購入金額の2分の1以内（上限額は3,000円）（1世帯2基まで）
- ※ただし、1世帯で電動生ごみ処理機とコンポスト容器を購入される場合には、それぞれ1基までが補助対象となります。

【注意事項】

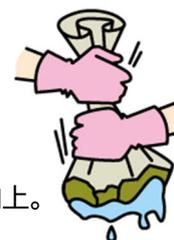
- ・市内業者から購入したものが補助の対象となります。
- ・必ず購入した年度内に申請をしてください。
- ・予算に限りがあるため、早めの申請をお願いします。

周南市 HP→
生ごみ処理機器購入費補助に
ついて、詳しくはこちらのペー
ジをご確認ください。



調理くず（生ごみ）の水切りによるメリットは？

- ・水分はごみの臭いの主原因。水切りでごみの臭いを抑制！
- ・水分の漏出によるごみ集積所の汚損を予防！
- ・水分により繁殖する菌を抑制！衛生害虫・衛生動物対策にも！
- ・ごみの焼却の際、水分を蒸発させるために必要なエネルギーを低減！
→化石燃料使用量の低減でCO₂排出量低減。化石燃料の購入費低減。発電効率の向上。





施策3 家庭での食品ロス削減推進

〔現在の取組状況〕

日本国内では年間約472万トン（令和4年度推計値）の食品ロスが発生しており、そのうちおよそ半数は家庭で発生しています。本市においても家庭系燃やせるごみには多くの食品ロスが排出されていることから、市ホームページや広報誌等で、家庭における食品ロス削減方法の啓発を行っています。

〔施策の方向〕

各家庭において、様々な場面に応じた食品ロス削減に関する心掛けや方法等を普及啓発し、家庭での食品ロス発生抑制につながる行動の促進及び習慣づけを図る必要があります。

そのため、より多くの市民にご理解いただき、実践してもらえるよう内容充実を図るほか、各種取り組みの継続や新たな取り組みについての検討を行います。

〔今後の具体的な取組〕

- 🔄 食品ロスの削減につながるエコクッキングの普及啓発
- 🔄 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による、家庭でできる食品ロス削減のための全国共同キャンペーンへの参加
- 🔄 「食品ロス削減月間」「食品ロス削減の日」の普及、当期間に合わせた広報活動の実施

●エコクッキング

エコロジー（環境）とクッキング（料理方法）を合わせた造語で、「環境に配慮した食生活」という意味です。買物→調理→食事→片づけの場面で取り組みます。

●全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。

●食品ロス削減月間・食品ロス削減の日

食品ロス削減推進法第9条において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められています。

施策4 外食時の食品ロス削減推進



〔現在の取組状況〕

令和4年度の農林水産省推計によると、外食産業における食品ロスは事業系食品ロスのうち25%と多くを占めている現状にあります。

本市では、市ホームページにおいて「やまぐち食べきっちゃう運動」の紹介をするなど、外食時や家庭での食べ残しを減らす取り組みを推進しています。

〔施策の方向〕

外食時の食品ロス削減の取り組みとして、「3010運動」の実施や「やまぐち食べきっちゃう運動」の実施、「やまぐち食べきり協力店」の利用などが挙げられます。これらの取り組みを市民に知ってもらい、さらに実践してもらえるように、様々な媒体を活用して目的や内容を市民に分かりやすくPRします。

〔今後の具体的な取組〕

- ④ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンに合わせ「3010運動」の実践を市民及び事業者へ呼びかけ
- ④ 外食時における食品ロス削減に関して、全国共同キャンペーンへの参加
- ④ 「3010運動」や「やまぐち食べきっちゃう運動」、「やまぐち食べきり協力店」など、外食における食品ロスの削減のための様々な取り組みについて、チラシ配布やホームページでの紹介等で、広く普及啓発



環境省 HP ↑
「3010 運動」の普及啓発用ポスターは、こちらからダウンロードできます。



●3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。『乾杯後 30 分間』は席を立たずに料理を楽しみ、『お開き 10 分前』には席に戻り再度料理を楽しむことで、食品ロスを削減します。

●やまぐち食べきっちゃう運動

山口県食品ロス削減推進協議会では、外食時や家庭での食べ残しなどを減らし、やまぐちの食材を“おいしく、ぜんぶ、食べきる”「やまぐち食べきっちゃう運動」を展開しています。

●やまぐち食べきり協力店

山口県食品ロス削減推進協議会では、食品ロス削減の取り組みを実践する旅館・ホテル、飲食店を「やまぐち食べきり協力店」として登録し、その取り組みを後押ししています。

施策5 事業者における食品ロス削減推進



〔現在の取組状況〕

山口県食品ロス削減推進協議会において登録されている「やまぐち食べきり協力店」について、本市では、この運動についてホームページで紹介をしています。

〔施策の方向〕

スーパーなどの小売店や飲食店において、店頭で食品ロスに関する啓発資料を掲示することは、食品ロス削減のための意識啓発に効果的です。また、「やまぐち食べきり協力店」への参加を促すことは、食品の廃棄率の低減にも効果的であるといえます。本市では、「やまぐち食べきりキャンペーン」に参加することで、事業者に対してポスターやパンフレット等の情報提供を行い、消費者及び事業者に対して意識啓発を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

🔄 食品ロスの削減に関するポスターやパンフレット等の情報提供



農林水産省 HP ↑
食品ロス削減に資する小売店頭用啓発資材は、こちらからダウンロードできます。

コラム ～ほかにもたくさん、食品ロス対策～



「やってみよう!!」できることから“ひとつずつ”

生活系食品ロス	買い物前	・食品の余り物を確認する。 ・衝動買いをしないよう購入品を決めておく。	消費者
	買い物中	・体調や予定に併せて食べきれぬ量を購入する。 ・いつどうやって消費するか考えて購入する。 ・てまえどりを実践する。	
	保存	・食材を使い切る。 ・食べきれぬ量を作る。 ・調理法を工夫し葉や皮や茎も無駄なく消費する。	
	調理	・食品に合わせた保存をする。 ・定期的に食品の状態や量を確認する。	
	食事	・食べきる。残っても捨てずに消費する。 ・残り物で食事をする日を作る。	
	廃棄	・消費期限と賞味期限の違い※を理解し廃棄すべきか判断する。 ・生ごみは水切りを実践する。	
事業系食品ロス	外食	・3010運動を実践 ・食べきれぬ量を注文 ・お持ち帰りも活用	事業者
	飲食店	・小盛りメニューの導入 ・持ち帰り制度の導入	
	小売店	・啓発POPの掲示による従業員や消費者の意識向上 ・季節商品の需要量に見合う仕入れの実施	

※「賞味期限」とはおいしく食べられる期限であり、食べられなくなる期限ではありません。期限を過ぎたら食べない方がよい「消費期限」とは異なります。ただし、これらはいずれも定められた方法により保存した場合で、未開封の状態のものに限ります。
(資料「食品ロス削減ガイドブック令和5年度版」消費者庁HP)

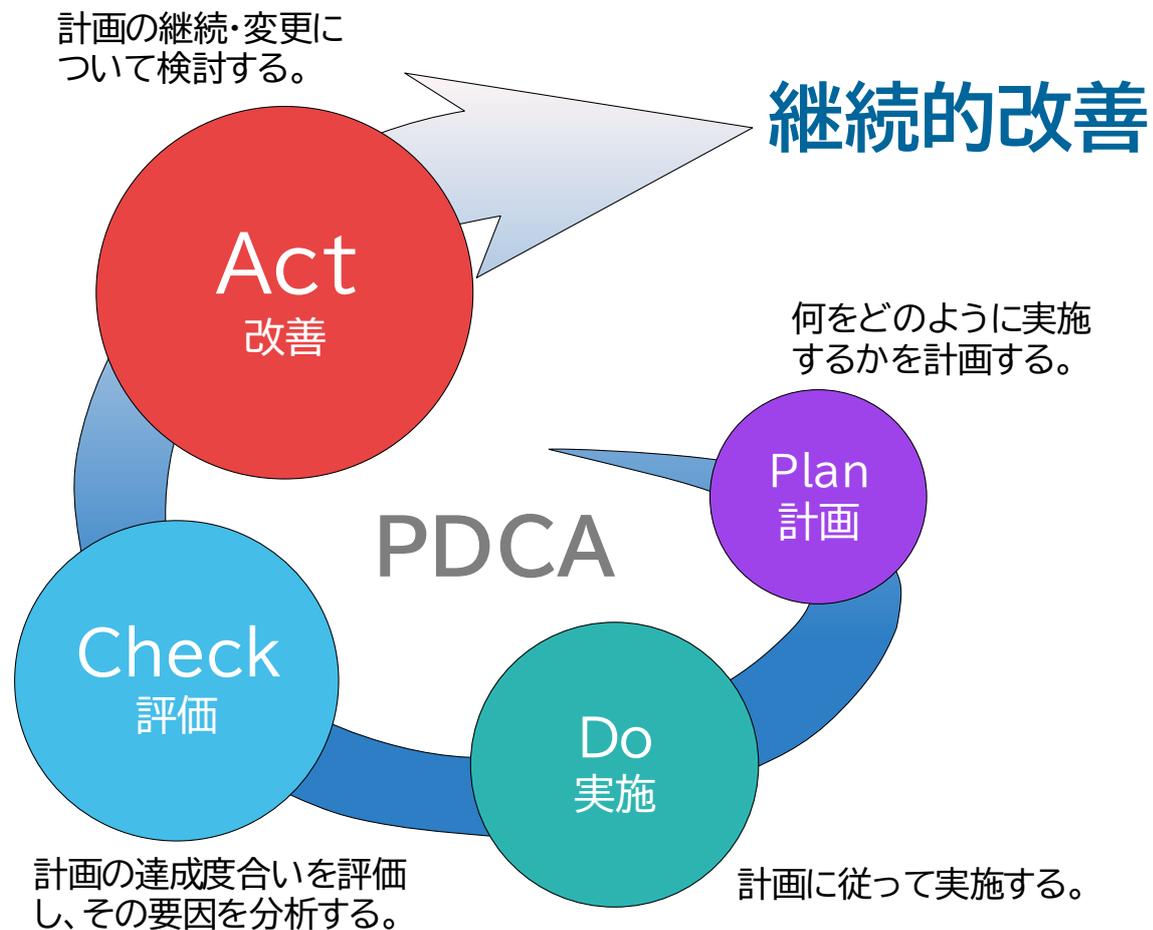
第5章 計画の進行管理

第1節 計画の進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取り組みの進捗状況や目標値の達成状況などを定期的に確認・評価し、必要に応じて追加施策等を講じていくことが必要です。

そのため、PDCA サイクルにより、継続的に管理を行うものとします。

◆図表 5-1 計画の進行管理手法



※ PDCAサイクル

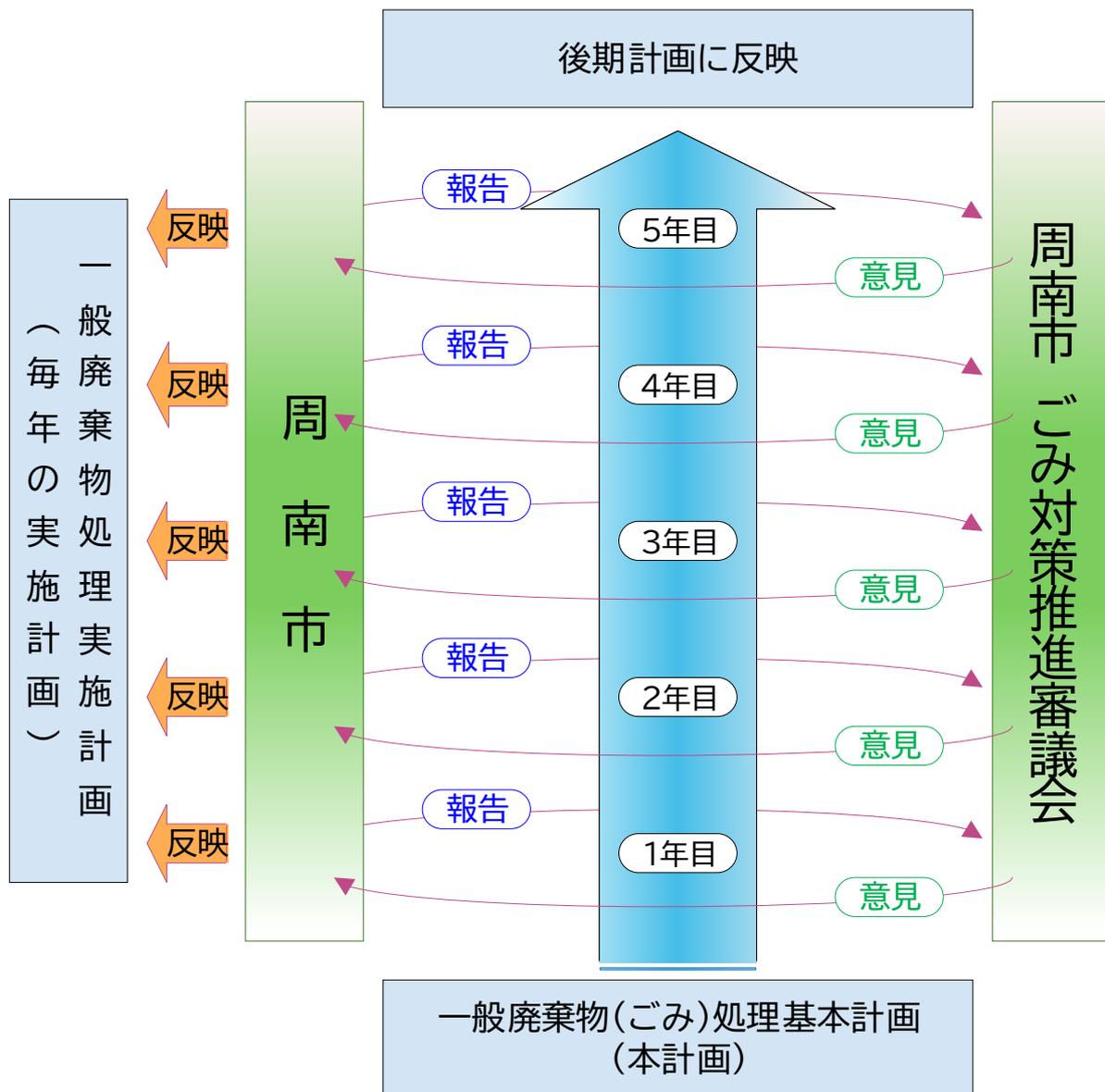
PDCA サイクルとは、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Act）に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。

第2節 進行管理体制

本計画を確実に推進していくため、計画の進行管理を行います。

毎年状況についてはごみ対策推進審議会に報告し、意見を求め、これを毎年度の一般廃棄物処理実施計画に反映させていくものとします。

◆図表 5-2 計画の進行管理体制



第6章 周南市一般廃棄物処理施設 施設分類別計画

第1節 本施設分類別計画の目的

周南市一般廃棄物処理施設 施設分類別計画（以下、「本施設分類別計画」という。）は、本市の「ごみ処理施設」及び「し尿処理施設」について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2節 施設の設置目的と経緯

本市の「ごみ処理施設」は昭和 48（1973）年度から平成 22（2010）年度にかけて、市民生活の中で発生したごみを適正に処理することを目的として設置した施設です。

「ごみ処理施設」は可燃性ごみの処理を行う「可燃物処理施設」、不燃性ごみの埋立処理を行う「不燃物処理施設」、不燃性ごみを中間処理することで再資源化を行う「リサイクル施設」に分類されます。

また、本市の「し尿処理施設」は昭和 40（1965）年度から昭和 47（1972）年度にかけて、市民生活の中で発生したし尿等を適正に処理することを目的として設置した施設です。

なお、「し尿投入施設（徳山中央浄化センター内）」については、令和 6 年度に更新しています。

第3節 対象施設の一覧

本施設分類別計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本施設分類別計画の対象となる施設の施設分類は「ごみ処理施設」及び「し尿処理施設」であり、リサイクル推進課が所管します。

◆図表 6-1 ごみ処理施設

No	施設名	所在地	地域	利用圏域	備考
1	周南市不燃物処分場	大字戸田 1788 番地 1	戸田	—	埋立終了 (モニタリング中)
2	熊毛不燃物埋立処分場(小松原)	大字小松原 2477 番地 2	三丘	—	埋立終了
3	熊毛不燃物埋立処分場(清尾)	大字清尾 92 番地 4	高水	—	埋立終了
4	鹿野一般廃棄物最終処分場	大字鹿野下字中木屋ノ谷	鹿野	準広域	不燃物処理施設
5	鹿野中木屋ノ谷ごみ埋立処分地施設	大字鹿野下 1943 番地	鹿野	—	埋立終了
6	リサイクルプラザ・ペガサス	臨海町 5	富田西	広域	リサイクル施設
7	環境館	臨海町 5	富田西	広域	リサイクル施設
8	家庭ごみ搬入受付センター	臨海町 1	富田西	広域	リサイクル施設
9	処理困難物選別施設	臨海町 1	富田西	徳山・新南陽 ・熊毛地区	リサイクル施設
10	徳山リサイクルセンター	大字戸田字相の浦 1800	戸田	徳山・新南陽 地区	リサイクル施設
11	熊毛ストックヤード	大字八代字笹ヶ浴 796-84	八代	準広域	リサイクル施設
12	鹿野ストックヤード	大字鹿野上字シダガ迫 891-1	鹿野	準広域	リサイクル施設

※「新南陽塵芥処理場」は、平成 30（2018）年に用途廃止しました。

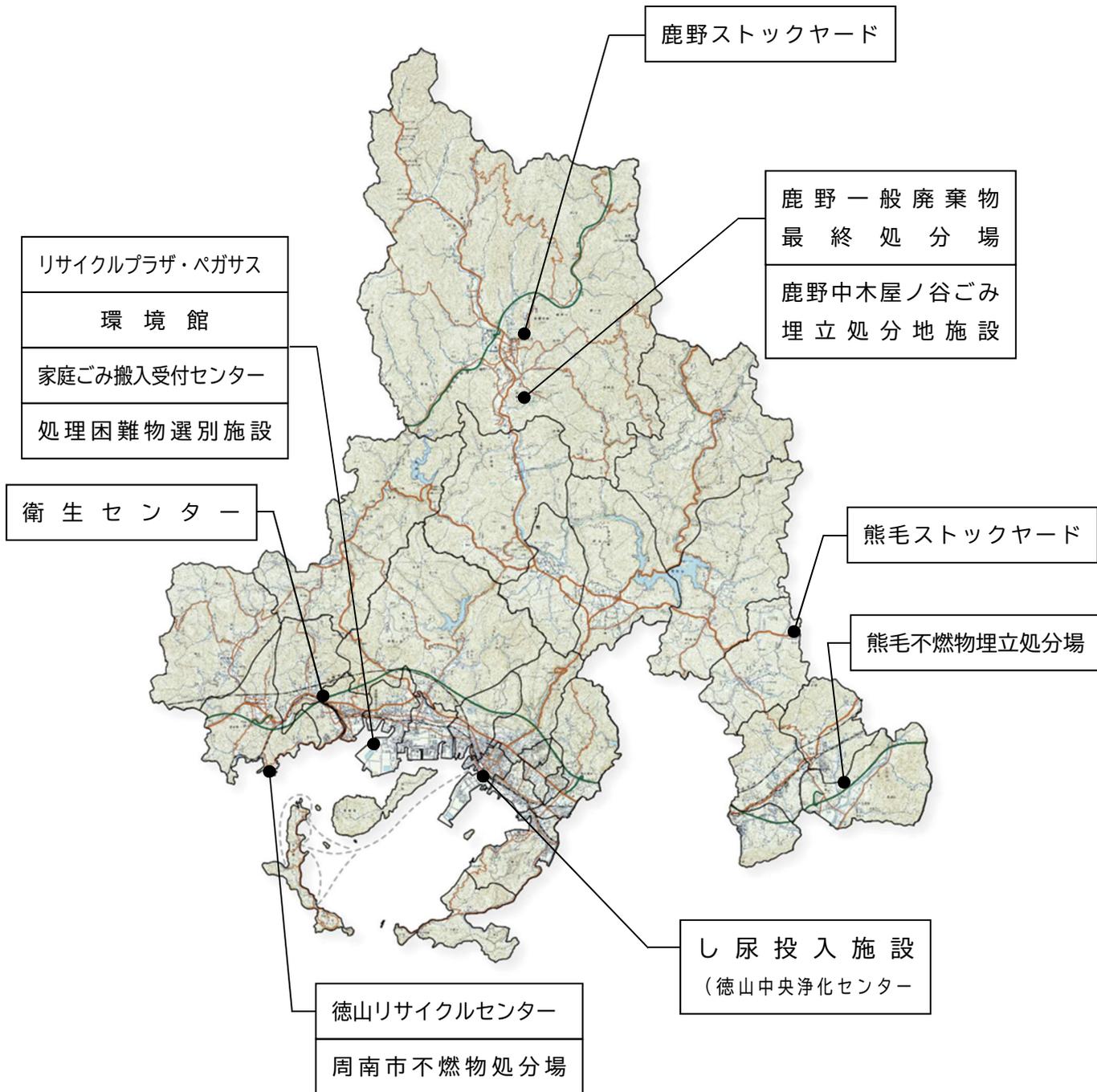
※ 現在、市の可燃物処理を行っている「恋路クリーンセンター」は一部事務組合により管理・運営している施設であるため、対象外とします。

※ 現在、市の最終処分を行っている「徳山下松港新南陽N7地区最終処分場」は山口県と市の共同施設であるため、対象外とします。

◆図表 6-2 し尿処理施設

No	施設名	所在地	地域	利用圏域	備考
1	衛生センター	大字福川 1690-1	福川	—	休止
2	し尿投入施設	晴海町 3-1(徳山中央浄化センター内)	徳山	広域	

◆図表 6-3 施設位置図



第4節 ごみ処理施設の現状

1 ごみの分別区分

本市のごみ処理施設の基本情報及び提供しているサービスは、次のとおりです。

なお、「周南市不燃物処分場」、「熊毛不燃物埋立処分場（小松原）（清尾）」及び「鹿野中木屋ノ谷ごみ埋立処分地施設」は既に埋立終了しています。

◆図表 6-4 不燃物処理施設

No	施設名	処理対象物	提供しているサービス	備考
1	鹿野一般廃棄物最終処分場	処理残渣 処理困難物 粗大ごみ	埋立 処理困難物選別 家庭ごみ自己搬入受付	—

No.1 鹿野一般廃棄物最終処分場は、鹿野地域から発生した不燃ごみの埋立処分のほか、処理困難物の選別、家庭ごみの受入れ、破碎処理を行っています。令和6（2024）年3月31日現在での進捗率は55.5%です。

※徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場は、周南市内の一般廃棄物と山口県内の産業廃棄物の処分場として、市と山口県環境保全事業団とで整備した施設で、平成26（2014）年から供用開始しました。令和6（2024）年3月31日現在での進捗率は37.5%です。

◆図表 6-5 リサイクル施設

No	施設名	処理対象物	提供しているサービス	備考
1	リサイクルプラザ・ペガサス	不燃ごみ 資源物 粗大ごみ	不燃ごみ・資源物中間処理	複合施設
2	環境館	—	3Rの啓発	
3	処理困難物選別施設	処理困難物	処理困難物選別	複合施設
4	家庭ごみ搬入受付センター	家庭ごみ	家庭ごみ自己搬入受付	
5	徳山リサイクルセンター	—	ごみの一時保管	—
6	熊毛ストックヤード	—	ごみの一時保管	—
7	鹿野ストックヤード	—	ごみの一時保管	—

No.1 リサイクルプラザ・ペガサス（以下、「ペガサス」という。）は、市内全域から発生した不燃ごみ及び資源物の中間処理を行っています。中間処理の内容は、選別・破碎・圧縮・梱包などです。施設運営は長期包括的運転管理業務委託により、民間の受託業者が行っています。

No.2 環境館は、ペガサス内に併設している循環型社会の形成の推進を図るための啓発施設です。3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動の推進に向けて、ペガサスの施設見学や環境ワークショップ、エコフェスタなどの環境啓発イベントを定期的を開催しています。なお、台風接近時など強風が想定される場合は周南大橋が通行禁止となるため、環境館を休館しています。

No.3 処理困難物選別施設は、平成27（2015）年に稼働を停止した旧ごみ燃料化施設・フェニックスの施設を有効活用して、平成31（2019）年より、市内（徳山・新南陽・熊毛地域）から発生した処理困難物の選別を行っています。

No.4 家庭ごみ搬入受付センターは、平成27（2015）年に稼働を停止した旧ごみ燃料化施設・フェニックスの施設を有効活用して、市内から発生した家庭ごみの自己搬入の受け入れを行っています。なお、台風接近時など強風が想定される場合は周南大橋が通行禁止となるため、施設を休館しています。

No.5 徳山リサイクルセンターは、資源物の中間処理施設として稼働していましたが、ペガサス及び処理困難物選別施設の供用開始により、現在はごみの一時保管施設として使用しています。また、周南市不燃物処分場の浸出水処理設備を設置しています。

No.6 熊毛ストックヤードは、資源物の中間処理施設として稼働していましたが、ペガサス及び処理困難物選別施設の供用開始により、現在はごみの一時保管施設として使用しています。

No.7 鹿野ストックヤードは、資源物の中間処理施設として稼働していましたが、ペガサスの供用開始により、現在はごみの一時保管施設として使用しています。

◆図表 6-6 各施設の稼働状況（処理量）

No	施設名	R1	R2	R3	R4	R5	備考
1	鹿野一般廃棄物最終処分場	62	67	57	52	50	年間埋立量(t)
2	リサイクルプラザ・ペガサス	6,775	6,905	6,556	6,304	6,071	処理量(t)
3	処理困難物選別施設	712	829	788	732	710	処理量(t)

◆図表 6-7 各施設の稼働状況（利用者数）

No	施設名	R1	R2	R3	R4	R5	備考
1	環境館	3,908	3,229	4,197	5,355	5,350	来館者数(人)
2	家庭ごみ搬入受付センター	45,522	46,934	42,416	39,037	38,535	受付件数(件)

2 運営コスト

本市のごみ処理施設全体の歳入と歳出（過去5年間の平均）を見ると、歳入95,100,719円に対し、歳出545,933,373円となっており、運営コストに係る歳入は約17.4%となっています。

今後、施設を取り巻く環境の変化などにより、運営コストは徐々に増加することが見込まれることから、受益者負担の見直しを含め、施設の整備や運営方法の改善に努めていく必要があります。

◆図表 6-8（1） 各施設の運営コスト

歳入（決算額）

（単位：円）

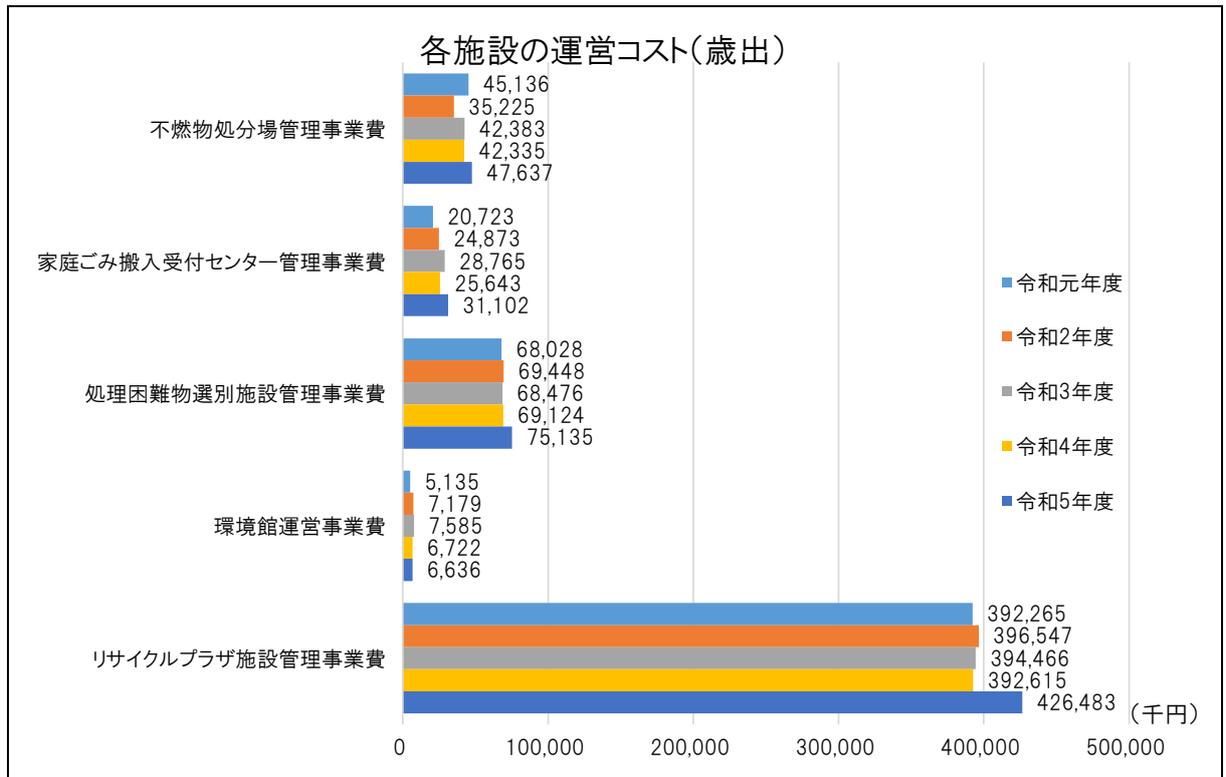
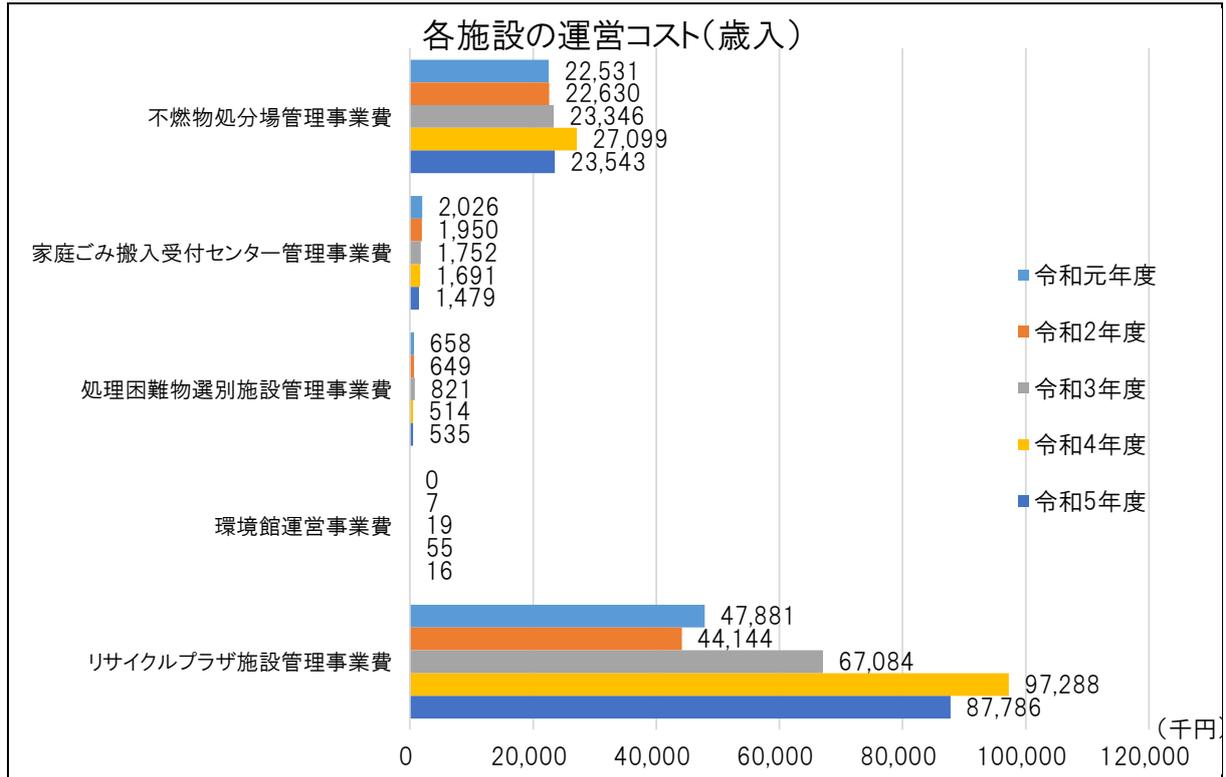
事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年平均
不燃物処分場管理事業費	22,530,575	22,629,871	23,346,206	27,098,954	23,543,384	23,829,798
家庭ごみ搬入受付センター管理事業費	2,026,395	1,950,360	1,752,187	1,690,748	1,478,640	1,779,666
処理困難物選別施設管理事業費	657,715	648,875	821,100	513,544	535,219	635,291
環境館運営事業費	0	7,250	19,160	54,970	16,000	19,476
リサイクルプラザ施設管理事業費	47,880,637	44,144,487	67,084,101	97,287,600	87,785,618	68,836,489
合計	73,095,322	69,380,843	93,022,754	126,645,816	113,358,861	95,100,719

歳出（決算額）

（単位：円）

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年平均
不燃物処分場管理事業費	45,136,011	35,225,206	42,382,996	42,334,539	47,636,806	42,543,112
家庭ごみ搬入受付センター管理事業費	20,722,814	24,873,121	28,764,885	25,643,109	31,101,833	26,221,152
処理困難物選別施設管理事業費	68,028,397	69,448,403	68,476,166	69,124,363	75,135,052	70,042,476
環境館運営事業費	5,134,607	7,179,139	7,584,608	6,721,899	6,636,328	6,651,316
リサイクルプラザ施設管理事業費	392,265,139	396,547,129	394,465,611	392,615,387	426,483,316	400,475,316
合計	531,286,968	533,272,998	541,674,266	536,439,297	586,993,335	545,933,373

◆図表 6-8 (2) 各施設の運営コスト



3 建物の現状

建物の現状は、次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料】として添付します。

◆図表 6-9 建物の現状一覧

No	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物											
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造/法定 耐用年数	法定耐用 年数	耐震性	R6自主 点検結果	バリアフリーの 状況	ハザードマップの状況				
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波
1	ペガサス・環境館	16,267.70	15,486.38	2010	RC/50年	未経過	新耐震	21.7	全部対応	あり	—	—	○ ※1	—
2	家庭ごみ搬入受付センター	2,989.22	531.15	1998	S/38年	未経過	新耐震	37.1	一部対応	あり	—	—	○ ※2	—
	処理困難物選別施設		2,400.75	1998	S/38年	未経過	新耐震		未対応	あり	—	—	○ ※2	—
3	徳山リサイクルセンター	1,425.69	718.43	1973	S/38年	経過	なし・不明	56.8	未対応	なし	—	—	—	—
4	熊毛ストックヤード	949.18	639.60	1993	S/38年	未経過	新耐震	40.6	未対応	なし	—	—	—	—
5	鹿野ストックヤード	133.38	118.44	1999	S/38年	未経過	新耐震	—	未対応	なし	—	—	—	—
6	鹿野一般廃棄物最終処分場	2,482.77	1,744.31	2004	S/38年	未経過	新耐震	32.6	未対応	なし	—	—	—	—

※1 0.5m未満 ※2 0.5m以上～3.0m未満

*自主点検は毎年実施

*構造：SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

*法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40（1965）年大蔵省令第15号）において、構造や用途によって記載のもの

*「周南市不燃物処分場」、「熊毛不燃物埋立処分場（小松原）（清尾）」及び「鹿野中木屋ノ谷ごみ埋立処分地施設」は既に埋立終了しているため、記載していません。

No.1 ペガサス及び環境館は、平成22（2010）年度の建築であり、概ね、建物、設備ともに大きな不具合はありませんが、屋上の防水機能に経年劣化がみられるため、計画的な修繕が必要です。また、敷地全体が借地です。

No.2 家庭ごみ搬入受付センター及び処理困難物選別施設（旧ごみ燃料化施設・フェニックス）は、平成10（1998）年度の建築であり、屋根・天井部分、機械設備等の老朽化が進行しているため、計画的な修繕が必要です。また、敷地全体が借地です。

No.3 徳山リサイクルセンターは、昭和48（1973）年度の建築であり、鉄骨造りの建築物の法定耐用年数を経過しています。また、昭和56（1981）年5月以前の耐震基準（以下、「旧耐震基準」という。）の建築物であり、耐震性が不足しています。

No.4 熊毛ストックヤードは、平成5（1993）年度の建築であり、現在、概ね、建物、設備ともに大きな不具合はありません。

No.5 鹿野ストックヤードは、平成11（1999）年度の建築であり、現在、概ね、建物、設備ともに大きな不具合はありません。なお、本施設は劣化判定表による自主点検は項目がそぐわないため行っていませんが、適宜、施設の内容、規模に応じた点検を行っています。

No.6 鹿野一般廃棄物最終処分場は、平成16（2004）年度の建築であり、概ね、建物に大きな不具合はありませんが、浸出水処理設備等の機械設備の老朽化が進行しているため、計画的な修繕が必要です。

第5節 ごみ処理施設を取り巻く状況と課題

1 廃棄物を取り巻く状況

これまでの社会経済システムは、私たちの生活に豊かさをもたらしましたが、大量生産・大量消費・大量廃棄が繰り返されたことで地球温暖化など地球規模の環境問題が顕在化し、さらに、ごみ問題など、身近な環境においても大きな問題を抱えることとなりました。

こうした点を踏まえ、国においては、限られた資源を大切にし、資源を繰り返し利用することで環境と経済を共生させ、持続的に発展する「循環型社会」の形成を推進するため、平成13年（2001年）1月に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を完全施行し、この法律に基づき、平成15年3月に循環型社会形成推進基本計画を閣議決定しました。循環型社会形成推進基本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、令和6年（2024年）8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しています。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取り組みを一段と強化するためには、従来の延長線上の取り組みを強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となります。循環型社会形成の推進力となる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するものです。また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールです。

2 本市のごみ処理施設と廃棄物を取り巻く状況

本市の廃棄物を取り巻く状況をみると、「3R（Reduce、Reuse、Recycle）の更なる推進」を始めとし、「効率的ごみ処理システムの確立」、「環境教育の啓発の推進」といった廃棄物の適正処理に向けた各種施策の取り組みにより、ごみの排出量は令和元（2019）年度47,367 tから令和5（2023）年度42,230 tへと着実に減少しています。

一方で、施設全体が設置当初からの年数が経過する中で、建物及び施設設備が老朽化しているため、適切な施設の維持管理を行うためには修繕計画を策定する必要があります。

3 施設の状況と課題

（1）不燃物処理施設

不燃物処理施設（鹿野一般廃棄物最終処分場及び徳山下松港新南陽N7地区最終処分場を含む）については、埋立可能な容量に限りがあります。

また、新たに最終処理施設を確保するためには、多額の費用と期間を要することから、市単独での設置は大変厳しい状況となっています。このため、更なる最終処分量の削減を図り、施設の延命化を図る必要があります。

(2) リサイクル施設

ペガサスは本市のリサイクル行政の核となる施設として安定稼働を維持していますが、令和4(2022)年4月のプラスチック資源循環促進法の施行に伴い、今後の国の動向を注視しながらプラスチック使用製品廃棄物の適切な中間処理に必要な設備等の検討を進めるとともに、老朽化した建物・施設設備の改修により施設の延命化を図っていくことが重要となります。

また本施設は、現在長期包括的運転管理業務委託により民間の事業者が施設運営を行っていますが、令和7(2025)年度末に契約期間満了を迎えることから、令和8(2026)年度以降の施設運営の方法について、令和5年度にその方向性の検証を行った結果、令和8年度からも引き続き長期包括的運転管理を行うことが有効であることを確認したところであり、現在次期長期包括的運転管理業務の委託契約事業者の選定と円滑な引継ぎに向けて必要な事務を進めています。

こうした持続可能な一般廃棄物処理に向けた施設対応にあたっては、将来的に多額の費用負担が発生することが見込まれます。

環境館は、新型コロナウイルス感染症の影響による閉館期間がありましたが、近年の環境意識の高まりを受け、来館者数は増加傾向にあります。今後も更なる循環型社会の形成の推進に向けて、市民への周知、環境ワークショップやエコフェスタなど魅力ある環境啓発イベントの開催により、来館者増加に向けた取り組みが必要です。

家庭ごみ搬入受付センターは、年々利用者が増加傾向にあり、混雑時には長時間の待ち時間が発生しています。このため、令和6年10月1日から、電話やウェブサイトなどによる事前予約制度を導入しています。今後も利用者の利便性向上に向けた取り組みが必要です。

処理困難物選別施設は、平成10(1998)年度の建築であり、建物・施設設備の老朽化が進行しています。このため、施設の延命化に向けて、今後、計画的な修繕が必要です。

徳山リサイクルセンターは、中間処理施設としての機能は終了しましたが、周南市不燃物処分場の浸出水処理施設としての機能が残っているため、浸出水の状態が廃棄物処理法に基づく廃止基準に適合するまでの期間、適切に管理する必要があります。

熊毛ストックヤード及び鹿野ストックヤードは、中間処理施設としての機能は終了しましたが、大規模災害発生時などの際は、ごみの一時保管場所となることから、継続利用に向けて適切に管理する必要があります。

第6節 ごみ処理施設の今後の方向性

1 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料】として添付します。

2 総合評価

(1) 基本的な考え方

ごみ処理施設は、市民生活の中で発生したごみを適正に処理することを目的として設置しており、今後の人口減少に伴い、ごみ量も減少していくことが想定されますが、災害による被害や故障が生じた場合に市内全域のごみ処理に影響が及ぶ事態は避けなければなりません。

こうしたことから、より良い生活環境を次世代へ引き継ぐために、施設の計画的な整備を行い、施設の延命化を図り、安全かつ安定的な施設運営に努める必要があります。

(2) 具体的な方針

一次評価の結果に加え、各施設の重要度及び施設設備の状況などを踏まえ、個々の施設の方向性について検討を行った結果、今後の具体的な方針は次のとおりです。

なお、以下の内容は、本施設分類別計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

◆図表 6-10 具体的な方針と実施時期（予定）

No	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容					
		築年数	主構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度		結果	R7	R8	R9	R10	R11
1	ベガス・環境館	12	RC/50年	未経過	新耐震	21.7	全部対応	該当なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
2	家庭ごみ搬入受付センター	24	S/38年	未経過	新耐震	37.1	一部対応	該当なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
	処理困難物選別施設	24	S/38年	未経過	新耐震		未対応	該当なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
3	徳山リサイクルセンター	49	S/38年	経過	なし 不明	56.8	未対応	該当なし	高い	継続利用 (現状維持)	継続利用					
4	熊毛ストックヤード	29	S/38年	未経過	新耐震	40.6	未対応	該当なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
5	鹿野ストックヤード	23	S/38年	未経過	新耐震	—	未対応	該当なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
6	鹿野一般廃棄物最終処分場	18	S/38年	未経過	新耐震	32.6	未対応	該当なし	比較的高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					

*総合劣化度は、点数が高いほど劣化が進行していることを表しています。

No.1 ペガサス・環境館

ペガサス及び環境館は、「継続利用」することとします。

なお、施設の安全かつ安定的な運転に向け、外壁・電気設備・ごみ処理設備等の大規模改修工事の必要性について、令和5年度に精密機能検査を実施しましたが、施設機能の維持状況としては適切な定期点検と消耗部品等の交換・調整等の補修整備が実施され、施設機能は良好な状態で維持されており、現状では大規模な修繕工事を必要とする状態にはないことを確認しています。

また、本施設は周南市役所エコ・オフィス実践プランに基づき、令和12(2030)年度までに太陽光発電設備の設置を目指します。

No.2 家庭ごみ搬入受付センター・処理困難物選別施設

家庭ごみ搬入受付センター及び処理困難物選別施設は、「継続利用」することとします。

なお、建物及び施設設備の老朽化がみられることから、施設の安全かつ安定的な運転に向け、適宜必要な修繕を行っていきます。

No.3 徳山リサイクルセンター

徳山リサイクルセンターは、法定耐用年数を大幅に経過しているとともに非耐震のため、早急な対応が必要ですが、隣接する周南市不燃物処分場の浸出水処理設備が設置されているため、必要最低限の整備を実施し、当面の間、「継続利用」することとします。

No.4 熊毛ストックヤード・No.5 鹿野ストックヤード

熊毛ストックヤード及び鹿野ストックヤードは、大規模災害発生時などの際、ごみの一時保管場所となることから、必要最低限の整備を実施し、当面の間、「継続利用」することとします。

No.6 鹿野一般廃棄物最終処分場

鹿野一般廃棄物最終処分場及び、周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく一般廃棄物排出削減の取り組みにより、更なる最終処分量の削減に努め、「継続利用」することとします。

第7節 し尿処理施設について

1 現状と課題

本市のし尿処理施設の基本情報及び提供しているサービスは、次のとおりです。

なお、「衛生センター」は現在休止しています。

「し尿投入施設」は、徳山中央浄化センターの再構築事業の進捗に合わせ整備を行い、令和6年7月に新たな施設を供用開始しました。

◆図表 6-11 し尿処理施設

No	施設名	処理対象物	提供しているサービス	備考
1	旧し尿投入施設 (徳山中央浄化センター内)	し尿 浄化槽汚泥	し尿・浄化槽汚泥の前処理	休止
2	新し尿投入施設 (徳山中央浄化センター内)	し尿 浄化槽汚泥	し尿・浄化槽汚泥の前処理	令和6年7月 供用開始

「し尿投入施設」は、し尿及び浄化槽汚泥等の除渣処理を行う前処理施設で、その後中間処理を徳山中央浄化センター（公共下水道施設）で行い、公共用水域へ放流しています。

徳山中央浄化センターの更新事業に伴い、平成23（2011）年5月から平成29（2017）年度まで本市（熊毛地区を除く）のし尿処理は衛生センターで行っていましたが、昭和47（1972）年度建築の施設であり、建物や設備の老朽化により平成30（2018）年度に休止し、本施設へ機能を移転しました。

また、令和3（2021）年度まで熊毛地区のし尿処理を行っていた玖西環境衛生施設組合の解散に伴い、令和4（2022）年4月より、本施設にて市内全域のし尿処理を行っています。なお、本施設は、徳山中央浄化センター内の施設であり、その規模、性格から、本市作成の劣化判定表による自主点検及び「機能の評価・検証シート」による一次評価は、項目がそぐわないため、実施しません。

2 今後の方向性

本市のし尿処理を行っている「新し尿投入施設」は、令和6年7月に供用を開始したばかりです。長期的な安定稼働、適正処理を行うため、適宜、適切な点検・補修等を行っていくこととします。

第8節 計画期間

本施設分類別計画の計画期間は、第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間目標年度に合わせ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までとします。なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本施設分類別計画を見直すこととします。

参考資料 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性がある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	第1ステップ			第2ステップ	
	適正化の意味・視点	サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止する等により、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在しない ⇒ 存在する ⇒	◇ 民間譲渡 ◇ 廃止
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ⇒	◇ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス廃止	◇ 補助金などの代替施策で対応可能 ⇒	◇ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量(数、面積)は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模(延床面積)の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 建築から30年未満の施設 利用圏域 地域以外 ⇒ 地域 ⇒	◇ 廃止 ◇ 転用 ◇ 地域移譲
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 統廃合 ◇ 継続利用(規模縮小)
		◇ 同種、類似の市施設が存在			
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化(集約化)の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化(集約化)
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・サービス内容の重複 ・貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化(共用化)
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒	◇ 多目的化
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものを民間に任せられるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大 ◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なりますが、施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なりますが、同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。 （サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。 （サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

参考資料 一次評価結果

項番	施設名	(1) サービス主体の適正化										
		(1)-1 民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 市内に同様のサービスを提供する国庫の施設がある ・周辺自治体で、同南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					
		代替性民間参入 ①	代替性民間参入 ②	公共性必要性 ③	有効性互換性 ④		評価結果	有効性互換性 ⑤		有効性互換性 ⑥		評価結果
行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	法律等により設置が義務づけられているか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間		対象施設	補助金などの代替施設で対応できるものか。			
1	リサイクルプラザ(バガス)	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務付けられている	存在しない					存在しない		対応不可能
2	環境館	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務付けられている	存在しない					存在しない		対応不可能
3	家庭ごみ搬入受付センター処理困難物選別施設(旧フェニックス)	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務付けられている	存在しない					存在しない		対応不可能
4	徳山リサイクルセンター	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務付けられている	存在しない					存在しない		対応不可能
5	熊毛ストックヤード	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務付けられている	存在しない					存在しない		対応不可能
6	鹿野ストックヤード	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務付けられている	存在しない					存在しない		対応不可能
7	鹿野一般廃棄物最終処分場	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務付けられている	存在しない					存在しない		対応不可能

項番	施設名	(2) サービス水準の適正化										
		(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 施設の利用率が低い、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている					
		公共性公益性 ①	公共性公益性 ②	公共性公益性 ③	建築 経過 年数 (R6.4.1 時点)	有効性互換性 ④	評価結果	有効性利用率 ⑤	有効性利用率 ⑥	有効性互換性 ⑦		評価結果
今日の視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用形態が設置目的に即したものと一致しているか。	サービス内容が設置目的に即したものと一致しているか。	当該施設の利用圏域から、利用圏域はどうか。	前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	今後の人口減少社会において、利用者数の見込みはどうか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (県施設、民間施設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設			
1	リサイクルプラザ(バガス)	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	13	広域		非該当	非該当	存在しない		
2	環境館	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	13	広域		非該当	非該当	存在しない		
3	家庭ごみ搬入受付センター処理困難物選別施設(旧フェニックス)	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	25	広域		非該当	非該当	存在しない		
4	徳山リサイクルセンター	低下しつつある	設置目的がなくなりつつある	設置目的から低下しつつある	50	単広域		非該当	非該当	存在しない		
5	熊毛ストックヤード	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	23	単広域		非該当	非該当	存在しない		
6	鹿野ストックヤード	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	25	単広域		非該当	非該当	存在しない		
7	鹿野一般廃棄物最終処分場	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	20	単広域		非該当	非該当	存在しない		

項番	施設名	(3) サービス配置の適正化											
		(3)-1 複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)					(3)-2 施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している(など)						
		サービス集約のメリット(メリットあり or 空欄)	建築経過年数(R6.4.1時点)	評価結果	同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の稼働率等を入力	建築経過年数(R6.4.1時点)	評価結果	有効性利用率①	有効性利用率②	延床面積(m ²)	建築経過年数(R6.4.1時点)	評価結果
1	リサイクルプラザ(バガス)		13				13		非該当	非該当	14,247.28	13	
2	環境館		13				13		非該当	非該当	2,020.42	13	
3	家庭ごみ搬入受付センター処理困難物選別施設(旧フェニックス)		25				25		非該当	非該当	2,989.22	25	
4	徳山リサイクルセンター		50				50		非該当	非該当	1,425.69	50	
5	熊毛ストックヤード		23				23		非該当	非該当	949.18	23	
6	鹿野ストックヤード		25				25		非該当	非該当	133.38	25	
7	鹿野一般廃棄物最終処分場		20				20		非該当	非該当	2,482.77	20	

項番	施設名	(4) 事業手法の適正化																	
		(4)-1 公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか					検討結果一覧表												
		代替性民間参入②	効率性コスト①	効率性コスト②	評価結果	効率性コスト③	評価結果	A: 統廃合	B: 複合化(集約化)	C: 複合化(共用化)	D: 多目的化	E: 継続利用(現状維持)	F: 継続利用(規模縮小)	G: 共同利用	H: 廃止	I: 転用	J: 民間譲渡	K: 民活の拡大	受託者負担の見直し
1	リサイクルプラザ(バガス)	期待できる	非該当	非該当				非該当											
2	環境館	検討の余地あり	非該当	非該当		非該当													「継続利用(現状維持)」
3	家庭ごみ搬入受付センター処理困難物選別施設(旧フェニックス)	期待できる	非該当	非該当		非該当													「継続利用(現状維持)」
4	徳山リサイクルセンター	検討の余地あり	非該当	非該当		非該当													「継続利用(現状維持)」
5	熊毛ストックヤード	検討の余地あり	非該当	非該当		非該当													「継続利用(現状維持)」
6	鹿野ストックヤード	検討の余地あり	非該当	非該当		非該当													「継続利用(現状維持)」
7	鹿野一般廃棄物最終処分場	期待できる	非該当	非該当		非該当													「継続利用(現状維持)」

添付資料

◆計画策定の経緯

計画策定にあたり、周南市ごみ対策推進審議会から意見をいただき、市民アンケートを実施し、パブリックコメントを実施しました。

年月日	内容
令和6年6月5日	<p>令和6年度 第1回 周南市ごみ対策推進審議会</p> <p>●議事</p> <p>(1) 第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について （現基本計画の概要と本市のごみ処理に係る取り組みの状況）</p>
令和6年7月3日発送 令和6年7月31日 受付〆切（消印有効）	<p>市民アンケートの実施</p> <p>実施方法：市民アンケート調査票を郵送により送付・回収</p> <p>送付数：2,655件（周南市内在住の18歳以上の市民から無作為抽出）</p> <p>回答者数：1,165人（回答率43.9%）</p>
令和6年10月4日	<p>令和6年度 第2回 周南市ごみ対策推進審議会</p> <p>●議事</p> <p>(1) 周南市のごみ排出量（令和5年度実績値）について</p> <p>(2) 第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査について（概要） ・素案の概要説明
令和6年11月12日	<p>令和6年度 第3回 周南市ごみ対策推進審議会</p> <p>●議事</p> <p>(1) 第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案の概要説明
令和6年12月10日 令和7年1月10日	<p>パブリック・コメントの実施</p> <p>閲覧方法と閲覧場所： 周南市ホームページ、周南市環境生活部リサイクル推進課、周南市役所本庁舎1階情報閲覧コーナー、各総合支所情報公開窓、各支所</p> <p>意見の提出方法：書面提出、郵送、ファックス、電子メール</p> <p>意見提出可能者： 周南市にお住まいの方、周南市内の事務所または事業所に勤務されている方、周南市内の学校に在学されている方、周南市に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体</p>
令和7年2月5日	<p>令和6年度 第4回 周南市ごみ対策推進審議会</p> <p>●議事</p> <p>(1) 第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）のパブリック・コメント実施結果及びそれについての市の考え方について</p> <p>(2) 第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について</p> <p>(3) 令和7年度一般廃棄物処理実施計画（案）について</p>

周南市ごみ対策推進審議会委員名簿

令和7年3月現在

No.	委員区分	人数	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	2名	あかき まゆ 赤木 真由	周南公立大学 講師	会長
			いけだ みつまさ 池田 光優	徳山工業高等専門学校 教授	
2	廃棄物処理 ・再生事業者	2名	さもり ひろし 佐守 広志	(株)トクヤマ 徳山製造所	
			あねがやま まさかず 姉ヶ山 将和	東ソー(株) 南陽事業所	
3	流通・ 販売事業者	2名	ふない たつろう 船井 辰朗	徳山商工会議所	
			やまさき のぶえ 山崎 信枝	新南陽商工会議所	
4	住民代表者	11名	かとう ひろし 加藤 洋	徳山環境衛生連合会	副会長
			いそむら たかし 磯村 孝	新南陽環境衛生自治会連合会	
			やまもと たきお 山本 瀧雄	熊毛環境衛生推進協議会	
			おだ かずのり 小田 和則	鹿野環境衛生推進協議会	
			こまつばら みさこ 小松原 美佐子	周南消費者協会	
			かまだ まさこ 鎌田 昌子	徳山女性団体連絡協議会	
			ささき てつこ 佐々木 哲子	新南陽女性団体連絡協議会	
			やまもと あきこ 山本 明子	熊毛婦人会	
			ありくに みえこ 有國 美恵子	鹿野地区女性団体連絡協議会	
すみだに ひろし 住谷 博志	公募				
ちば ひろゆき 千葉 浩之	公募				
5	関係行政 機関職員	1名	たかお のりこ 高尾 典子	山口県周南健康福祉センター 保健環境部生活環境課	
計		18名			

※委員の任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日



このキャッチフレーズは、本計画の目標「1人1日 23.4g の燃やせるごみ削減」をイメージしやすいように、ごみの量を「うずら卵2個分」で表現したものです。20 年前の第1次計画での目標は「たまご2個分(110g)」でしたが、これまでの3R 推進の結果、「うずら卵2個分(23.4g)」まで減量されました！

第3次周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

発行年月:令和7(2025)年3月

発行:周南市 環境生活部 リサイクル推進課

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1-1

TEL:0824-22-8303 FAX:0834-22-8243

メール:recycle@city.shunan.lg.jp